

平成 29 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 29（2017）年 6 月
清 和 大 学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色……………	p.1
II. 沿革と現況……………	p.4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 ……………	p.6
基準 1 使命・目的等……………	p.6
基準 2 学修と教授 ……………	p.21
基準 3 経営・管理と財務……………	p.66
基準 4 自己点検・評価……………	p.82
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価……………	p.89
基準 A 地域社会との連携協力・地域社会への貢献……………	p.89
V. エビデンス集一覧……………	p.96
エビデンス集（データ編）一覧……………	p.96
エビデンス集（資料編）一覧……………	p.97

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 本学の建学の精神・基本理念

(1) 本学の建学の精神

君津学園の歴史は、前理事長である真板益夫が、終戦後の昭和 20 (1945) 年 8 月 18 日、復員して故郷の木更津駅頭に立った時、荒廃した風景と民族としての誇りを失った同胞たちの姿を見て、「日本を立ち直らせるには、教育をおいて他にない」との感を強く抱き、昭和 21 (1946) 年に「木更津英語講習所」を設立したことから始まる。

以後、真板前理事長は、木更津高等家政女学校、学校法人君津学園、木更津中央高等学校、清和女子短期大学、同短期大学附属八重原幼稚園、同短期大学附属畑沢幼稚園、同短期大学附属高等学校、同短期大学附属金田幼稚園、市原中央高等学校を次々に設立し、そして平成 6 (1994) 年に**清和大学**を設立し、学園の発展の礎を築いてきた。なお、平成 15 (2003) 年には上記木更津中央高等学校と清和女子短期大学附属高等学校を統合して木更津総合高等学校を設立し、清和女子短期大学を清和大学短期大学部に改名し、今日に至っている。

この間、真板前理事長は、学園の教育理念として「全人人格の形成と生涯教育の実現」を目指す「真心教育」を掲げたが、この 71 年間に及ぶ歴史と伝統は清和大学にも確実に受け継がれている。本学の建学の精神は、「真心教育」である。

(2) 本学の基本理念

本学の基本理念は「真心教育」である。すなわち、「真心教育」とは、人間性の全人的形成を目指してそれぞれの個性が持つ立派な可能性を自然に開発伸長できるように育成する教育である。そのためには学校全体が一つになって誠心誠意努力する姿勢を示すことである。

2. 本学の使命・目的

(1) 本学の使命

本学の使命は、創立母体たる君津学園最高の高等教育機関として、教育理念の「真心教育」をバックボーンとした真に社会に貢献できる人材を育成すること及び地域社会の発展に貢献することにある。

(2) 本学の目的

本学の目的は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、君津学園の一貫した教育体系の最高教育機関として、学園の教育理念とする「真心教育」に基づき徳性を陶冶しつつ、高度の教養を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、個性の尊重と社会的協同を旨とし、国内的、国際的視野に立って、地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材を養成することを目的とする。

したがって、本学が目指す大学像は、高度の教養及び専門の学芸を教授するとともに、「国内的、国際的視野に立って広く社会に貢献できる人材を育成する最高学府」である。

3. 本学の個性・特色

(1) 多様化する法教育のニーズへの対応

司法試験制度が制度改革の一環としてロースクール制度に転換され、4 年制大学法学部の多くがロースクールを持つに到った今日、ロースクールを持たない法学部の存在意義が問われていることは事実である。しかし、法曹養成のみが法学部の役割ではなく、現在でも圧倒的に多くの法学部卒業者は民間企業や諸官庁・公務員を担う人材として重用されている現実がある。しかもロースクールを卒業しても必ずしも司法試験に合格する保証はなく、そのうえ、司法試験に合格したとしても弁護士数が飽和状態であるわが国においては、弁護士事務所等に就職することが極めて難しくなっている状況等を考えると、益々ロースクールを志向しない実学法教育の重要性が浮かび上がる。他方、本学入学者の多くが警察官、地方公務員志望であるという点に鑑みれば、公務員試験や各種資格試験対策に対するニーズが大きいというべきである。

また、個人の権利意識が高度化した現代社会においては、個人対個人だけでなく、個人対国家・地方公共団体の関係においても法の果たす役割は大きなものとなっている。住民のニーズ（権利意識）が国家や地方公共団体にも向けられるようになっている状況では、わが国民の法的レベルを絶えず向上させていかなければならない。この点においても、法曹教育（弁護士・検察官・裁判官志向）ではない多様な法規範を修得する教育が必要である。

特に、現代社会において極度に発達した ICT 技術や国民の健康と密接に関りあうスポーツの分野においても個人対個人、個人対国家、個人対地方公共団体間の紛争が多発化の傾向をみせており、これに対応できる法規範を修得させる教育が必要である。

(2) 徹底した「少人数教育」による人間形成教育

従来の社会科学系の大学教育は、いわゆるマスプロ教育に流れる傾向にあったが、本学は入学定員（190 人）が少ないこと及び豊富な選択科目を設定したことにより少人数教育を実現し、1 クラス 15 人程度のゼミナール形式の「プレゼミ」や「研究会」等において、学生と教員の繋がりを重視した人間形成教育を実施している。

(3) 「3 コース制」の設置

本学では、多様化する「社会」と「法律」の結びつきを考慮して、平成 17（2005）年度、法律学科の下に、「法学コース」、「IT ビジネス法コース」（現．経営法コース）、「スポーツ法コース」の 3 コースを設置した。

(4) 「公務員受験・資格取得対策センター」の設置

1) 警察官等試験対策の強化

本学では、入学時から公務員志望の学生が多いことから、公務員受験対策講座を設置し、地方上級、自衛官、警察官、消防官、刑務官等試験の合格を目指している。このなかでも特に警察官志望者が多いことから、「警察官特進クラス」を設けて同試験対策を強化している。これらの対策によって、平成 19（2007）年度頃から警察官試験合格者を多数輩出し、平成 21（2009）年度には、警察官試験合格率が全国第 3 位、消防官試験合格率全国

第 13 位として有名雑誌に掲載されるに至った。その後も、平成 28（2016）年度まで平均して年 19 人の合格者を輩出している。

2) 各種資格取得試験対策の強化

本学では、公務員受験対策のほかにも各種資格取得試験対策講座を開講し、学生に便宜を提供している。例えば「漢字検定試験」、「IT パスポート試験」、「日商 PC 検定」、「宅建士」、「教員採用試験」等の対策講座である。

特に、今後、わが国をはじめ国際社会は、急速な高度情報技術の進展により出身学部を問わず基本的な ICT(情報通信技術)スキルに習熟している人材を求めている。このため、本学では、「経営法コース」において、これに応えるべく学生を指導している。

(5)「教職課程」の充実

平成 19（2007）年頃より、わが国では団塊世代の教員が大量に定年退職を迎えたため、小・中・高校の教員が不足するという事態が予想された。そこで本学では、予想される教員不足に対応するため、平成 18（2006）年度、中学校 1 種免許「社会科」、高等学校 1 種免許「公民科」、同「情報科」の 3 つの教職課程を設置し、さらに、平成 19（2007）年度には、高等学校 1 種免許「地歴科」を設置した。また、平成 21（2009）年度からは、他大学（了徳寺大学）と提携して、中学校・高等学校 1 種免許「保健体育科」を取得できる途を開き、現在も数名の学生が利用している。

また、本学の学生が、本学短期大学部において科目等履修生として必要単位を取得すれば小学校教員 2 種免許や幼稚園教員免許も取得することが可能となっている。

その結果、本学の学生は“法学部に学びながら教員免許がとれる”選択肢を有することになり、将来の進路を考えると、学生にとっては大きな魅力といえる。

Ⅱ．沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の経営母体である君津学園の原点は、有史以来はじめてわが国が経験した敗戦という歴史的現実直面し、昭和 21（1946）年、混沌とした社会の中で、国の将来は一にかかって次代を担う青少年の育成にあるという創立者（前理事長 真板益夫）の憂国の熱情と人間教育を重視する教育理念である。

その沿革は次のとおりであるが、昭和 21（1946）年開設の「木更津英語講習所」に始まり、以来、半世紀の歳月を経て、1 大学、1 短大、2 高校、3 幼稚園を擁する総合学園を形成するに至り、現在では、千葉県内外にその存在を認められ、その間、多くの人材を世に輩出してきた。

平成 6（1994）年、激変してやまない現代社会の下で、より深化した教育理念に基づく学生の育成が急務であるとの確信から、学園創立以来の念願であった、地域社会に根ざし、その発展に一段と貢献できる総合学園構想の実現に向け、**清和大学の設立**に至ったものである。

昭和 21（1946）年	木更津英語講習所 開設
昭和 26（1951）年	木更津高等家政女学校 設立
昭和 35（1960）年	学校法人君津学園 設置認可
昭和 38（1963）年	木更津中央高等学校 設立
昭和 42（1967）年	清和女子短期大学 設立
昭和 43（1968）年	清和女子短期大学附属八重原幼稚園 設立
昭和 46（1971）年	清和女子短期大学附属畑沢幼稚園 設立
昭和 48（1973）年	清和女子短期大学附属高等学校 設立
昭和 52（1977）年	清和女子短期大学附属金田幼稚園 設立
昭和 58（1983）年	市原中央高等学校 設立
平成 5（1993）年 12 月	清和大学法学部 設置認可
平成 6（1994）年	清和大学 設立
平成 15（2003）年	木更津総合高等学校（木更津中央高等学校・清和女子短期大学附属高等学校を統合） 設立
平成 15（2003）年	清和女子短期大学を清和大学短期大学部に改名

2. 本学の現況

(1) 大学名

清和大学（Seiwa University）

(2) 所在地

〒292-8555 千葉県木更津市東太田 3 丁目 4 番 5 号

(3) 学部等の構成

法学部 法律学科（昼間主コース、夜間主コース）

〔法学コース〕（昼・夜）

〔経営法コース〕（昼）

〔スポーツ法コース〕（昼）

(4) 学部の定員

(人)

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
法学部	法律学科	190	0	760

(5) 学部の学生数（平成 29 《2017》 年 5 月 1 日現在）

法学部 法律学科 720 人

(6) 教職員（平成 29 《2017》 年 5 月 1 日現在）

専任教員数 26 人

専任職員数 23 人

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1 - ① 意味・内容の具体性と明確性

1-1 - ② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1) 使 命（ミッション）

清和大学（以下「本学」という。）は、使命（ミッション）を次のとおり定めている。

本学の使命は、「創立母体たる君津学園最高の高等教育機関として、教育理念である真心教育をバックボーンとした真に社会に貢献できる人材を育成すること及び地域社会の発展に貢献すること」である。【資料 1-1-1】

2) 目 的

本学は、本学及び学部の目的をそれぞれ次のように定め、学則に明記している。

A 本学の目的

清和大学学則第 1 条第 1 項

「本学は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、君津学園の一貫した教育体系の最高教育機関として、学園の教育理念とする「真心教育」に基づき徳性を陶冶しつつ、高度の教養を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、個性の尊重と社会的協同を旨とし、国内的、国際的視野に立って、地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材を養成することを目的とする。」【資料 1-1-2】

B 本学法学部法律学科の教育目的

清和大学学則第 1 条第 2 項

「法学部法律学科の教育目的は、次のとおりとする。（一）法学基礎教育の充実、（二）現代社会の情報化・多様化への対応、（三）実学を重視したリーガルマインドの涵養、（四）国際化時代への対応」【資料 1-1-3】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-1】清和大学生手帳 2017（理念・沿革）

【資料 1-1-2】清和大学学則第 1 条第 1 項

【資料 1-1-3】清和大学学則第 1 条第 2 項

1—1—② 簡潔な文章化

本学の使命、目的、法学部法律学科の教育目的（以下「法学部の教育目的」という。）は、簡潔に文章化されている。また、それぞれの趣旨や表現は本学の大学案内、学生手帳、ホームページ上に明示されている。【資料 1-1-4】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-4】清和大学大学案内 2018、清和大学学生手帳 2017、清和大学ホームページ

(3) 1—1 の改善・向上方策（将来計画）

上述のとおり、本学の使命・目的及び法学部の教育目的は簡潔に文章化されているが、一部に平易でない表現も使われており、今後見直しも検討していく方針である。また、少子化やグローバル化に伴う受験生や社会の変化等も踏まえ、本学の使命・目的及び法学部の教育目的の見直しも検討していく方針である。

1—2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1—2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1—2 の自己判定

基準項目 1—2 を満たしている。

(2) 1—2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学の使命は、「創立母体たる君津学園最高の高等教育機関として、教育理念である真心教育をバックボーンとした真に社会に貢献できる人材を育成すること及び地域社会の発展に貢献すること」である。すなわち、真に社会に貢献できる人材を育成すること及び地域社会の発展に貢献することに主眼が置かれている。本学は房総南部という地域に根ざした大学であり、この地域に貢献できる人材の育成を目指すこと、及び本学の教育・研究の成

果をこの地域社会に還元し、地域の経済や文化の興隆等に貢献することが明示されているのであり、この点に個性があり特色である。【資料 1-2-1】

また、本学の目的は、本学学則において、「教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、君津学園の一貫した教育体系の最高教育機関として、学園の教育理念とする真心教育に基づき徳性を陶冶しつつ、高度の教養を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、個性の尊重と社会的協同を旨とし、国内的、国際的視野に立って、地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材を養成することを目的とする」と規定されている。特に後段の“地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材を養成することを目的とする”という部分に個性・特色があり、それが明示されている。

【資料 1-2-2】

さらに、本学法学部の教育目的は、(一) 法学基礎教育の充実、(二) 現代社会の情報化・多様化への対応、(三) 実学を重視したリーガルマインドの涵養、(四) 国際化時代への対応」の 4 点である。このうち、本学の使命・目的における個性・特色である、地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材を養成するために、先見性として「現代社会の情報化・多様化への対応」及び「国際化時代への対応」を掲げ、また、実践性として「法学基礎教育の充実」及び「実学重視したリーガルマインドの涵養」を掲げており、これを個性・特色として明示している。【資料 1-2-3】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-1】 清和大学学生手帳

【資料 1-2-2】 清和大学学則第 1 条第 1 項

【資料 1-2-3】 清和大学学則第 1 条第 2 項

1—2—② 法令への適合

本学の目的は、学則第 1 条第 1 項に、「教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、君津学園の一貫した教育体系の最高教育機関として、学園の教育理念とする真心教育に基づき徳性を陶冶しつつ、高度の教養を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、個性の尊重と社会的協同を旨とし、国内的、国際的視野に立って、地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材を養成することを目的とする。」と定められており、これは学校教育法第 83 条に定める大学の目的に適合している。【資料 1-2-4】

また、大学設置基準第 2 条は、「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」と規定しており、本学も法学部法律学科の教育目的を、(一) 法学基礎教育の充実、(二) 現代社会の情報化・多様化への対応、(三) 実学重視を重視したリーガルマインドの涵養、(四) 国際化時代への対応と定めている。したがって、法令に適合している。【資料 1-2-5】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-4】 清和大学学則第 1 条第 1 項、学校教育法第 83 条

【資料 1-2-5】 清和大学学則第 1 条第 2 項

1-2-③ 変化への対応

本学は平成 27 (2015) 年、創立 22 年目を迎えたが、この際、創立時の理念に立ち返り、使命・目的及び教育目標の見直しを実施した。その際、全教職員及び役員（役員は理事会承認の場において。）も参画し、学園全体的な見地から検討を行った。【資料 1-2-6】

(3) 1—2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び学部教育目的について、引き続き、個性・特色の明示や法令の適合性に留意し、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて随時、これらの項目の見直し等を実施していきたい。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-6】「大学の使命・目的」及び「学部の教育目標」の改定検討について（平成 27 《2015》 年 5 月 12 日全教職員及び法人事務局長宛通知文等）

1—3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1—3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成と整合性

(1) 1—3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1—3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1—3—① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的の有効性を考え、維持する機能の頂点としては理事会の存在がある。理事会では、本学の運営上の重要事項や学則を始めとする重要規程の改定や教員人事等が決議される。【資料 1-3-1】

使命・目的及び教育目的等、重要事項の検討及び改正については、教授会での審議の前に学長室会議において検討される。同会議の構成員は学長、学部長（副学長を置く場合は、副学長を含む）及び学長が選出した専任教員若干人をもって構成される。なお、学長が必要と認めた場合には、その他の教員・職員を参加させることができる。【資料 1-3-2】

教授会は、規程上は学長及び専任教授をもって構成されるが、本学では従来から、学長及び全専任教員をもって構成員としており、さらには理事長のほか、事務局の主要職員である事務局長（総務課長を兼務）、教学課長、学生生活課長、進路指導室長及び図書館事

務室主任も常時出席して意見を述べたり求められたりする機会が与えられている。教授会の審議事項（教授会規程第4条）は、学生の入学及び卒業、学位の授与、学生の退学、除籍及び賞罰、学生の試験、教育課程（教養教育を含む）、教員の研究業績の審査のほか、学則その他学内諸規程のうち「教授会の議を経て」と規定する事項が掲げられており、この中には当然に使命・目的及び教育目的の検討・改正が包含される。このように、教授会が、使命・目的及び教育目的の再確認の場としての役割を果たしている。

次に、教授会で検討された使命・目的及び教育目的は最終的に理事会に付議され、検討されることになる。【資料 1-3-3】

したがって、使命・目的及び教育目的は役員、教職員の理解と支持を得ている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-3-1】 学校法人君津学園寄附行為第6条（理事会）

【資料 1-3-2】 清和大学学長室規程第2条（組織）

【資料 1-3-3】 清和大学教授会規程第4条（審議事項）

1—3—② 学内外への周知

本学では文書等への記載及びホームページ上への記載により大学内外に周知を図っている。

文書としては、大学案内、学生手帳に掲載し、ホームページ上の「大学案内（理念・沿革）」にも掲載して常時情報の開示に努めている。【資料 1-3-4】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-3-4】 清和大学大学案内 2018、清和大学学生手帳 2017、清和大学ホームページ「大学案内（理念・沿革）」

1—3—③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1) 中長期計画への使命・目的及び教育目的の反映

本学では、平成26（2014）年4月1日、「清和大学20周年後の中期（3年）計画と戦略内容」を策定した。当計画の内容は、学生募集、情報発信、退学の防止、施設の改善・新設及び学務関係の主要5項目から成っており、それぞれ具体的内容や企画検討事項が盛り込まれている。上記主要項目には、カリキュラムの見直し、地域との共存共栄の強化、大学教育のグローバル化等が盛り込まれており、大学の使命・目的及び教育目的を反映したものである。【資料 1-3-5】

2) 3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学の使命・目的及び教育目的は次のとおりである。

A 大学の使命・目的

本学の目的は、学則第 1 条 1 項に次のように明確に定められている。すなわち、「本学は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、君津学園の一貫した教育体系の最高教育機関として、学園の教育理念とする真心教育に基づき徳性を陶冶しつつ、高度の教養を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、個性の尊重と社会的協同を旨とし、国内的、国際的視野に立って、地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材を養成することを目的とする。」ことである。【資料 1-3-6】

このように、本学の目的は、いずれも建学の精神や大学の基本理念である「真心教育」をバックボーンとして構成されている。

B 法学部の教育目的

本学法学部の教育目的は、(一) 法学基礎教育の充実、(二) 現代社会の情報化・多様化への対応、(三) 実学を重視したリーガルマインドの涵養、(四) 国際化時代への対応である。【資料 1-3-7】

上記の使命・目的及び教育目的を下記の「3 つの方針等」に反映させている。

《3 つの方針等》

i) ディプロマポリシー

本学では、ディプロマポリシーを定めるにあたり、使命・目的及び教育目的を反映させ、次のような能力及び人間性を備え、かつ所定の期間在学し、基準となる単位数を修得した学生に法学士の学位を授与することとしている。【資料 1-3-8】

- 1 基本六法科目並びに幅広い法分野科目の学習を通して得た知識を活かし、地域社会や国際社会のなかで活躍できる能力
- 2 4 年間にわたる「演習」「研究会」などの双方向の授業を通して、論理的思考、課題探求、情報発信、コミュニケーション等ができる能力
- 3 本学の建学の精神や基本理念である「真心教育」をよく理解した豊かな人間性

ii) カリキュラムポリシー

本学では、法学部法律学科の下に 3 コース（法学コース、経営法コース、スポーツ法コース）を設置しており、使命・目的及び教育目的を反映させ、本学ディプロマポリシーを浸透させるため、以下のようなカリキュラムポリシーを設定している。【資料 1-3-9】

- 1 本学法学部法律学科のカリキュラムは、基礎科目と専門教育科目とから構成され、いずれのコースであっても法律の基礎知識及び法的な考え方（リーガルマインド）は必要不可欠であるため、入学初年度から法律基本科目や導入演習科目を必修としている。また、地域社会や国際社会のなかで活躍できる人材を育成するため、外国語及び ICT(情報通信技術)関連科目を必修に含めている。
- 2 論理的思考、コミュニケーション力等を身につけるため、全ての学年次に少人数の討論によって進めるゼミ形式での演習授業を多く用意している。
- 3 幅広く深い教養を身に付け、豊かな人間性を涵養するため、多様かつ多数の教養科目を用意している。

iii) アドミッションポリシー

ア) 全体アドミッションポリシー

本学では、入学者として相応しい人物を次のように定め、全体アドミッションポリシーとしている。【資料 1-3-10】

- ・ 合理的な社会生活を営むために不可欠である法学の専門知識を活かし、地域社会や国際社会のなかで活躍しようという意欲をもつ者
- ・ 学問のほか、スポーツや文化活動等にも優れた個性を発揮しようという意欲をもつ者
- ・ 学問のほか、個性の伸長と可能性の発現に努めようという意欲をもつ者

イ) コースごとのアドミッションポリシー

次に、全体アドミッションポリシーを踏まえ、コースごとのアドミッションポリシーを設定している。【資料 1-3-11】

(a) 法学コース

- ・ 広く法律に知的好奇心のある者
- ・ 公務員、企業及び資格取得など、法学の専門知識を活かした分野で活躍したい者
- ・ 法学の専門知識を活かして、中学・高等学校教員を目指す者

(b) スポーツ法コース

- ・ 学問のほか、スポーツにも優れた個性を発揮する意欲をもつ者
- ・ 公務員、企業など、法学の専門知識とスポーツ経験を活かした分野で活躍したい者
- ・ 法学の専門知識とスポーツ経験を活かして、中学・高等学校教員を目指す者

(c) 経営法コース

- ・ 法律、経営及び情報通信技術の 3 分野を総合的に学習することに関心をもつ者
- ・ 企業、資格取得など、法律、経営及び情報通信技術の専門知識を活かした分野で活躍したい者
- ・ 法律、経営及び情報通信技術の専門知識を活かして、中学・高等学校教員を目指す者

ウ) 入試形態（募集単位）ごとのアドミッションポリシー

コースごとのアドミッションポリシーを踏まえ、次のように募集単位（入試形態）ごとのアドミッションポリシーを設定している。〔下記表中の（a）（b）（c）の内容は、前記イ)に記載済み。〕【資料 1-3-12】

AO入学試験	法学コースは(a)、スポーツ法コースは (b)、経営法コースは (c) に該当し、かつ、次のいずれかに該当する者 ・ 生徒会や部活動で積極的に活動した者 ・ 社会的な奉仕活動を積極的行った者 ・ 自己アピールができるものを有する者 ・ 本学で勉学の再スタートを切ること強い意欲をもつ者
--------	--

指定校推薦試験	調査書等により一定の学力水準にあり、法学コースは(a)、経営法コースは(c)のいずれかに該当すると認められる者
公募制推薦試験	調査書等により一定の学力水準にあり、法学コースは(a)、経営法コースは(c)のいずれかに該当すると認められる者
併設校推薦試験	調査書等により一定の学力水準にあり、法学コースは(a)、スポーツ法コースは(b)、経営法コースは(c)のいずれかに該当すると認められる者
一般入学試験	一般入学試験により一定の学力水準を有すると認められる者
センター試験利用入学試験	大学入試センター試験により一定の学力水準を有すると認められる者
編入学試験	本学への編入の目的が明確で一定の学力水準にあり、法学コース(a)のいずれかに該当すると認められる者
社会人特別選抜入学試験	勉学意欲があり、法学コース(a)のいずれかに該当すると認められる者
私費外国人留学生特別選抜入学試験	本学での学習目的が明確であり、日本語等の水準が一定以上と認められる者

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-3-5】 清和大学 20 周年後の中期（3 年）計画と戦略内容（平成 26《2014》年 4 月 1 日）

【資料 1-3-6】 清和大学学則第 1 条第 1 項

【資料 1-3-7】 清和大学学則第 1 条第 2 項

【資料 1-3-8】

【資料 1-3-9】

【資料 1-3-10】

【資料 1-3-11】

【資料 1-3-12】

清和大学ホームページ、清和大学大学案内 2018、清和大学学生募集要項

1—3—④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成と整合

1) 法学部法律学科の構成・内容

本学は、学校法人君津学園を母体とする法学系単科大学として平成 6（1994）年に創設された。その後、平成 16（2004）年に法曹人口の増加を主たる目的とする司法制度改革に伴う法科大学院（ロースクール）制度が創設されたことにより、各大学における法学部での法学教育は法律学の基礎的教育に重点を置きつつ、法曹を志向しない学生にも多様な法教育を実践する必要性が生じることとなった。

清和大学

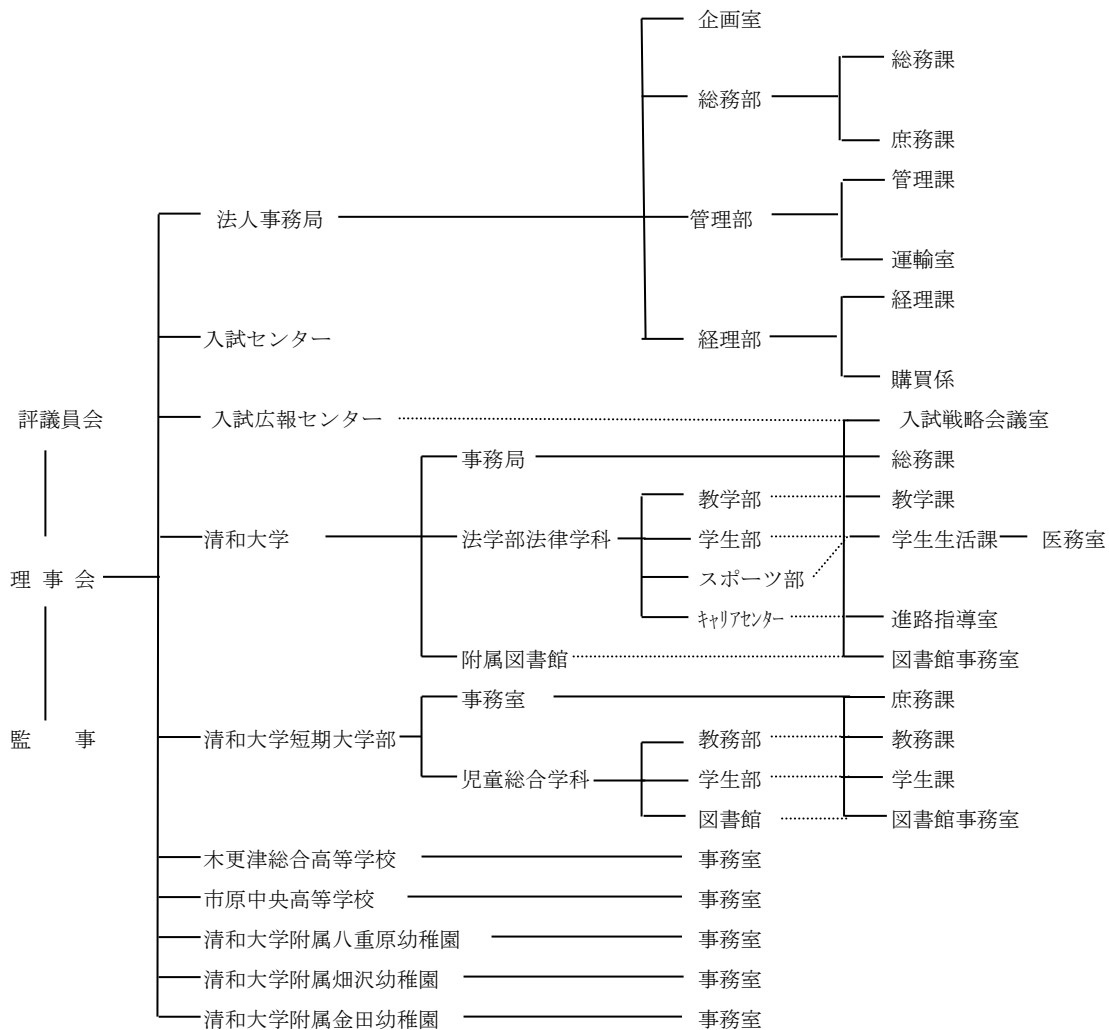
そのことを踏まえ、本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、平成 17（2005）年度より法律学科の下に、「法学コース」、「I T ビジネス法コース」、「スポーツ法コース」の 3 コースを設置し、複線的な法学教育に向けた学部改革を断行した。また、平成 22（2010）年度より「I T ビジネス法コース」をさらに充実・発展させるため、同コースの名称及びカリキュラムを改編し、「経営法コース」と改称した。学部・学科の規模は、＜表 1-3-1＞のとおりである。

＜表 1-3-1 学部・学科等の規模＞ (人)

学 部	学 科	入学定員	収容定員	在籍学生数	専任教員数	設置基準上の必要専任教員数
法学部	法律学科 (法学コース) (経営法コース) (スポーツ法コース)	190	760	720	26	26
学部学科計		190	760	720	26	26

また、本学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な附属機関として、図書館、法学研究所、法学会（自主的な委員会組織）、キャリアセンター、教職課程、医務室、学生会館を設置している。

＜表 1-3-2 学校法人君津学園組織図＞



2) 附属機関

A 図書館

図書館は、大学の研究及び教育活動をサポートする重要な機関である。平成 29（2017）年 5 月 1 日現在の蔵書数は 84,350 冊であり、収容可能蔵書数（94,000 冊）の 89.7%となっている。現蔵書数は、大学の教育研究目的を達成するための要件を満たす十分な蔵書数となっている。現状では毎年 2 千冊の新規蔵書増加となっており、図書館の蔵書数が収容可能蔵書数に到達することは必至である。電子書籍の導入、書架増設、或いは閲覧可能蔵書数の絞り込み（具体的には、閲覧利用が期待できない蔵書の書架からの撤去）などを図書館委員会で検討し、法人本部とも相談の上、電子書籍の導入、閲覧可能蔵書数の絞り込みに取り組んでいる。【資料 1-3-13】

なお、図書館の運営状況の詳細に関しては、〔2-9-①図書館等の教育環境〕の箇所で記述する。

B 法学研究所

法学研究所は、平成 6（1994）年、本学創立と同時に「法学、政治学及び隣接分野に関連して、研究者間の共同研究及び個別研究を推進し、もって学問の創造と発展に寄与すると共に、本学の教育及び地域社会に貢献する」ことを目的として設置された。【資料 1-3-14】しかし、本学は小規模大学（専任教員数 26 人）であること、その目的は法学研究所でなくとも推進可能なことから、創立当初より実際には機能させて来なかった経緯がある。

そこで、平成 17（1995）年 4 月、警察官を中心とする公務員及び各種資格試験の受験を志望する学生のニーズに応えるため、法学研究所内に「公務員受験・各種資格取得対策センター」を立ち上げ、一時、同研究所の活用を図った。しかし、平成 21（1999）年 4 月より、「公務員受験・各種資格取得対策センター」は、大学法学部内の「キャリアセンター」に移管（法学部の組織とすることによって学生の就職力養成と公務員受験等資格対策を同時かつ機動的に運営するため）したことにより、同研究所は再び機能していない組織となり現在に至っている。

本学の規模からすれば、法学研究所を活用しなくても同研究所の目的を十分達成することができるので、今後ともこの方針を継続する予定である。

C 法学会

本学法学会は、本学創立以来、専任教員等による研究紀要を発行し、また、専任教員等に研究報告の機会を提供している自主的な委員会組織である。【資料 1-3-15】なお、法学会では、専任教員等が論文等を投稿する際における要領を作成して運用している。【資料 1-3-16】

本学の研究活動は、個人研究と共同研究に大別できる。

i) 研究紀要の発行

法学会は、紀要（年 2 号の「清和法学研究」及び年 1 号の「清和研究論集」）を発行し、国立国会図書館、地方自治体図書館、各大学附属図書館等全国約 250 の施設へ献本しており、各施設において活用されている。【資料 1-3-17】

ii) 個人研究報告会

個人研究においては、平成 21（2009）年 10 月より、全専任教員が輪番で専門分野における研究報告を行っている。平成 27（2015）年度及び平成 28（2016）年度研究報告会の開催状況は次のとおりである。

第 34 回 平成 27（2015）.01.15

教授 加藤 阿幸 「徐志摩（じょしま）と日本」

第 35 回 平成 27（2015）.05.28

准教授 加藤 貴之 「裁判員制度の意義に関するコミュニケーション学的側面からの研究」

第 36 回 平成 27（2015）.06.25

教授 清水 幸雄 「情報公開制度における権利濫用条項」

第 37 回 平成 27（2015）.07.16

教授 織田 恭一 「商事留置手形の取り扱いに関する最高裁判断について」

清和大学

第 38 回 平成 27 (2015) .10.22

准教授 柳澤眞実子 「近時における著作権をめぐる事例」

第 39 回 平成 27 (2015) .11.26

教 授 柳澤 謙次 「法の科学から法の哲学へ」

第 40 回 平成 27 (2015) .12.17

講 師 谷木 龍男 「大学における教養教育としての保健体育」

第 41 回 平成 28 (2016) .01.21

講 師 鶴尾 和憲 「行政における公文書（管理）へのアプローチ」

第 42 回 平成 28 (2016) .05.26

講師 谷津 貴久 「情報セキュリティの不安定要素としての人間」

第 43 回 平成 28 (2016) .06.16

教授 渡辺 克博 「学校における文書管理について」

第 44 回 平成 28 (2016) .07.15

助教 谷口 哲也 「人事訴訟における被告検察官の上訴期間経過後にその共同
訴訟的補助参加人によって行われた上訴の可否」

第 45 回 平成 28 (2016) .10.20

講 師 小松 伸之 「世界遺産の視点を組み込んだ社会科文化学習の展開」

第 46 回 平成 28 (2016) .11.24

顧問教授 諏訪 伸夫 「スポーツ立国を指向したスポーツ振興策について」

第 47 回 平成 28 (2016) .12.15

教 授 宝剣純一郎 「IT 資格試験対策のための e ラーニングシステム」

第 48 回 平成 29 (2017) .01.19

准教授 勝田 信篤 「裁判傍聴をして思うこと」

iii) 平成 28 (2016) 年度共同研究

共同研究においては、次の研究課題による研究が行われた。【資料 1-3-18】

- (1) 学校化論再考（生徒の心的メカニズムの解析）（継続 2 年目）
- (2) スポーツ立国の具現化のためのスポーツ振興政策に関する国際比較研究（継続 2 年目）
- (3) 「チーム学校」における学校インターンシップ活動の意義と教職課程の役割に関する基礎的研究（新規）
- (4) 清和大学学生のウェルネス向上に向けた心理・生理・社会的研究
—野外活動・身体運動を伴う体験学習の健康増進・生活習慣改善効果—（継続 3 年目）
- (5) 情報公開法制の総合的研究（新規）

D キャリアセンター

本学は、創立以来、学生の就職支援担当部署として「進路指導室」を設置し、学生の就職指導を実施してきた経緯にある。この就職指導をさらに充実・発展させるため、平成 21(2009)年 4 月より、入学後早期の段階から学生に将来に対する目的意識を芽生えさせ、

学生の就職・進路に対する全学的指導体制を整えることを目的として、新たに「キャリアセンター」を設置し、組織の組み替えを行った。キャリアセンター内には「キャリアサポート委員会」、「公務員試験情報センター」及び「進路指導室」を設置して就職や公務員受験等の支援を徹底している。

最近では、平成 26（2014）年 6 月、本学キャリアセンター（特に「公務員試験情報センター」）の目覚ましい活躍振りを知って朝日新聞社から取材を受けている。【資料 1-3-19】

E 教職課程

本学は平成 18（2006）年に教職課程を開設し、中学校「社会科」、高等学校「地理歴史科」「公民科」「情報科」の教員免許状の取得が可能となっている。また、学生が希望すれば、中学校・高等学校「保健体育科」（他大学における科目等履修生）、小学校・幼稚園教諭（清和大学短期大学部における科目等履修生）の教員免許状取得も可能である。【資料 1-3-20】

<表 1-3-3 清和大学教職課程免許状の種類>

学 科	教育職員の免許状の種類	免許教科
清和大学法律学科	・ 高等学校教諭一種免許状	公民
		地歴
		情報
	・ 中学校教諭一種免許状	社会
清和大学短期大学部 (科目履修)	・ 小学校教諭二種免許状 ・ 幼稚園教員免許状	
了徳寺大学 (科目履修)	・ 中学校教諭一種免許状 ・ 高等学校教諭一種免許状	保健体育

本学では、教職課程履修者への指導体制については、「教職課程委員会」が全ての教職課程履修者をサポートしている。同委員会の構成員には、学校現場経験者である教職員が複数名含まれているため、理論的な学びとともに実践的な指導を行うことが可能となっている。

また、「教職課程指導室」も設置しており、学生への指導に活用している。【資料 1-3-21】教員養成カリキュラムに関しては、教員として求められる基礎的な資質能力の向上を目指しており、「基礎学力の向上」と「基礎的な実践的指導力の向上」を柱とした、特色ある取り組みを行っている。

「基礎学力の向上」については、中学校社会科 3 分野（地理的分野・歴史的分野・公民的分野）の教科書を活用して、社会科の内容理解の深化及び指導方法の修得のために「清和大学社会科検定」を年 8 回実施しており、すべての教職課程履修者に「教職基礎演習」の受講を課している。この取り組みは、全国約 400 大学が加盟する全国私立大学教職課程

研究連絡協議会（平成 28《2016》年 5 月に法人化され「一般社団法人全国私立大学教職課程協会」と改称）が公募した「私立大学の特色ある教職課程事例集」に採択され、『『清和大学社会科検定』を通じた教職員の協働体制の確立と学生の基礎学力の向上』（pp.57-60）として掲載された。【資料 1-3-22】

「基礎的な実践的指導力の向上」については、学校現場で求められる授業力を身につけるために、学生による模擬授業の機会を多く設けている。特に「教育実習事前事後指導」では、履修者全員に 50 分間の模擬授業を課しており、教育実習派遣の可否を判断する基準のひとつとしている。【資料 1-3-23】 また、すべての教職課程履修者が生徒役となることで、教育実習予定者と在校生が互いに刺激を受けるような工夫もなされている。この取り組みも、同じく『私立大学の特色ある教職課程事例集Ⅱ』に採択され、「教育実習事前指導の充実による実践的指導力の向上－全員参加による 50 分間の模擬授業の実施を中心に－」（pp.17-20）として掲載された。

教員採用試験に向けた支援体制としては、キャリアセンター設置科目として「教員採用試験対策講座」が設けられている。講師は千葉県立高等学校校長経験者である本学教職課程委員会構成員が務めており、3・4 年次生を対象に実践的な指導が行われている。【資料 1-3-24】

以上のような教員養成の結果、本学は小規模な教職課程ながら、毎年、正規教員又は講師として合格者を輩出し、教職課程履修生を学校現場へ送り出すことができている。

<表 1-3-4 過去 5 年間の教員及び講師採用状況>

卒業年度 (採用試験)	教員免許 取得者数	教員採用数			講師 採用数
		現役	既卒	合計	
平成 24 年度卒 (25 年度)	14	3	3	6	3
平成 25 年度卒 (26 年度)	13	1	4	5	8
平成 26 年度卒 (27 年度)	12	1	1	2	6
平成 27 年度卒 (28 年度)	10	1	0	1	4
平成 28 年度卒 (29 年度)	12	0	2	2	5

F 医務室・学生相談室

本学の医務室は学生生活課の管理下に設置され、専任の看護師によって運営されている。医務室は学内における学生の急病や怪我への初期対応や、定期健康診断等を通じた学生の健康管理に関わる業務を担当すると同時に、学生からの心的支援を必要とする相談の一次窓口となる機関である。【資料 1-3-25】

また、学生相談室では、心的支援を必要とする相談に対しては学校法人君津学園が雇用する臨床心理士によるカウンセリングを実施する他、各種の機微に触れる相談に対しては専任教職員が当番制で応じている。【資料 1-3-26】

G 学生会館

本学の学生会館は、講義棟からは独立した建物となっており、建物内には、談話コーナー、小ホール、部室が設置されている。談話コーナーは学生の交流スペースとして開放されており、学内 LAN に接続された無線 LAN アクセスポイントを設置するなどして利用者の便宜を図っている。小ホールは音楽活動や各種講演会等での利用を幅広く想定し、ステージ、ピアノ、観客用の椅子などが常備されている。部室はサークル活動等の拠点となるように設けられたものであり、学生の自治組織である学友会の執行部室（学友会室）もここに置かれている。さらに、講義棟 3 階にも学生が談話等に利用可能なロビーを設置し、課外時間に学生に対して活用可能な空間の提供に努めている。【資料 1-3-27】

H 入試戦略会議

本学には学生募集の強化のため、「入試戦略会議」が設置されている。【資料 1-3-28】
本学は、18 歳人口の減少により、受験生のほぼ全員が入学可能という厳しい環境下にあつて、どうすれば全国の高校から法学を学ばんとする生徒を集めることができるのか、全学を挙げてこの問題に取り組むことを目的として、平成 18（2006）年 2 月入試戦略会議を設置した。

入試戦略会議においては、（一）学生募集のための具体的戦略の立案、（二）学生募集のための広報戦略の立案、（三）学生募集のための高校訪問の実施、（四）学生募集のための業者説明会への参加などのほか、高大連携（接続）等、学生募集のための一切の事項を検討している。

平成 29（2017）年 5 月 1 日現在のメンバーは議長（法学部長）及び 20 人（教員 15、職員 5）の委員で構成されており、会議は毎月 1 回定例的に実施されている（夏季休暇等を除く）。また、余程の事情がなければメンバーは毎回全員出席しており、全員で白熱した議論が行われている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-3-13】図書館委員会議事録

【資料 1-3-14】清和大学法学研究所規程

【資料 1-3-15】清和大学委員会名簿

【資料 1-3-16】『清和法学研究』および『清和研究論集』の投稿および掲載に関する要領（平成 26《2014》年 7 月 10 日清和大学法学会決定）

【資料 1-3-17】「清和法学研究」及び「清和研究論集」の見本

【資料 1-3-18】「平成 28 年度共同研究費の配分について」

【資料 1-3-19】朝日新聞取材関係資料（平成 26《2014》年 6 月）

【資料 1-3-20】教職課程免許状関係資料

【資料 1-3-21】教職課程指導室関係資料

【資料 1-3-22】『清和大学社会科検定』を通じた協業体制の確立と学生の基礎学力の向上」(pp.57-60) (「私立大学の特色ある教職課程事例集」)

【資料 1-3-23】「教育実習事前事後指導」シラバス

【資料 1-3-24】「教員採用試験対策講座」シラバス

【資料 1-3-25】医務室利用状況資料

【資料 1-3-26】学生相談室関係資料

【資料 1-3-27】学生会館資料

【資料 1-3-28】清和大学入試戦略会議規程、
清和大学事務組織及び事務分掌規程第 2 条及び第 7 条の 2

(3) 1—3 の改善・向上方策

大学を巡る環境の変化は速く、学生や社会のニーズも多様化の一途を辿っている。今後、本学では、使命・目的及び教育目的を達成するため、教育研究組織を随時見直し、かつ限られた組織を、一層効率的に運営していく方針である。

〔基準 1 の自己評価〕

本学の使命・目的及び教育目的は、簡潔に文章化されており、それぞれの趣旨や表現は本学の大学案内やホームページ上に明示されている。

また、本学の個性・特色は本学の使命・目的及び教育目的に反映されており、本学の使命・目的及び教育目的の策定には役員、教職員が関与・参画している。

本学の使命・目的及び教育目的は学内外に周知されており、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画や 3 つの方針等へ反映させている。本学では使命・目的及び教育目的を達成するために、必要な教育研究組織が整備されている。

基準 2. 学修と教授

2—1 学生の受入れ

《2—1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2—1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2—1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2—1—① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学は、入学者受入れの方針としてアドミッションポリシーを策定し、教授会、教学委

員会、入試戦略会議において周知し、かつ、本学ホームページ上にも公開している(<http://www.seiwa-univ.ac.jp/exam/system.html#02>)。

本学では、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを踏まえ、入学者として相応しい人物を次のように定め、全体アドミッションポリシーとしている。

- ・ 合理的な社会生活を営むために不可欠である法学の専門知識を活かし、地域社会や国際社会の中で活躍しようという意欲をもつ者
- ・ 学問のほか、スポーツや文化活動等にも優れた個性を発揮しようという意欲をもつ者
- ・ 学問のほか、個性の伸長と可能性の発現に努めようという意欲をもつ者

また、コースごとのアドミッションポリシー及び入試形態ごとのアドミッションポリシーについては、3つの方針等の箇所(15～17 ページ)において記述済である。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学は、アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜を運用している。すなわち、本学はアドミッションポリシーに基づいて多様な能力を持った学生の確保を目指しており、募集単位(入試形態)ごとにアドミッションポリシーを定め、入学試験においては、受験生に当該アドミッションポリシーを示し、本学への適性と入学の意思を確認する等の工夫をしている。

入学試験は、学長が本部長となり、教学委員会(入試委員会を兼ねる)が中心となって実施し、面接委員に関しては、他の委員会からの協力も仰ぎ全学体制で実施している。また、入試事務は、教学課(入試係)が中心となって行っている。

教学委員会が行った受験生の合否判定案は、最終的に教授会の審議に付され、学長が合格者を決定している。【資料 2-1-1】

1) AO入学試験【資料 2-1-2】

AO入学試験は、選抜方法や実施時期について本学の特徴を活かした裁量的な設定が可能であるため、本学設立後、早期の段階から導入し、入学者選抜を適切に運用している。AO入学試験では、「法学コース」、「経営法コース」、「スポーツ法コース」の志願者に対して、出願の時点でエントリーシートの提出を求め、複数の入試担当教員による書類審査及び面接によって合否を判定している。面接では、本人の学習意欲や将来の目標及び進路等について質問し、その上でアドミッションポリシーを示し、本学への適性と入学の意思を時間をかけて確認している。【資料 2-1-3】

2) 推薦入学試験【資料 2-1-4】

本学では、推薦入学として指定校推薦、公募制推薦(いずれも「法学コース」及び「経営法コース」の志願者対象)、併設校推薦(「法学コース」、「経営法コース」、「スポーツ法コース」の志願者対象)入学試験を実施している。これらの推薦入学試験は各高等学校長の推薦を受けた生徒を対象とする入学者特別選抜であり、複数の入試担当教員による書

類審査及び面接によって合否を判定するものである。面接では、受験生に対して本学への志望動機や将来の目標及び進路等について質問し、その上でアドミッションポリシーを示し、本学への適性と入学の意思を確認している。

3) 一般入学試験【資料 2-1-5】

一般入学試験は、学力試験に主眼を置いた選抜試験であり、「法学コース」及び「経営法コース」の志願者に対して、それぞれⅠ期とⅡ期に分けて実施している。学力試験（「コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ」、「国語」）の入試問題作成・採点は本学自ら行っており【資料 2-1-6】、教学委員会及び語学担当教員から各科目 2 名の問題作成担当者を選出し、担当者間の相互確認の下で公正かつ適切に行われている。

一般入学試験は、あくまで受験生の学力に主眼を置くものであり、アドミッションポリシーにも、「一般入学試験により一定の学力水準を有すると認められる者」として定めている。

i) 法学コース

一般入学試験Ⅰ期・Ⅱ期共に、「コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、英語表現Ⅰ」又は「国語」から 1 科目を選択（各科目 100 点満点）し、当該試験の結果、面接及び提出された高等学校調査書等を総合判定し、合格者を決定している。

ii) 経営法コース

一般入学試験Ⅰ期・Ⅱ期共に、「コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、英語表現Ⅰ」の 1 科目を課し（100 点満点）、当該試験の結果、面接及び提出された高等学校調査書等を総合判定し、合格者を決定している。経営法コースを志願する受験生に対しては、将来の進路との関係上、特に英語が重要であるため学力試験として英語を課している。

4) センター試験利用入学試験【資料 2-1-7】

センター試験利用入学試験は、大学入試センター試験を利用して行う選抜試験であり、「法学コース」及び「経営法コース」の志願者に対して、Ⅰ期・Ⅱ期に分けて実施している。センター利用入学試験のアドミッションポリシーは、一般入学試験と同様、受験生の学力に主眼を置いている関係から、「大学入試センター試験により一定の学力水準を有すると認められる者」として定めている。

センター試験利用入学試験Ⅰ期・Ⅱ期共に、国語（（近代以降の文章、古典）、地理歴史（「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」）、公民（「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」）、数学①（「数学Ⅰ」、「数学Ⅰ・数学A」、「数学②（「数学Ⅱ」、「数学Ⅱ・数学B」、「簿記・会計」、「情報関係基礎」）、理科①（「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」）、理科②（「物理」、「化学」、「生物」、「地学」）、外国語（「英語（リスニングを含む）」、「ドイツ語」、「フランス語」、「中国語」、「韓国語」）の中から、2 教科・2 科目を選択（各教科とも 100 点に換算）し、計 200 点満点で判定している。なお、3 教科以上受験している場合は、高得点の 2 教科の科目の成績を用いて判定している。

5) 編入学試験【資料 2-1-8】

本学の編入学試験は、「法学コース」への2年次編入（若干名）及び3年次編入（若干名）を志望する者について行うものである。選抜方法は、学力試験、面接試験及び提出された「単位修得証明書」等を総合判定し、合格者を決定している。学力試験（「コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ、英語表現Ⅰ」、「国語」）の入試問題作成・採点は本学自ら行っており、教学委員会及び語学担当教員から各科目2名の担当者を選出し、担当者間の相互確認の下で公正かつ適切に行われている。

編入学試験のアドミッションポリシーは、既述のとおり、「本学への編入の目的が明確で、一定の学力水準にあり、次のいずれかに該当すると認められる者」としている。

- ・ 広く法律に知的好奇心のある者
- ・ 公務員、企業及び資格取得など、法学の専門知識を活かした分野で活躍したい者
- ・ 法学の専門知識を活かして、中学・高等学校教員を目指す者

6) 社会人特別選抜入学試験【資料 2-1-9】

本学の社会人特別選抜入学試験は、広く社会人の中から本学「法学コース」を希望する者に対して実施する試験である。選抜方法は、小論文、面接試験及び提出された出願書類を総合判定し、合格者を決定している。小論文の問題作成・採点は本学自ら行っており、教学委員会から2名の問題作成担当者を選出し、担当者間の相互確認の下で公正かつ適切に行われている。

社会人特別選抜入学試験のアドミッションポリシーは、「勉学意欲があり、次のいずれかに該当すると認められる者」としている。

- ・ 広く法律に知的好奇心のある者
- ・ 公務員、企業及び資格取得など、法学の専門知識を活かした分野で活躍したい者
- ・ 法学の専門知識を活かして、中学・高等学校教員を目指す者

7) 私費外国人留学生特別選抜入学試験【資料 2-1-10】

私費外国人留学生特別選抜入学試験は、日本国籍を有せず、本学入学に支障のない在留資格を有する者が「法学コース」への入学を希望する場合において実施する選抜試験である。選抜方法は、小論文（日本語）、面接試験及び提出書類を総合判定し、合格者を決定している。小論文の問題作成・採点は本学自ら行っており、教学委員会から2名の問題作成担当者を選出し、担当者間の相互確認の下で公正かつ適切に行われている。なお、出願は日本学生支援機構が実施する日本留学試験を受験し、一定の得点（水準）以上にある者に限られる。

私費外国人留学生特別選抜入学試験のアドミッションポリシーは、「本学での学習目的が明確であり、日本語等の水準が一定以上と認められる者」としている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-1-1】 入学試験合否判定案に関する教授会議事録

【資料 2-1-2】 AO 入学試験関係資料

【資料 2-1-3】 AO 入学試験面接時アドミッション資料

【資料 2-1-4】 推薦入学試験関係資料

- 【資料 2-1-5】一般入学試験関係資料
- 【資料 2-1- 6】入学試験問題資料
- 【資料 2-1- 7】センター試験利用入学試験関係資料
- 【資料 2-1- 8】編入学試験関係資料
- 【資料 2-1- 9】社会人特別選抜入学試験関係資料
- 【資料 2-1-10】私費外国人留学生特別選抜入学試験関係資料

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

収容定員及び入学定員に対する学生数の比率は、エビデンス集（データ編・表 2-1 及び表 2-2）に示すとおりである。なお、入学定員に対する学生受入れ数の最近 5 年間の実績は、入学定員を達成した年と未達の年があるが、その平均は 95.7%である。エビデンス集（データ編・表 2-1）

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後、従来にもまして、学園併設高等学校（木更津総合高等学校、市原中央高等学校）や近隣高等学校との連携を強化し、入学者の受入れを増やすことを目指す方針である。なお、最近（平成 29 《2017》年 3 月）、近隣の高等学校と教育提携に関する協定を締結したことを契機に、一層、高大連携を推進し、入学者の受入れを強化していく方針である。

また、広報（大学ホームページ、大学案内等）にも一層の工夫をし、入学者の受入れ強化を支援していく方針である。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

1) 大学の目的・法学部法律学科の教育目的

大学の教育目的及び法学部法律学科の教育目的は本学学則上に明記され、本学ホームページ、大学案内、全ての学生に配布する学生手帳にも掲載されている。このように、大学の教育目的及び法学部法律学科の教育目的は本学の内外へ明確に発信されている。【資料 2-2-1】

学則第 1 条第 1 項には、「本学は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、君津学園の一貫した教育体系の最高教育機関として、学園の教育理念とする真心教育に基

づき徳性を陶冶しつつ、高度の教養を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、個性の尊重と社会的協同を旨とし、国内的、国際的視野に立って、地域社会の文化的、社会的発展に寄与する先見性と実践性に富む人材を養成することを目的とする。」と規定されている。

また、学則第1条第2項には、本学法学部法律学科の教育目的として、下記4項目を掲げている。すなわち、(一) 法学基礎教育の充実、(二) 現代社会の情報化・多様化への対応、(三) 実学を重視したリーガルマインドの涵養、(四) 国際化時代への対応である。

2) 教育課程編成方針の明確化

学則(第1条第1項)は、本学の目的を「…高度の教養を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し…」と規定されているため、本学の教育課程編成方針は、本学の目的を踏まえ、教養系(基礎)科目と、専門系(専門教育)科目とから編成されることとし、その内容も学則上(学則別表1)明確にされている。

また、学則(第1条第2項)に規定する法学部法律学科の教育目的としての4項目〔(一) 法学基礎教育の充実、(二) 現代社会の情報化・多様化への対応、(三) 実学を重視したリーガルマインドの涵養、(四) 国際化時代への対応〕についても以下に記述するように教育課程の編成方針に反映されており、その内容も学則(学則別表1)や履修要覧に明確にされている。

A 教養系科目

教養系科目は、「基本科目」、「外国語科目」、「保健体育科目」に区分される。教養系科目にも専門系科目と同様に、それぞれ講義科目と演習科目が設置されている。学生は、教養系科目において幅広い教養を培い、豊かな人間性と特性を陶冶することを目指す(「大学の目的」の反映)。さらに、本学には教職課程及び公務員受験・各種試験対策講座が設置されており、これらの科目は教養系科目を補完する幅広い内容を擁することから、学生の幅広く高度な教養の修得に大いに役立っている。

「基本科目」の中には、本学の特徴として、「情報リテラシー」、「ハードウェア概論」、「ソフトウェア概論」、「Webプログラミング」、「情報セキュリティ」などの情報系の科目を多く設置しており、現代社会の情報化・多様化への対応を図っている(法学部法律学科の教育目的《二》の反映)。【資料 2-2-2】

B 専門系科目(専門教育科目)

専門教育科目には、法学部法律学科の特性を反映し、講義科目・演習科目共に法学系科目を豊富に、かつ、実学科目を多く設置している(法学部法律学科の教育目的《三》の反映)。

また、初年次における法学系必修科目として、3コース中「法学コース」及び「スポーツ法コース」では、「法学入門」、「憲法概論」、「行政法概論」、「民法概論」、「商法概論」、「刑法概論」の6科目(「経営法コース」では、「行政法概論」を除く5科目)を置き、学生が早期に法学基礎分野の修得が出来るよう工夫している(法学部法律学科の教育目的《一》の反映)。

なお、全専門教育科目において必修科目は、上記の必修概論科目を含め、「法学コース」

10 科目、「スポーツ法コース」及び「経営法コース」は 11 科目に限定し、それ以外の多くの専門教育科目の履修については、学生の任意の選択に委ねている。このような制度設計は、学生が卒業後の進路を見据えて、自由度の高い専門教育科目の履修を可能にするためのものである【資料 2-2-3】。

C 演習科目

本学は演習科目においても、教育課程編成方針に沿い、かつ、少人数教育を十分に達成するために、科目の設置及び内容について工夫を凝らしている。

第 1 に、1 年次からの必修ゼミとして「プレゼミⅠ」（前期科目）と「プレゼミⅡ」（後期科目）を置いている（法学部法律学科の教育目的《一》の反映）。「プレゼミⅠ」は、大學生・法学部生として学んでいくための法学導入教育としての役割を果たすものであり、「プレゼミⅡ」では、専門的内容の一端が教授されている。【資料 2-2-4】

第 2 に、2 年次では「教養演習」、「法学政治学演習」、「専門演習」から 1 演習科目（4 単位）を選択必修とし、「教養演習」を選択した者はより深い教養の修得を、「法学政治学演習」又は「専門演習」を選択した者は本格的な専門的内容の修得を、それぞれ目指していくことになる。

第 3 に、3 年次からの必修ゼミとしての「研究会」は、在学中の総仕上げの演習としての位置づけを担う。本学では、創立時より、「研究会」は法学・政治学系の教員が担当しており、ここでは、講義とは異なり、担当教員と学生によるより高度かつ双方向的なやり取りを中心として授業が展開される（法学部法律学科の教育目的《三》の反映）。学生は、どの研究会を選択するかについては、研究会のテーマ・内容及び自己の卒業後の進路を併せて慎重に検討し、決定している。

なお、学生が 2 年次・3 年次演習科目の選択にあたり、本学では学生に対する便宜として、毎年 11 月後半に対象学生に対して「ガイダンス」を開催しており、そこでは、演習担当教員全員が順番に、学生に配布されるシラバスをもとに、自己の演習の概要を説明し、学生への周知徹底を図っている。【資料 2-2-5】

D 国際化時代対応科目の設置

本学では、法学部法律学科の教育目的を反映するため、3 コースを通じて、「外国語」、「英米法」、「独法」、「仏法」、「国際法」、「国際私法」、「国際関係論」、「専門演習（外書講読演習）」の各科目が設置されており、さらには、「入門（政治学）」、「入門（国際関係）」、「政治学」においても、国際社会に関する内容が講義されている（法学部法律学科の教育目的《四》の反映）。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-2-1】清和大学学則第 1 条、清和大学ホームページ、清和大学大学案内 2018 及び清和大学学生手帳 2017（【資料 1-1-1～3】参照）

【資料 2-2-2】 } 履修要覧、学則別表 1

【資料 2-2-3】 }

【資料 2-2-4】「プレゼミⅠ」「プレゼミⅡ」関係資料

【資料 2-2-5】2 年次・3 年次演習科目選択ガイダンス資料、研究会資料

2—2—② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

本学（法学部法律学科）では、3 コース（法学コース、経営法コース、スポーツ法コース）が設置されているが、その教育課程編成方針は、2-2-①で記述のとおり、大学の目的及び法学部法律学科の教育目的を踏まえて明確かつ適切に設定されている。また、その教育課程はいずれも当該編成方針に沿って、体系的に編成されている。

1) コース別教育課程の特徴

3 コースの中にあって、「法学コース」は本学の基幹コースである。そのため、専門教育科目に関しては、学生にとって、卒業後、民間企業や公務員等あらゆる職種に対応できるよう、多分野の法教育を学ぶ必要があるとの配慮から、多くの法学系科目を配置している。

【資料 2-2-6】

「経営法コース」設置の趣旨は、社会を円滑に運営する道具である法学知識と新たなインフラである ICT(情報通信技術)関係知識・技術、これらの知識を、経営的視点をもって主体的に利用していくことのできる人材を育成することにある。【資料 2-2-7】したがって、同コースでは、教育課程を「一般教養」、「語学」、「ICT」、「経営」、「法学」の 5 分野で構成している。なお、同コースは「旧 IT ビジネス法コース」【資料 2-2-8】を受け継いでいることから、ICT 科目を豊富に配置している。理系の課程にも匹敵する広範な領域の知識・技能の修得のため、体系性に留意した編成がとられている。

「スポーツ法コース」設置の趣旨は、優れた運動能力を有する学生に対して、スポーツの果たす社会的役割に関する知識だけでなく、憲法、民法、刑法等の基本的な法学知識を修得させることによって法的諸問題に対応できる能力をも身に付けさせること、その結果、文武両道に優れた人材を育成することにある。【資料 2-2-9】同コースでは、基礎科目のうち、特に保健体育科目の履修に力点を置く必要があることから、同科目をすべて必修科目としている。さらに、同コースでは、スポーツの領域と法学との関連する場面を扱う最近の学問である「スポーツ法」の知識についても学ぶ。

2) 3 コース共通の教育課程の体系的編成

3 コース共通の教育課程においては、基礎科目から「情報リテラシー」、専門科目から「法学入門」、「憲法概論」、「民法概論」、「商法概論」、「刑法概論」、「プレゼミⅠ」、「プレゼミⅡ」の 7 科目を必修としている（「行政法総論」は法学コース・スポーツ法コースのみ必修で経営法コースは対象外）。

3 コースの学生は、いずれも法学部法律学科に属するため、法学の基礎知識及び法的な考え方（リーガルマインド）が必要不可欠である。そのため、学生は、入学初年時より、主要科目である、法学、憲法、民法、商法、刑法の基礎的な知識の修得が必要であることから、上記必修科目を設定している。また、情報化時代にあって、ICT(情報通信技術)の修得は全学生にとって必要不可欠であるため、その基礎を学ぶ授業として、「情報リテラシー」を必修科目としている。

また、高校時代と大学時代との学習方法の違いから、大学での学習や生活に馴染むことが困難な学生も少なからず存在する。そのため、「プレゼミⅠ」は、大学生・法学部生とし

て学んでいくためのイントロダクション（導入演習）として、全1年次生に大学での学習の方法を修得させる役割を担っている。他方、「プレゼミⅡ」は、「プレゼミⅠ」の内容の修得を踏まえて、より専門的な内容を修得することを目的としている。「プレゼミⅠ」は入学当初の1年次前期に、「プレゼミⅡ」は1年次後期に、それぞれ必修科目として配置している。いずれも1クラスあたり15人前後の少人数制を採り、法学政治学系専任教員が同クラスを担当する。【資料 2-2-10】また、この担当教員は、本学「担任制」における1年次クラスの「担任」としての役割を担っている。こうして、担当クラスの学生が何らかの相談事を有した場合には、担任に様々な相談ができる体制を採っている。

3) 教授方法の工夫・開発と組織体制

A 継続的授業評価アンケートをもとにした工夫・開発

学則（第1条の2第1項）は、「本学は、授業の内容及び方法の改善や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得又は向上を組織的に支援するため、ファカルティ・ディベロップメント活動を実施するものとする。」と規定し、全学体制をとることを標榜している。そのため、本学では、従来からFD活動が活発であり、前回平成22（2010）年大学機関別認証評価受審の調査報告書にも「FD研修会が定例的に開催され、出席率も高く、FD活動が活性化していることは評価できる。」として【優れた点】であると記載されている。

FD活動の第一の柱としては、平成21（2009）年度より、「より良い授業実施のためのアンケート」を継続実施していることである。現在では、専任教員及び非常勤教員担当科目の双方について、年間1回、受講者へのアンケートを実施している。実施対象科目は「講義」科目とし（演習科目は除外）、原則として各教員の最大受講者数を擁する科目「1科目」について実施している。なお、現在、1科目に限定しているのは、本学が小規模校であるため当該事務に携われる教職員が少ない理由によるものである。

現行のアンケートのうち、教授方法の工夫・開発に関するものとしては、（a）受講環境の整備状況（「シラバスに沿った授業内容」「授業時間の適切な確保」「私語の有無」「教材等の効果的利用」「授業進度」等）及び（b）教員の創意・工夫を問うている点である。

これにより、教員は、受講者の受講態度、授業に対する意見・要望を、数値的に把握することができる。また、FD委員会は、集計・分析結果を踏まえて、事後に、各教員に対して「授業評価アンケートフィードバックシート」の提出を要請している。このようにして、各教員が教授方法の工夫・開発に取り組めるよう、組織的な体制がとられている。【資料 2-2-11】

B オープン授業の実施をもとに工夫・開発

本学では、FD活動の第二の柱として、年1回（後期中の2週間程度）においてオープン授業を実施している点である。現在は、専任教員の講義科目を対象として（演習科目を除外）、各教員及び職員がオープン授業を自由参観するという制度をとっている。また、広く自由に参観実施が行われるように、参観者は参観希望の事前届出を行う必要が無い制度としている。

なお、参観者は参観後、参観科目に関する所見を付した「コメントシート」をFD委員会に提出し、FD委員会がそれを集計し、その後、FD研修会（全専任教員及び一部職員で

構成する）で開示され、活発な議論が行われている。

各教員は、授業運営の方法（効果的な板書の方法、レジュメの配布、私語防止への取り組み、スマートフォンなど授業に直接に関連しない物品等の使用防止への取り組み、居眠り防止など）や教授方法の工夫・開発等に関して他の教員の取り組みを参考にすることができる。これにより、各教員からは、他の教員の取り組みを知る機会を得られたたことに関して、オープン授業の実施自体に肯定的な意見が出されている。

このように、本学では、各教員が自己の教授方法の工夫・開発に取り組めるよう、組織的な体制がとっている。【資料 2-2-12】

4) 履修登録単位数の上限

本学では、単位制度の実質を保つため、履修登録単位数の上限の設定を履修規則において定めている。1 年間に履修登録できる授業科目の単位数の上限は、再履修及び余剰単位として履修する科目の単位数を含めて、1 年次・2 年次・3 年次にあっては 48 単位、4 年次以上にあっては 64 単位を限度としている。【資料 2-2-13】

なお、本学では、全科目 2 単位の完全セメスター制をとっているが、半期ごとの履修登録単位数の上限の設定は行っていない。これは、前期において病気等の理由で長期入院した学生が、後期に挽回するため多くの単位を取得できる途を残しておくこと等がその理由である。

5) 教室外学習を徹底するための工夫

大学設置基準第 21 条では、1 単位の授業科目 45 時間（2 単位では 90 時間）の学修が必要と定められている。2 単位の科目では、90 時間÷15 週で、1 週当たり 6 時間の学修が必要であり、授業 2 時間（1 コマ 90 分を 2 時間と数える）の他に 4 時間の授業時間外の学修が必要となる。このような観点から、本学では、平成 28（2016）年度より、「単位制の趣旨を保つための工夫（教室外学習の指示等）」の一環として、全講義科目（演習科目を除く）のシラバスにおいて、「授業内容（授業計画）」に予習・復習の項目を設定し、学生に予習・復習の指示徹底を図っている。【資料 2-2-14】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-2- 6】 法学コース設置の趣旨（資料 1 《平成 16 年 5 月 20 日付》）

【資料 2-2- 7】 経営法コース設置の趣旨（新コース「経営法コース」《現「IT ビジネス法コース」改編》設立の件）（平成 21 年 2 月 19 日教授会資料）

【資料 2-2- 8】 旧 IT ビジネス法コース設置の趣旨（資料 1 《平成 16 年 5 月 20 日付》）

【資料 2-2- 9】 スポーツ法コース設置の趣旨（資料 1 《平成 16 年 5 月 20 日付》）

【資料 2-2-10】 「プレゼミ I」「プレゼミ II」関係資料（【資料 2-2-4】に同じ）

【資料 2-2-11】 授業アンケート関係資料

【資料 2-2-12】 オープン授業関係資料

【資料 2-2-13】 履修規則「履修登録単位数」

【資料 2-2-14】 「平成 28 年度シラバス作成にあたって」「平成 29 年度シラバス」

(3) 2—2 の改善・向上方策

本学の教育課程編成方針は、教育目的を踏まえて適切に設定し、明確化している。また、教育課程の改正についても、教学委員会で検討し、学長室会議で再検討し、教授会に付議され、最終的に学長が決定しており、組織的に行われている。

なお、本学では、平成 17（2005）年度に 3 コース制を導入して以来、途中、「IT ビジネス法コース」の改編（経営法コース）に伴う若干の改正はあったが、その後、大きな教育課程の変更は必要がなく、実施していない経緯にあるが、今後は、将来の社会の変化を予測しながら教育課程の改正を図っていく方針である。

教授方法の工夫・開発に関しては、FD 活動、オープン授業の活性化により、継続的に検討されており、今後とも一層、全教員の意識を高揚させて行く方針である。

履修登録単位数については、単位制度の実質を保つ観点から、上限の設定を定めている。1 年間に履修登録できる授業科目の単位数の上限は、再履修及び余剰単位として履修する科目の単位数を含めて、1 年次・2 年次・3 年次にあつては 48 単位、4 年次以上にあつては 64 単位を限度としていること、また、教室外学習を徹底するための工夫を実施することにより、単位制の趣旨を保つための工夫を行っている。

2—3 学修及び授業の支援

《2—3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA（Teaching Assistant）等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2—3 の自己判定

基準項目 2—3 を満たしている。

(2) 2—3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 教職員の協働による学生への学修及び授業支援

本学では、教員と職員の協働による学生への学修及び授業支援については、教学委員会及び FD 委員会が主体となって方針・計画を検討し実施する体制を整えている。（TA に関しては後述する。）

A 「オープン授業」（授業公開）における教員と職員の協働

本学では FD 委員会の主導で「オープン授業」という名称での授業公開を実施しているが、これは専任教員による授業を他の教員及び職員に対して公開するものである。職員による授業見学も可能とすることで学生の学修及び授業支援に対する教職員の協働体制の実効を上げることが意図している。また、職員に対して公開することによって、教員同士による相互授業見学とは異なる視点からの指摘や意見具申が期待でき、本学教育の一層の改善・充実に繋がることが期待できる。【資料 2-3-1】

B 教務システム上への出欠登録

本学では全開講科目について教務システム上への出欠登録が可能となっている。特に、演習科目（各年次配当）を担当する専任教員のうち「担任」と位置付けられている教員は、出欠登録に加えて欠席が連続した学生に対して速やかに連絡をとり事情の把握に努めているほか、連絡がとれない学生については教学課職員に報告し、同職員から本人及び保証人等への連絡を図っている。こうした教職員の協働を通じて、中途退学や卒業延期（留年）等の芽を早期に摘み取る対応を講じている。【資料 2-3-2】

C オフィスアワー制度の全学的実施

本学ではオフィスアワー制度を全学的に実施している。全専任教員が週 1 コマ（90 分間）をオフィスアワーとして設定し、研究室で待機し、来訪する学生からの学修、授業、学生生活等に関する相談等に対応している。職員は各教員のオフィスアワーの日程を学内に常時掲載するとともに、学生の誘導等の対応に当たっている。【資料 2-3-3】

2) TA 等の活用による学修及び授業支援

本学では TA 等を活用する必要性は低いため、現時点ではこれを活用しない方針としている。本学は少人数教育を基本としており、演習科目はもちろんのこと、初年次配当の必修科目のように科目の性質上、履修者総数が多人数となる科目についても複数クラスを開講するとともに 1 クラスの履修定員（上限）を設定している。これにより、当該科目担当教員の負担が過重になることを避け、履修者に対して十分な教育効果が発揮されている。また、教学課職員においても、教員の授業負担を軽減し、履修者への教育効果を上げるため、履修者出欠登録支援や試験実施の際の支援を行っている。

こうした本学の特性及び教職員の協働による学修及び授業支援の結果、TA 等を活用する必要性は低く、現時点ではこれを活用していない。【資料 2-3-4】

3) 中途退学者、停学者及び留年者への対応

A 「担任制」の実施による対応

本学は、学生の一人一人を手厚く教育・指導することを方針としており、必然的に中途退学防止対策の強化に取り組んでいる。そのため、本学は、平成 22（2010）年 4 月より専任教員による「担任制」を採用し継続実施中である。担任制における指導内容は、(f) 授業への出席状況に関すること、(g) 学修の方法・理解等に関すること、(h) 科目履修の方法や履修状況に関すること、(i) 卒業後の進路に関すること、(j) 学生生活に関すること、(k) 学費を含め生活相談に関すること等である。【資料 2-3-5】

【「担任制」制度設計の概略】

一般的に大学の場合には中学・高校のような「ホームルーム」の時間を有しないため、授業クラスと切り離して担任制を敷くことは困難である。したがって、本学では、あくまで担当授業クラスと連動した「担任制」を採用することとしている。

(i) 担任制の出発点である 1 年次は、既設の「プレゼミⅠ」「プレゼミⅡ」（必修科目）の担当者を担任とする。「プレゼミⅠ」「プレゼミⅡ」所属の履修者数は、概ね 1 教員あたり 15 名前後としている。

(ii) 2 年次は、専任教員が担当する「教養演習」、「法学政治学演習」又は「専門演習」か

ら 4 単位（前・後期各 2 単位）を選択必修（原則として前・後期同一科目）とし、それぞれの演習担当者を担任とする。

(iii) 3 年次は、全員がいずれかの「研究会」（いわゆる「ゼミ」）（必修科目）に所属するので、各研究会担当者を担任とする。

(iv) 4 年次生及び過年次（5 年次）生については、3 年次の研究会担当者を引き続き担任とする。（6 年次以降は「担任制」をとらない。）

B 「退学防止早期対策シート」活用による授業出席指導

本学では、各専任教員が自己の担当授業（演習科目）に関し、「退学防止早期対策シート」を活用し、出欠管理と退学防止の両方の効果を引き出している。なお、学生は 1 年次～4 年次までの各年次において、いずれかの演習科目の履修を義務付けられているため同シートによって出欠管理を受けているため、講義科目についてまでも実施する必要がない。【資料 2-3-6】同シートによる管理方法としては、各教員は演習授業開始時に当該シートにより履修者の出欠を確認し、連続して 2 回以上欠席した場合には直ちに当該学生に連絡し、学生と連絡がつかない場合には保証人（自宅）へ連絡することによって次回以降授業への出席を要請している。なお、保証人とも連絡がとれない場合には教学課職員へ連絡し、同職員が学内掲示や本人へのメール等により連絡をとり、教職員の協働によって授業への出席を促し、中途退学の防止を図っている。

C 教学ガイダンスにおける前学期の成績表配付時における指導

本学では、教学ガイダンスにおける前学期の成績表配付時に、単位取得状況が一定基準を下回った学生については成績表にその旨を明記したシールを教学課職員が貼付して注意を喚起している。さらに、専任教員が職員と共にその場で次学期以降の履修指導や履修相談に応じる（教職員の協働）ことで、学生の成績不振を早期に改善し中途退学防止に取り組んでいる。本学では、この取り組みを、特に中途退学や卒業延期（留年）を防止する重要な施策として位置付け実行している。【資料 2-3-7】

D 「スポーツ特待生」の成績不振者に対する面談指導

たとえ「スポーツ特待生」に認定され入学した者であっても、アルバイト等に熱中するあまり、学業成績不振者が少なからず出現することになる。そのため、本学では、平成 23（2011）年頃より、成績不振者（年間取得単位数 32 単位未満《要卒業単位 128 単位/4 年間》）をリストアップし、スポーツ部運営委員会に所属する専任教員を中心として当該成績不振者に対して面接指導を実施してきた。そこでは、成績が改善されない場合には特待生資格の変更（ランク下げ）又は資格の喪失があり得ることを通告し、注意喚起を徹底してきている。

平成 28（2016）年度においては、同年 4 月 26 日～5 月 31 日までの 19 日間に亘り、前年度の単位取得結果に基づき、成績不振者 56 人（2 年次生 27 人、3 年次生 23 人、4 年次生 6 人）に対して面接指導を実施した。この結果、対象学生は、「スポーツ特待生」としての自覚を今まで以上に強く持ち、学業に精進することを約束した。【資料 2-3-8】

E 退学を申し出た学生に対する教職員連携の面接指導

本学では、教学課に退学を申し出た学生についても、教学課職員との迅速な連携により原則として「担任」教員が面談を実施して学業継続の可能性を含めた指導を行っている。その場合、やむをえず中途退学という結論に至った場合には、類似状況での中途退学防止に資するよう、面談を担当した教員がその面談内容を必ず教授会で報告し、全専任教員がその事情や指導状況を共有している。【資料 2-3-9】

また、本学では、停学の懲戒処分を受けた学生についても、学生賞罰規程に基づき当該停学期間中に学生委員会に所属する教職員を中心として定期的に面接指導を行い、本来の学生生活へ支障なく復帰するための支援を行っている。【資料 2-3-10】

また、留年者についても 5 年次までは担任制のルールにより、3・4 年次研究会担当教員が指導することになっている。【資料 2-3-11】

4) 学修及び授業支援に対する学生の意見の汲み上げと体制改善

本学では、学修及び授業支援に対する学生の意見の汲み上げのため、平成 21 年度（2009 年度）より継続的に学生による授業アンケートを実施している。アンケートの目的は「教員の授業改善であること及び授業改善の利益を享受するのは学生であること」を周知し、単なる教員の人気投票に陥ることがないように工夫している。【資料 2-3-12】

次に、この授業アンケートの集計結果は FD 委員会から各科目担当教員に提供されるとともに、これに対するフィードバックシートの提出を求めている。フィードバックシートでは、各担当教員に対し、今年度の授業における工夫内容とその成果、次年度の授業における新たな課題とその対策、アンケート内容についての学生に対する説明等の記述を求めている。

最後に、FD 委員会がフィードバックシートの集計を行い、その結果をもとに FD 研修会（全専任教員及び一部の職員による全体会議）を招集して活発な議論を行い、その場において専任教員は互いに影響を受け合い、各自、今後の授業改善に取り組むことの重要性及びその方向性を明確に再認識できる体制に改善してきた。このように、本学では、継続的な授業アンケートの実施により、学修及び授業支援に対する学生の意見の汲み上げとその体制改善に努めてきた。【資料 2-3-13】

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学生の学修及び授業支援に関して、教員と職員との間で情報や問題意識の共有が FD 研修会等を通じて恒常化されている。今後は、学生の学修支援を「入学前指導」「初年次学修指導」「高年次学修指導」に段階化して捉え、より一層、学修及び授業支援の効果を生み出せる仕組みを構築する予定である。

また、教務システムに登録されている出欠データや成績データを用いて学修及び授業支援上の問題点を整理・分析して教職員間で共有することにより、新たな施策を構築・実施していきたい。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-3-1】オープン授業関係資料（職員による見学データ添付）

- 【資料 2-3- 2】「出欠管理案内文書」（教学課⇒教員）、「出欠登録データ」（数科目抽出）、
「退学防止早期対策シート」（平成 28 年度前・後期分）
- 【資料 2-3- 3】オフィスアワー関係資料
- 【資料 2-3- 4】演習科目履修定員表（「プレゼミ」「セミナー」「法学政治学演習」「教
養演習」「研究会」）、必修科目履修定員表（「概論科目」「法学入門」）、履
修登録人数分布表、教学課⇒教員文書（出欠登録支援、試験実施支援の
お知らせ文書）
- 【資料 2-3- 5】「担任制」に関する資料
- 【資料 2-3- 6】「退学防止早期対策シート」関係資料
- 【資料 2-3- 7】注意喚起シール貼付済み成績表サンプル、シール貼付（単位取得状況）
基準、教学ガイダンス担当表（教職員の氏名入り）
- 【資料 2-3- 8】平成 28（2016）年度スポーツ学生成績不芳者に対する面接指導関係資料
- 【資料 2-3- 9】退学面談記録サンプル、教授会議事録（退学面談報告のあるもの。個人
情報部分は削除）
- 【資料 2-3-10】学生賞罰規程（18 条）、停学中指導記録（個人情報部分は削除）
- 【資料 2-3-11】「担任制」に関する資料（【資料 2-3-5】に同じ）
- 【資料 2-3-12】授業アンケート周知用掲示文書、アンケート用紙
- 【資料 2-3-13】授業アンケート集計結果、フィードバックシート、FD 研修会資料

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

本学では、「単位認定」及び「卒業要件」の基準については学則等の規程において明確に定め、かつ、厳正に適用している。（なお、「進級要件」については、「旧 IT ビジネス法コース」において存在したが、平成 22（2010）年 4 月「経営法コース」に改編後廃止した経緯がある。）

1) 単位認定

「単位の授与」について、学則（第 28 条第 1 項）は、「授業科目を履修し、その試験に合格した者に者には、所定の単位を与える。」と規定している。次いで、学則（第 30 条）及び「清和大学試験及び成績評価規程」（第 24 条）によって、＜表 2-4-1＞の成績評価基準に基づき単位が認定されることを明確にしており、かつ、厳正に運用している。【資料 2-4-1】

また、履修科目の成績評価については、定期試験の成績を主としながら、出席状況、授

業中に実施する小テストやレポート、提出物などの平常の学修状況を加味して、各科目の担当教員が評価を行っている。定期試験において筆記試験が行われる場合、成績評価のための試験評価の一例として、「授業内容について十分理解し、具体的、かつ、明確に記述できた答案にはA評価」、「授業内容を網羅的に理解し、明確に記述できた答案にはB評価」、「講義内容を一通り理解したと思われる答案にはC評価」、「講義内容の理解が劣るとと思われる答案についてはその程度に応じてD評価もしくはE評価」を与える等と区分し、実技試験が行われる場合には、「スキルをよく習得し、適切に実践できた者にはA評価」、「スキルを習得し、実践できた者には、程度に応じてB評価もしくはC評価」、「スキルの習得が不十分な者は、程度に応じてD評価もしくはE評価」等と評価基準を明示することによって成績評価の公平性を保つようにしており、かつ、厳正に運用している。【資料 2-4-2】

なお、授業計画及び成績評価基準は、全ての授業科目についてシラバス（授業計画書）に明示している。【資料 2-4-3】

＜表 2-4-1 成績評価基準＞

評 価 (点数)	100～80	79～70	69～60	59～40	39 以下
成績評語	A	B	C	D	E
判 定	合 格			不 合 格	

また、本学では、学則（第 26 条第 2 項）において、キャリアセンター開講授業科目（キャリアサポート講座、公務員受験・各種資格取得対策講座等）についても学部の授業とみなし、学修の成果を評価して単位を与えることができると規定されている。したがって、キャリアセンター開講授業科目についても単位認定を行っている。【資料 2-4-4】

2) 他大学における既修得単位数の上限

本学では、編入学・転入学を除き、他大学における既修得単位の認定単位数の上限を設定しており、60 単位未満としている（学則第 29 条 3 項）。【資料 2-4-5】

3) 進級要件

進級要件については、「旧 IT ビジネス法コース」において存在した。同コースには「ハードル制」と「前倒し履修制」とが存在していたが、平成 22（2010）年 4 月改編の経営法コースにおいては、経営学関係科目を増やし、ICT(情報通信技術)関連科目を減らすことになったため、進級要件は廃止することになった。

〔ハードル制〕

「旧 IT ビジネス法コース」にあっては、ICT(情報通信技術)関連科目の修得は技術的な側面もあることから、易から難への配置を設定し、2 年次前期（3 セメスター）終了時までに 1 年次配当の必修科目の単位をすべて習得していなければ 2 年次後期(4 セメスター)配当科目を履修することができない、いわゆる「ハードル制」を採用していた(ただし、ハードルにかかっても直ちに 4 年次での卒業ができなくなるわけではない)。

〔前倒し履修制〕

1 年次後期(2 セメスター)終了時まで、1 年次配当の必修科目の単位を全て修得している場合には、2 年次前期(3 セメスター)配当科目とあわせて、3 年次前期(5 セメスター)に配当されている科目を履修することができ、さらに、2 年次後期(4 セメスター)には、3 年次後期(6 セメスター)に配当されている科目を履修することができる制度である。

4) 卒業要件

「卒業要件」については、「学則」第 39 条本文及び「学則別表 1」に規定されている。

すなわち、「学則」第 39 条本文において、「本学の卒業資格を得るためには、本学に 4 年以上在学し、別表 1 に定める授業科目（基礎科目と専門教育科目に大分類される）の中から、それぞれ次の区分により必修科目及び選択必修科目を含め、128 単位以上を履修し、単位を取得しなければならない。」と定められている。【資料 2-4-6】また、この場合における区分は現行「学則別表 1」に下記のとおり定められている。

- ※1 外国語科目については、同一の外国語（経営法コースは英語）で 6 単位。基礎科目(基本科目、外国語科目及び保健体育)の中から外国語の単位を含め合計 34 単位(経営法コースは選択必修科目 8 単位を含む)以上。
- ※2 「研究会」においては、スポーツ法コースは 4 単位必修。法学コースは同一教員で 4 単位を含む 6 単位必修。経営法コースは同一教員で 4 単位必修。
- ※3 専門教育科目の中から 64 単位(経営法コースは選択必修科目 28 単位以上含む)。
- ※4 全分野から 30 単位以上。

本学では、上記の学部授業の履修以外に本学キャリアセンター開講科目においても単位認定制度があり、上限を 26 単位までとし、そのうち、「公務員試験対策講座」については上限を 18 単位としている。【資料 2-4-7】

キャリアセンター開講科目の単位認定は、担当教員が学修の成果を認めた場合に、教授会の議を経て、学長が卒業要件単位へ算入することを認定している。

5) 成績評価基準

本学では、成績評価基準については学則等で明確に設定されている。学則第 30 条第 1 項においては、「授業科目の試験の成績は、A・B・C・D・E の 5 種の評語をもって表わし、A・B・C を合格とする。次に同条 2 項において、「成績の評価については別に定める。」と規定する。それを受けて、「本学試験及び成績評価規程」第 24 条において、「各授業科目の成績は、100 点を満点とし、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする」こと、「成績は A（100～80 点）、B（79 点～70 点）、C（69 点～60 点）、D（59～40 点）、E（39～0 点）とする」こと、「E 評価については再試験を受験することができない」ことを定めている。【資料 2-4-8】

〔シラバスと授業計画及び成績評価基準〕

シラバスは、教員にとっても学生にとっても大学における科目履修の基本となるものである。したがって、本学では、従来から全科目についてシラバスの作成を義務付けることとし、全ての教員（専任・非常勤）に対して精緻で正確なシラバスの作成を徹底させ、学

生に対しては、あらゆる機会を通じて、シラバスの利用方法向上を図るよう、指導してきた。特に平成 27（2015）年 12 月には、「平成 28 年度シラバス作成にあたって」及び「シラバス作成の要領」を作成し、全教員に徹底を図った。そこでは、「単位制の趣旨を保つための工夫（教室外学習の指示等）」の一環として授業内容（授業計画）に予習・復習の項目を設定し、改めて学生に予習・復習の重要性を訴えた。【資料 2-4-9】

＜シラバスの記載項目について＞

A 授業内容（授業計画）

本学では、全科目（講義科目及び演習科目）について、授業内容（授業計画）の作成を義務付け、そのうち、全講義科目については、原則として、「予習」と「復習」の項目を設けて履修者に目にみえる形で予習・復習を促すこととしている。【資料 2-4-10】

B 評価方法

本学では、全科目（講義科目及び演習科目）について、評価の方法を具体的に記載することを義務付けている。【資料 2-4-11】

C 成績評価基準

本学では、既述したように、学則第 30 条及び「清和大学試験及び成績評価規程」第 24 条において、成績評価基準を規定化している。また、シラバスには全科目（講義科目及び演習科目）について、成績評価基準を記載することを義務付けている。【資料 2-4-12】

(3) 2—4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、「単位認定」及び「卒業要件」について適切に定め、厳正に適用している。また、成績評価基準が適切に設定されており、学則及び規程に明記され、規定化されている。さらに、全科目についてシラバスが作成されており、その全てのシラバスにおいて、授業内容（「授業計画」）及び「成績評価基準」が示されており、学生が履修する場合の指針となっている。また、編入学・転入学を除き、他大学における既修得単位数の上限を 60 単位未満に限定している。

本学における単位認定は既述の通り、評価基準を A～E としているが、今後、A 評価が 20 点の幅があるところから、これを S 評価・A 評価に分割し、より細やかな評価を行うことも検討している。また、試験未受験である場合や、出席不足等によって評価が困難である場合への対応として、F 評価を導入することも検討している。

さらには、学生が単位を取得することや「A」評価の数などを目的とするだけでなく、自己の成績が全学生の中でどの位置にあるのかが分る「G P A (Grade Point Average)」の導入も検討している。【資料 2-4-13】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-4- 1】「学則」、「清和大学試験及び成績評価規程」、「履修要覧」

【資料 2-4- 2】体育実技科目のシラバス

【資料 2-4- 3】全シラバス（履修要覧）

【資料 2-4- 4】キャリアセンター開講授業科目履修規則

【資料 2-4- 5】学則（第 29 条第 3 項）

【資料 2-4- 6】学則（第 39 条）

- 【資料 2-4-7】 キャリアセンター開講授業科目履修規則（【資料 2-4-4】に同じ）
- 【資料 2-4-8】 「清和大学試験及び成績評価規程」
- 【資料 2-4-9】 全シラバス（履修要覧）、「平成 28 年度シラバス作成にあたって」及び「シラバス作成の要領」
- 【資料 2-4-10】 【資料 2-4-11】 全シラバス（履修要覧）
- 【資料 2-4-12】 学則第 30 条、「清和大学試験及び成績評価規程」第 24 条、全シラバス（履修要覧）
- 【資料 2-4-13】 GPA(Grade Point Average)検討資料

2—5 キャリアガイダンス

《2—5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2—5 の自己判定

基準項目 2—5 を満たしている。

(2) 2—5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

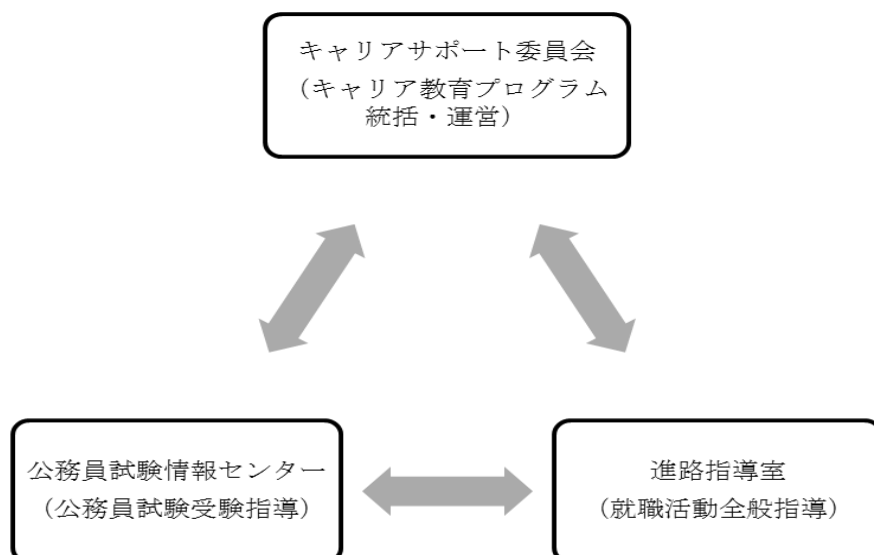
2—5—① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

本学では、キャリアに関する指導体制は、「キャリアセンター」を中心に整備されている。以下、キャリアセンターの組織概要、学年次別スケジュール、開講科目について説明する。

1) キャリアセンター組織概要

本学キャリアセンターは、平成 6 (1994) 年創立時からの「進路指導室」と平成 17 (2005) 年に設置した「資格対策センター」を平成 21 (2009) 年に統合し、同年 4 月より発足した経緯にある。本学のキャリア指導体制は、「キャリアセンター」に置かれている 3 つの組織が協働しながら役割を果たしている。その中心である「キャリアサポート委員会」は、教職員 8 人が構成員となり、キャリア指導全体の統括・運営を行っている。「進路指導室」は就職活動期における 3・4 年次生に対して実践的な指導及び支援を行う。さらに、「公務員試験情報センター」は公務員志望者に対して全学年次において情報提供、受験指導及び相談を行っている。【資料 2-5-1】

＜表 2-5-1 キャリアセンター組織図＞



これらの3つの組織は、以下の表で示されているように、学内に常設室があり学生が適宜利用できる体制になっている。【資料 2-5-2】

＜表 2-5-2 各室利用時間と特徴＞

キャリアセンター室（本館 5 階）		
	窓口相談	PC 利用・資料閲覧
開室日	月～金	
利用時間	12:30～16:30	12:00～17:00
特徴	キャリアセンター開講科目に関する履修及び将来設計に関する相談	

進路指導室（本館 2 階）		
	窓口相談	PC 利用・資料閲覧
開室日	月～金	
利用時間	9:00～16:30	8:30～17:00
特徴	学年次を問わず個別相談に随時応談、4 年次生の面談対策（進路指導室で気軽に予約可能）	

公務員試験情報センター室（本館 4 階）		
	窓口相談	
開室日	火～金	
利用時間	9:00～16:30	

特徴	公務員試験情報の提供と個別（進路）相談、事前予約で個別に実施
----	--------------------------------

2) キャリアセンター学年次別スケジュール

本学キャリアセンターでは、下記の学年次別スケジュールに基づき、課程内外にキャリアに関する教育や指導の機会を設け、社会的・職業的自立のための体制を整備し、支援を行っている。

＜表 2-5-3 学年次別スケジュール＞

1 年次	・「キャリア養成講座Ⅰ」（自己と向き合い、働く意義を考えさせる指導） ・キャリア個人面談（全学生対象） ・「公務員特進クラス（行政職）」（1 年次～4 年次）
2 年次	・「キャリア養成講座Ⅱ」（業種を意識し、自己 PR を行う指導） ・「公務員特進クラス（行政職）」（2 年次以上） ・2 年次保護者対象就職説明会
3 年次	・「キャリアサポート講座Ⅰ」（就職活動の基本的取組み方への支援） ・「キャリアサポート講座Ⅱ」（インターンシップ参加への支援） ・「警察官・消防官特進クラス」（3 年次以上） ・進路個人面談（全学生対象） ・フォローアップ講座（就職活動が遅れている学生への情報提供と就職指導） ・公務員希望者向け激励会（10 月～翌年 1 月；平成 27《2015》年より実施） ・3 年次学生保護者対象就職説明会及び保護者面談
4 年次	・就職出陣式及び学内業界別就職説明会（4 月） ・地元企業就職フェア（9 月；平成 27《2015》年より実施）

上記のとおり、1 年次に全学生を対象にして、「キャリア養成講座Ⅰ」を開講し、「キャリア個人面談」を入学後早々に実施している。本講座では、キャリアデザインに必要な基本事項について指導し、学生が自分自身とその将来に向き合う機会を提供する。【資料 2-5-3】また、個人面談では各学生の将来の希望や就職のニーズについて聞き取りをすることで、大学生活と将来像との関連性について考える機会を与えるとともにその後の指導材料の参考とする。【資料 2-5-3】

公務員受験指導に関しては、早期対策のため、早くから受験に必要な基礎学力を養成すべく、1 年次より各種入門講座等の基礎科目を配置している。また、各公務員関連の授業及びガイダンスにおいて、公務員として働くことの意義について考えさせることで、各自における理想の公務員像を意識しながら、勉強に対する高いモチベーションを維持することができている。

2 年次においては、「キャリア養成講座Ⅱ」が全学生を対象に開講され、発展的なキャリア指導として、自己分析をもとに希望職種について自分の適性に応じて強みを説明するための演習（自己 PR 訓練）を行う。【資料 2-5-4】また、公務員志望者のうち、行政職（市役所等）と公安職（警察官等）の具体的なニーズに基づき対象学生を「公務員特進クラス

（行政職）」と3年次よりの「警察官・消防官特進クラス」のいずれかに所属させることで、情報提供及び動機づけを効果的に行っている。【資料 2-5-5】さらに、2年次からはより専門的な試験対策科目が配置されている。

キャリア指導においては、志望業種にかかわらず、保護者との連携を深めるため、毎年「2年次・3年次保護者対象就職説明会」を実施し、就職活動の基本的なプロセスや最近の就職事情及び傾向についての理解を促している。【資料 2-5-6】また、3年次では、就職対策の実践編として「キャリアサポート講座Ⅰ」が開講され、学生が就職活動の細かなプロセスの理解及びそこで必要となる情報やスキル等を修得する。【資料 2-5-7】

なお、こうした取組みに十分に参画できていない学生については、課外講座としての「フォローアップ講座」において就職活動の基本的な取組み方を指導している。【資料 2-5-8】さらに、全学生を対象とした「進路個人面談」においては、将来の具体的な方向性の最終確認をするとともに、個別具体的に激励や助言を行う。そして、「2・3年次保護者対象就職説明会」を実施する際には、希望する保護者に対して個人面談を行っている。なお、平成27（2015）年度より新たに、「公務員試験受験者激励会」を行い、学長の講話及びキャリアサポート委員による激励を行っている。【資料 2-5-9】

4年次では、毎年、就職活動にあたり学生の意識向上を図るために「就職出陣式」を開催するとともに、同日、学生が円滑な就職活動へ入れるようにするため、学内に企業の採用担当者を招待し、直接、学生が交流・情報収集できる「学内業界別就職説明会」を実施している。【資料 2-5-10】また、就職活動のための実践的指導を受けるために「進路指導室」の活用を促している。さらには、本学学生に対する採用意欲の高い企業からの募集については、直接に就職の斡旋を行っている。特に、本学の多数の学生が強い地元志向のニーズを持っていることに応えるべく、木更津公共職業安定所との連携を図り、週2回を基本として「新卒サポーター」を派遣していただき、学生への個別相談及び情報提供を行っていただいている。【資料 2-5-11】これらに加え、平成27（2015）年度より新たに、君津郡市を中心に活動する主要企業11社の採用担当者と直接学生が交流できる「地元企業就職フェア」を実施し、就職を希望する学生に手厚い支援を行っている。【資料 2-5-12】

3) インターンシップについて

インターンシップに関する教育や指導については「キャリアサポート講座Ⅱ」で行っている。【資料 2-5-13】学生が自己の適性を把握し、就職活動に真摯に取り組む姿勢を育成することを目的とし、業界・職種研究並びにビジネスマナー等の事前指導と実習後の成果確認の事後指導を含めて緻密に展開している。実習先の選定については、千葉県経営者協会、産学連携教育日本フォーラムなどの学外の機関とも連携を図っている。実績として、市役所・警察署の官公庁や民間企業において、平成26（2014）年度は10人、平成27（2015）年度9人、平成28（2016）年度13人が実習に参加した。【資料 2-5-14】

4) キャリアセンター開講授業科目

本学の教育課程は、学部授業科目、学部教職課程授業科目、キャリアセンター開講授業科目（以下「キャリア授業科目」という。）の三つに大別され、このうち、キャリア授業科目は、さらに資格対策講座、公務員試験対策講座、就職対策講座の三つに分かれている。

<表 2-5-4 キャリア授業科目の分類>

資格対策講座	漢字検定、IT パスポート、 日商 PC 検定、 宅建士など
公務員受験対策講座	人文科学、 社会科学、 自然科学、 判断推理、 数的推理など
就職対策講座	キャリア設計、 自己分析・PR、 インターンシップに関する指導など

5) キャリアガイダンスの取組み

また、本学のキャリアガイダンスは、キャリアセンターを中心に組織化され、4年間にわたり学年次ごとに段階的な指導体制を整えている。こうした指導体制を強固に支える特徴として、「全学的取組み」、「個別対応」、「安定した実績」の3点が挙げられる。

A 全学的取組み

全学的取組みとして、1・2年次に開講されるキャリア養成講座は、全学生が履修できるように時間割上の配置を工夫している。【資料 2-5-15】また、学生に対しては、キャリア授業科目以外に、学部の授業科目や教職課程授業科目においても、それぞれ法学や教職の専門分野を履修し、希望の就職や資格取得を実現できるよう指導している。

B 個別対応

個別対応を実現するため、キャリアサポート委員の教員が中心となって、入学後早々の個人面談や3年次の進路相談時における個人面談を行うとともに、キャリアセンター室、進路指導室、公務員試験情報センター室を常設し、適宜学生の訪問に対応している。さらに、1・2年次の全学生を対象とした「キャリア養成講座」では、少人数教育を実現するため、複数担当者制を採り、自己分析・自己PR等の演習では分科会形式で行っている。【資料 2-5-16】

C 安定した実績

安定した実績として、毎年、民間企業、公務員、教職の3分野において着実な成果を挙げている。

<表 2-5-5 就職実績の推移>

平成 28 (2016) 年度

卒業者数	就職希望者数	就職者数	(内民間企業)	(内公務員)	(内教員)
131	106	103	81	16	6

平成 27 (2015) 年度

卒業者数	就職希望者数	就職者数	(内民間企業)	(内公務員)	(内教員)
132	118	113	90	20	3

平成 26 (2014) 年度

卒業者数	就職希望者数	就職者数	(内民間企業)	(内公務員)	(内教員)
154	122	119	94	20	5

平成 25 (2013) 年度

卒業者数	就職希望者数	就職者数	(内民間企業)	(内公務員)	(内教員)
------	--------	------	---------	--------	-------

135	103	101	79	13	9
-----	-----	-----	----	----	---

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、インターンシップなどを含め、キャリア教育の支援体制は十分に整備されている。また、本学では、就職・進学に対する相談体制として、全学年を通じて整備され、全学的かつ個別的に適切に運営している。その結果、警察官等公務員合格率や就職率で着実な成果を挙げ続けている。

今後、公務員（行政職）試験の競争が益々激化することが予想されるため、さらに対策科目や動機づけ制度の充実を図っていく。また、本学では、学生の法曹界への就職ニーズが低いと他大学法科大学院への受験希望者が殆どいないこと、また、「国税専門官試験」など難易度の高い国家試験の受験希望者が少ない等の課題がある。今後、学生のニーズの動向を掴みながら、これらの課題に対応して施策を打っていく方針である。【資料 2-5-17】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-5- 1】清和大学キャリアセンター規程、清和大学キャリアサポート委員会規程

【資料 2-5- 2】キャリアセンター室（本館 5 階）、進路指導室（本館 2 階）、公務員試験情報センター室（本館 4 階）の利用状況

【資料 2-5- 3】「キャリア養成講座Ⅰ」（履修要覧）

【資料 2-5- 4】「キャリア養成講座Ⅱ」（履修要覧）

【資料 2-5- 5】「公務員特進クラス」及び「警察官・消防官特進クラス」（履修要覧）

【資料 2-5- 6】「2・3 年次保護者対象就職説明会」資料

【資料 2-5- 7】「キャリアサポート講座Ⅰ」（履修要覧）

【資料 2-5- 8】「フォローアップ講座」

【資料 2-5- 9】「公務員試験受験者激励会」資料

【資料 2-5-10】「就職出陣式」及び「学内業界別就職説明会」資料

【資料 2-5-11】木更津公共職業安定所と連携資料

【資料 2-5-12】「地元企業就職フェア」資料

【資料 2-5-13】「キャリアサポート講座Ⅱ」（履修要覧）

【資料 2-5-14】インターンシップ派遣先及び派遣人数

【資料 2-5-15】「キャリア養成講座Ⅰ・Ⅱ」（履修要覧）

【資料 2-5-16】進路・求職登録関係資料

【資料 2-5-17】新千葉新聞記事「清和大学で木更津税務署長が講話」

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック**《2-6 の視点》****2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発****2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック****(1) 2-6 の自己判定**

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学では、「大学の目的」が存在し、それを踏まえて「法学部の教育目的」が設定されている。本学法学部の教育目的は、(一) 法学基礎教育の充実、(二) 現代社会の情報化・多様化への対応、(三) 実学を重視したリーガルマインドの涵養、(四) 国際化時代への対応の4点であり、当該教育目的の達成のために、教育課程は、基礎科目（基本科目、外国語科目、保健体育科目）及び専門教育科目から編成されている。

1) 授業アンケートの実施

本学では、その教育目的の達成状況を点検・評価し、さらなる改善を図るべく、毎年後学期（2016年度より一部の科目は前学期も）において、学生による教員の授業アンケートを実施しており、その全体結果を全専任教員で構成するFD研修会にて公開し（教員個人の結果は当該個人にのみ通知される）、今後の授業改善のための材料として提供している。

【資料 2-6-1】

本学では、平成 21（2009）年度より、「より良い授業実施のためのアンケート」として継続実施しており、これにより各教員は教育目的の達成状況の点検を行っている。

〔授業アンケートの詳細〕

現在は、専任・非常勤教員担当科目の双方につき、年間に1回、履修者へのアンケートを実施している。実施対象科目は、「講義」科目とし、原則として各教員の担当講義のうち最大受講者数を擁する科目「1科目」としている。

現行のアンケート形式は、(ア) 12 問の基本設問を基軸とし、(イ) 教員毎に最大で 3 問の自由設問（マークシート）が設定可能であり、(ウ) 学生からの自由記載欄を設けている。(ア) の基本設問では、(1) 学生自身の受講態度（出席回数、授業内容理解度、予習・復習の有無等）、(2) 受講環境の整備状況（シラバスに沿った授業内容、授業時間の適切な確保、私語の有無、教材等の効果的利用、授業進捗等）、(3) 教員の創意・工夫を問うている。【資料 2-6-2】

当該アンケートの集計・分析後、(a) 全体集計・分析結果を全教員に対して、(b) 各教員個別集計・分析結果を当該担当教員に対して、(c) 各教員宛個別自由記載を当該担当教員に対して返送している。これらによって、各教員は受講者の受講態度、授業に対する意見・要望を、数値的に把握し、かつ、受講者からの「生の声」を聞くことができるようになっていく。【資料 2-6-3】

また、集計・分析結果を踏まえて、事後に、各教員は「授業アンケートフィードバックシート」を提出している。【資料 2-6-4】これは、各教員が自己の授業アンケートの集計・分析結果について考察した上で、それに対する改善方法などを記載し、担当部署（本学FD委員会）へ提出するものである。このフィードバックシートを担当部署が集計し、その後、その集計を基に、FD研修会で議論を行い、今後の授業改善に繋げている。【資料 2-6-5】

2) オープン（公開）授業の実施

本学では、教育目的の達成状況を点検・評価し、評価方法の工夫・開発に資するものとして、年 1 回（後期中の 2 週間程度）において、オープン授業を実施している。これまでに数次の制度変更はあったものの、現在では、(ア)専任教員の「講義」科目を対象として、(イ)各教職員がオープン授業実施期間に開かれている講義を自由参観するという制度を採用している。広く参観実施が行われるように、参観者は担当教員に対して参観希望の事前届出をする必要が無い制度としている。【資料 2-6-6】

参観者は、オープン授業の参観により、他の教員の、(1)授業内容や、(2)学生への授業内容伝達の方法、(3)授業運営の方法（効果的な板書の方法、レジュメの配布、私語防止への取り組み、スマートフォンなど授業に直接に関連しない物品等の使用防止への取り組み、居眠り防止など）等について知見を得ることができる。また、FD 研修会においても、参観者は、(1)ないし(3)をはじめとした各教員の取組を知る機会を得ることについて肯定的な意見を述べている。【資料 2-6-7】

さらに、被参観者である授業担当教員にとっても（「コメントシート」として FD 委員会に提出されるものを含め）、参観者からの個別の意見によって、授業の改善点を発見することができ、今後の授業改善にあたって貴重な機会となっている。

参観者は参観後、参観科目に関する所見を付した「コメントシート」を FD 委員会に提出する。FD 委員会はこれを集計し、その後、全教員で構成する FD 研修会における議論の対象としている。参観者は、オープン授業の参観により、他の教員の教育目的の達成状況を点検・評価することができ、被参観者である担当教員にとっても、参観者からの意見によって、教育目的の達成状況を点検・評価することができる。

3) 資格取得状況・就職状況の調査の実施

教育目的の達成状況点検項目の 1 つとして、学生の出口である、就職状況（実績）及び資格取得状況があるが、本学の過去 5 年間の実績は次のとおりである。

<表 2-6-1 過去 5 年間の就職率及び公務員合格者数>

	就職率 (%)	公務員合格者数 (人)
平成 24 年度	92.0	24
平成 25 年度	98.0	13
平成 26 年度	97.5	20
平成 27 年度	95.8	22
平成 28 年度	97.2	16
(平均)	(96.1) %	(19) 人

A 就職状況について

本学の就職率は平成 10（2000）年に第 I 期の卒業生を輩出して以来、高い就職率を実現しており、直近 5 年の平均就職率も<表 2-6-1>に示すとおり 96.1%となっている。過去には、平成 20（2008）年秋からの世界的不況（リーマンショック）にもかかわらず、

平成 20（2008）年度の就職率は 93.4%と高い実績を実現した例もある。そのこともあって、有名雑誌に、就職に強い大学として、「全国 548 大学中第 91 位（千葉県では本学のみ 100 位内）」として掲載された（就職に強い大学ランキング「週刊ダイヤモンド」2011 年 12 月 10 日号）。【資料 2-6-8】

また、平成 22（2010）年度就職模擬試験「能力適正検査」の数的推理・判断推理の分野において、本学の学生が全国第 1 位（全国受験者数 16,689 人）という輝かしい成績を収めた実績がある。【資料 2-6-9】本学では、毎年、教授会において、当該年度の就職状況（及び公務員等資格取得状況）を開示・報告して、教育目的の達成状況の点検・評価を行っている。【資料 2-6-10】

B 資格取得状況（警察官等公務員試験合格実績）について

本学では、平成 21（2009）年 4 月キャリアセンターを設置して以来、毎年、警察官等公務員合格者を安定的に輩出しており、直近 5 年の実績も＜表 2-6-1＞に示すとおり、年間平均 19 人の合格者を輩出している。

本学では、学生の進路希望は公務員が多い。そのため、市役所等の行政職を目指す者には「公務員特進クラス」を、警察官・消防官等の公安系職を目指す者には「警察官・消防官特進クラス」を設置し、指導に当たっている。【資料 2-6-11】また、平成 22（2010）年度には、警察官試験合格率全国第 3 位、消防官試験合格率同第 13 位として、全国有名雑誌（「ファミリー・プレジデント」2010 年 1 月号）に取り上げられた実績がある。【資料 2-6-12】その後、平成 23（2011）年度には、警察官就職率が全国第 3 位、自衛官就職率が同第 6 位として取り上げられ（「週刊ダイヤモンド」2011 年 12 月 10 日号）【資料 2-6-13】、平成 25（2013）年度には、警察官就職率が全国第 2 位として取り上げられた（「週刊東洋経済」2013 年 11 月 2 日号）。【資料 2-6-14】

さらには、平成 26（2014）年 6 月、朝日新聞社から注目され、取材を受けている。同新聞社が特に注目したのは、警察官等の合格率やそれを実現するための「公務員特進クラス」及び「警察官・消防官特進クラス」についてであり、同新聞社の社員が実際の授業を見聞のため来校し、その感想等が、平成 26（2014）年 6 月 29 日の同新聞（朝刊）に掲載された。【資料 2-6-15】

以上のとおり、本学は、毎年、警察官等公務員試験合格者を安定的に輩出しており、毎年、教授会において、当該年度の公務員等資格取得状況（及び就職状況）を開示・報告して、教育目的の達成状況の点検・評価を行っている。

4) 就職先の企業アンケートの実施

本学では、教育目的の達成状況を点検するため、平成 28（2016）年度より、本学卒業生の就職先に対してアンケートを行うこととした。平成 28（2016）年 7 月に、40 社の就職先に対してアンケートを実施した。その結果、下記の分析結果を得た。【資料 2-6-16】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-6-1】教員の授業アンケート資料

【資料 2-6-2】授業アンケートシート

- 【資料 2-6-3】授業アンケート集計・分析表（全体、個別教員、個別教員自由記載）
- 【資料 2-6-4】授業アンケートフィードバックシート
- 【資料 2-6-5】授業フィードバックシートを担当部署が集計した資料
- 【資料 2-6-6】オープン授業関係資料
- 【資料 2-6-7】オープン授業参観者のコメントシート
- 【資料 2-6-8】「週刊ダイヤモンド」2011 年 12 月 10 日号
- 【資料 2-6-9】就職模擬試験「能力適正検査」の数的推理・判断推理の分野で全国第 1 位の資料
- 【資料 2-6-10】教授会における当該年度の就職状況及び公務員等資格取得状況表
- 【資料 2-6-11】「公務員特進クラス」及び「警察官・消防官特進クラス」関係資料、履修要覧（41～45 頁 履修モデル）
- 【資料 2-6-12】「ファミリー・プレジデント」2010 年 1 月号
- 【資料 2-6-13】上記【資料 2-6-8】に同じ
- 【資料 2-6-14】週刊東洋経済（2013 年 11 月 2 日号）
- 【資料 2-6-15】朝日新聞社からの取材関係資料
- 【資料 2-6-16】就職先に対するアンケート調査関係資料

2—6—② 教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

1) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての取組み

本学では、平成 20（2008）年度以降、教育内容・方法に関する教員間の情報交換・議論の場として、全専任教員で構成する「FD 研修会」を原則として毎月開催している（ただし、長期休暇期間を除く）。出席に関しては、概ね全専任教員が毎回の研修会に参加している。

発足当初は、FD 研修会における教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けてのテーマは、その都度、教員間の要望に応じて決定されてきた。この期間の主要テーマを例示的に列挙すれば、(1)PC スキルアップ、(2)授業アンケート実施・フィードバックシステムの導入、(3)教員による科目間連携の方法・態様、(4)より良いシラバスの作成方法、(5)「担任制」の導入について、(6)「受講心得」の導入、(7)オープン授業の実施について、等である。テーマ選定の傾向としては、当初は教員の教育技能向上を優先して、上記(1)の「PC スキルアップ」が取り組まれていた（第 1 回～第 3 回）が、その後、次第に、より良い授業（内容・環境）づくり（上記(3)(4)(6)(7)）や学生の学習指導等の改善へ向けての取組み（上記(2)(5)）にテーマをシフトしていった。【資料 2-6-17】

しかし、平成 25（2013）年 10 月、FD 研修会において検討の結果、FD 活動を長期的にデザインするためには、次の三つの視点が重要であるとの認識で一致した。(ア)学生の要望の把握（学生視点）、(イ)当該要望の教員間における共有・対応（教員視点）、(ウ)教育内容・活動の社会への還元（社会的視点）という視点であり、これらの視点は、ともに相互関連性があるとの認識に至った。また、これら三つの視点は、これまでの「授業アンケート」や「フィードバックシート」の結果から得られたものであり、「授業アンケート」から学生の意見集約を行い(ア)、それに対する「フィードバックシート」から各教員が授業内外において何をすべきかを抽出した結果である(イ)。加えて、このような観点から得ら

れる知見を、社会にいかにして還元し得るかという、社会との連携の必要性も模索する必要があるとされた(ウ)。

次に、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての取組みの一環として、「教室内外における学習の連動」というテーマが選定され、活動を行うことを決定した。このテーマの具体的な取組みについては、各教員より授業実践例報告という形式で公开发表することとした。例えば、「授業外における裁判傍聴の意義」などである。【資料 2-6-18】

2) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

本学では、(i)授業アンケート及びそれに対するフィードバックシートを活用した議論、(ii)オープン授業コメントシートを活用した議論を FD 研修会において行なっている。(i)に関しては、各教員に所定のフィードバックシートの提出を依頼し、その提出結果の集計を踏まえて研修会で議論を行っている。これにより、教員間の授業アンケート結果の共有、他の有効な授業取組みの共有化を図り、各教員は自己の授業のさらなる改善を図っている。

(ii)に関しても、授業参観者のコメントシートの集計を基に、他の教員の授業取組みにおける効果的な部分、興味深い部分を抽出し、他の教員がそれぞれの授業で生かせる部分がないかを議論している。このようにして、(ii)の活動からも有益な授業改善を図っている。

(3) 2—6 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、2-6-①で記述のとおり、教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発を行っている。すなわち、学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況の点検・評価を行っている。

次に、本学では、2-6-②で記述のとおり、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックを行っている。

本学では、今後も、FD 活動を中心として、「教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発」や「評価結果のフィードバック」を推進していく方針である。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-6-17】FD 研修会(1)～(7)の資料

【資料 2-6-18】発表「授業外における裁判傍聴の意義」資料

2—7 学生サービス

《2—7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2—7 の自己判定

基準項目 2—7 を満たしている。

(2) 2—7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2—7—① 学生生活の安定のための支援

1) 学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させている

本学の学生サービス、厚生補導を含む学生生活全般に関わる事項は、専任教授たる学生部長を責任者とする学生部が所掌している。学生部は専任教員を主たる委員とする組織である学生委員会と、学生サービスの窓口となり実務の中心となる事務局学生生活課によって構成されている。職員である学生生活課長が学生委員会の委員を兼務しているほか、必要に応じて他の学生生活課職員も学生委員会に出席するなど、学生委員会での検討事項を円滑に実行するための教職員の協働体制が組織的に構築されている。また、学生委員会は原則として毎月 1 回定例的に開催されており、さらには、必要のある都度、臨時学生委員会を開催して課題の対応に当たっている。【資料 2-7-1】

2) 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等を適切に行っている

A 医務室の設置

学生からの各種相談については学生生活課が総合的な一次窓口として対応している。各種相談の中でも特に学生の健康相談、心的支援の一次窓口の役割は、学生生活課が管理する医務室がこれを担っている。医務室には専任の看護師を配置し、心身の健康に関する諸問題に対処している。特に専門性の高い対応が必要と考えられる学生の心的支援については、本学の設置母体である学校法人が雇用するカウンセラーと連携して対応している。

【資料 2-7-2】

B 「担任制」による相談相手としての支援

本学の特徴として、1 年～4 年次（留年者は 5 年次）まで「担任制」を採用しているため、各年次の演習科目（1 年次にあつては「プレゼミⅠ・Ⅱ」、2 年次にあつては「法学政治学演習Ⅰ・Ⅱ」「教養演習Ⅰ・Ⅱ」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の内いずれかの科目、3 年次以降にあつては「研究会Ⅰ・Ⅱ」）を担当する専任教員が、各学生にとって最も身近な相談相手としての役割を担っている。【資料 2-7-3】

C オフィスアワー制度を活用した支援

さらに、2—3—(2)で記述のオフィスアワー制度を活用して学生からの生活相談にも対応している。【資料 2-7-4】

D 学生相談室の設置

本学では、講義棟内に学生相談室を設置し、教職員が協働してこれを運営している。主たる任務である学生の心的支援については医務室を一次窓口として受け付け、学校法人が雇用する臨床心理士によるカウンセリングをコーディネートし、学生相談室においてカウンセリングを実施する。心的支援の必要性が認められる相談が上述の「担任制」やオフィスアワー制度を通じて寄せられた場合にも、同様に医務室を通じてカウンセリングのコーディネートを行い、学生相談室においてカウンセリングを実施する。

また、授業期間中の平日には、学生が気軽に相談できる時間帯として「自由相談時間」を設定して専任教職員が当番制で在室し、相談に応じる体制を整えている。専任教職員が在室しない時間帯についても、学生生活課の窓口で相談申込を受け付け、対応可能な教職員が学内にいる場合には直ちに学生相談室で相談に応じ、それ以外の場合には相談予約として、後日、学生相談室で相談に応じている。

なお、学生に対する学生相談室の周知のため、各種の学生面談でも学生相談室を活用している。【資料 2-7-5】

3) 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っている

A 奨学金制度

貸与型奨学金制度としては「清和大学貸与奨学金」「日本学生支援機構奨学金」「地方自治体奨学金」がある。

本学独自の制度である「清和大学貸与奨学金」は、経済的理由により、就学が困難で、かつ、学業成績及び人物ともに優れた学生に学費を貸与し、学業を継続させることを目的とするものである。在学中の家計急変等に迅速かつ柔軟に対応するため、学費支弁が困難となる事情が生じた学生からの申し出をその都度学生委員会で審査し、受給の可否を決定している。【資料 2-7-6】

また、「日本学生支援機構奨学金」の利用状況は【資料 2-7-7】のとおりである。なお、同奨学金の利用にあたってはインターネット上の諸手続きが必要となるため、毎年度、手続き支援を兼ねた説明会を PC 教室で実施し、個人でパソコンやインターネット環境を有しない学生にも不利益が無いようにサポートを行っている。【資料 2-7-8】

「地方自治体奨学金」については学生生活課が情報を取りまとめ、専用の掲示板に資料を掲出することを通じて学生に対する情報提供を行うとともに、各奨学金への応募を希望する学生に対する手続き支援等を行っている。

次に、給付型奨学金制度としては「清和大学特待生」がある。これは、学業成績、人物ともに優れた学生に奨学金を給付し、有為な人材の育成を目的とし、1 種は当該年次に納入した授業料相当額を、2 種は当該年次に納入した授業料相当額の半額をそれぞれ給付する制度である。各年次の成績が抜群（1 種）又は優秀（2 種）で、かつ、人物が優れていることを資格要件とし、学生委員会が候補者を選考している。【資料 2-7-9】

B 一人暮らし応援プラン

遠隔地からの入学者に対する本学独自の経済的支援として「一人暮らし応援プラン」がある。これは、千葉県外（または県内でも通学時間が概ね 90 分以上の地域）在住の者に対して、学生生活課を通じて格安の賃貸アパート・マンション等を紹介することに加えて月額 1 万円の家賃補助を支給する制度である。【資料 2-7-10】

C 学費ローンの紹介等

各金融機関が提供する学費ローンについても、各学生の必要に応じて学生生活課が情報提供等の支援を行っている。さらに、オリエントコーポレーション（以下「オリコ」という。）、セディナ及びジャックスの各信販会社との提携による「学費サポートローン」

を導入し、学費支弁者の便宜を図っている。平成 29 年 5 月 1 日現在、各社の利用者の累計はオリコ 180 人、セディナ 6 人、ジャックス 9 人で総合計 195 人である。【資料 2-7-11】

4) 学生の課外活動への支援を適切に行っている

A 学友会活動の支援

本学では、学生主体の自治団体である「学友会」が学生生活の向上や課外活動の促進に取り組んでおり、大学は学生部を通じて学友会活動に対する人的支援及び経済的支援を行っている。学生生活課が学生に対する窓口となり各種相談に対応している他、特に「学友会執行部」と学友会の中で毎年度組織される「大学祭実行委員会」については学生委員会委員である専任教員各 1 名が顧問となり、相談対応や指導を担当している。また、これら学生組織の顧問を務める専任教員を通じて要請があった場合には、適宜必要な人的支援（直接的なサポートを担当する教職員）を追加している。これらの活動は学生が納付する「学友会費」によって賄われているが、特に重要な行事と位置付けられている「新入生歓迎行事」「大学祭」「卒業祝賀行事」については大学後援会から補助金を支出し経済的支援を図っている。【資料 2-7-12】

B その他の課外活動への支援

課外活動に対する各種相談には学生生活課が一次窓口として対応し、情報提供を含む対応を行っている。講義棟から独立した学生会館内の部室利用やスポーツサークルによる体育館利用、体力増進目的でのトレーニングセンター利用といった課外活動のための施設利用を可能としており、利用上の諸手続きは学生生活課が担当している。さらに、各種サークルの新設を含む学内での課外活動に対する支援の他、ボランティア活動への参加をはじめとする学外での活動への情報提供や支援も行うことで、学生による幅広い課外活動を促している。【資料 2-7-13】

なお、社会人学生、編入学生、転入学生の在籍者数は極めて少なく、これらに特化した支援制度は設けていないが、一般学生と同様に学生部を通じて総合的な支援を行っている。また、各年次における演習科目を担当する専任教員が担任となる点も一般学生と同様であり、十分な支援体制を整えている。

法学系以外からの編入学生（2・3 年次への編入）については、1 年次の必修科目である「プレゼミⅠ・Ⅱ」の履修を義務付け、その後に履修する専門教育科目の学修がスムーズにいくよう配慮した制度運用を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-7-1】学生委員会委員名簿

【資料 2-7-2】カウンセリング実施状況（実施日・学年・性別）一覧

【資料 2-7-3】「担任制」関係資料

【資料 2-7-4】オフィスアワー関係資料（実施報告書、学生向け掲示物）

【資料 2-7-5】学生相談室内外写真と専任教職員在室表等（学生向け掲示物）

【資料 2-7-6】清和大学貸与奨学金関係資料

【資料 2-7-7】日本学生支援機構奨学金の利用状況

- 【資料 2-7-8】 インターネット上の諸手続のサポート講習会資料
- 【資料 2-7-9】 清和大学特待生選考に関する内規、選出状況一覧
- 【資料 2-7-10】 「一人暮らし応援プラン」家賃補助制度リーフレット
- 【資料 2-7-11】 各社「学費サポートローン」関係資料
- 【資料 2-7-12】 大学後援会から学友会への補助金交付状況
- 【資料 2-7-13】 柔道部等の地域活動参加記録（大学ホームページ掲載資料も含め。）

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

本学では、学生生活全般に関する学生の意見等を汲み上げる仕組みを適切に整備し、学生サービスの改善に反映している。

A 学生満足度調査

本学では、学生の意見をくみ上げるため、平成 24（2012）年にも「学生食堂改善のためのアンケート」を実施し、【資料 2-7-14】メニュー改善や食堂営業時間延長等の成果をあげるなど、適宜対応を実施してきた。今般、平成 28（2016）年度前期において、学生生活全般に関する学生の意見等を汲み上げるため、「学生満足度調査」を実施した。【資料 2-7-15】

＜今回学生満足度調査の結果の概略＞

本調査は、本学の教育内容関係、教育環境関係、学生生活支援関係、施設・設備関係について 31 の質問項目から構成されている。

★本調査において評価平均が低い項目（3.0 未満）は次のとおりである。

- ・スクールバス（2.8）
- ・駐車場（2.6）
- ・駐輪場（2.8）
- ・トイレ（2.9）
- ・アルバイトの紹介（2.6）

☆本調査において評価平均が高い項目（3.5 以上）は次のとおりである。

- ・2階大教室（1201 教室）（3.6）
- ・図書館（3.5）
- ・特待生制度（3.5）

上記の結果から分るように、今回のアンケート結果では、施設・設備関係の評価が低くなっている。施設・設備関係については、今後、法人とも相談の上、優先度の高い項目から改善に向け努力をしていく方針である。

B その他の取組み

本学では、学生から学生生活課や担任の専任教員に寄せられた意見等は、その採否や実現方法を含めて学生委員会で検討する仕組みが取られている。これまでに寄せられた意見のうち実現した例としては、学生駐車場の夜間照明の改善、学生食堂の営業時間外も購入可能な軽食自販機の設置、校舎内への Wi-Fi 設備の設置等がある。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-7-14】「学生食堂改善のためのアンケート」

【資料 2-7-15】学生満足度調査用紙、結果報告書

(3) 2—7 の改善・向上方策（将来計画）

これまで記述したとおり、本学では、学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させており、また、学生生活全般に関する学生の意見等を汲み上げる仕組みを適切に整備し、学生サービスの改善に反映している。

なお、学生の意見等を汲み上げる仕組みについては、平成 28（2016）年度に新たに開始した「学生満足度調査」を今後も継続的に実施し、その分析・結果を積み重ね、さらに学生の満足度向上を図っていく方針である。なお、具体的な満足度向上策の立案及び結果の分析・検討については、調査項目の性質ごとに、学生委員会、教学委員会、キャリアサポート委員会を中心として行うほか、組織横断的な案件については学長室会議でも取り上げ、全学を挙げて実施していく方針である。

2—8 教員の配置・職能開発等

《2—8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、F D (Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2—8 の自己判定

基準項目 2—8 を満たしている。

(2) 2—8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2—8—① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

1) 教育目的と教育課程

本学は、教育目的の達成のために、教育課程は基礎科目（基本科目、外国語科目、保健体育科目）及び専門教育科目から編成しており、その編成方針は適切に設定されている。また、3 コース（法学コース、経営法コース、スポーツ法コース）は法律学科の下に設置されているため、教育課程の編成方針は、3 コース共通の教育課程編成方針とコース別教育課程編成方針から設定されている。【資料 2-8-1】

A 3 コース共通の教育課程の編成方針

3 コース共通の教育課程の編成方針として、基礎科目から「情報リテラシー」、専門教育科目から「法学入門」、「憲法概論」、「民法概論」、「商法概論」、「刑法概論」、「プレゼミⅠ」、「プレゼミⅡ」「研究会」の合計 9 科目を必修とした。本学の 3 コースは法学部法律学科に所属するものであり、いずれのコースの学生であっても法律の基礎知識及びリーガルマインドが必要不可欠であるため、入学初年次より主要科目である法学、憲法、民法、商法、

刑法について必修とするものである。また、「プレゼミⅠ」は法学部生として学んでいくためのイントロダクション（導入演習）としての役割を担うものであり、「プレゼミⅡ」は若干専門的な内容を含むものとなっている。「プレゼミⅠ」は入学当初（1年次前期）、「プレゼミⅡ」は1年次後期に配置しており、いずれも1クラス15人前後の少人数制で、法学政治学系専任教員が担当し、1年次の「クラス担任」としての役割も担っている。また、情報化時代の中にあって、ICT(情報通信技術)の修得は今や全学生にとって必須項目であるため、その基礎となる「情報リテラシー」を必修科目としている。最後に、3年次からは全員が研究会（いわゆるゼミ）で学ぶことによって法学政治学系科目をより深く研究し、リーガルマインドを身に付けることができるよう編成されている。【資料 2-8-2】

B コース別の教育課程の編成方針

コース別の教育課程の編成方針は次のとおりである。

「法学コース」は、本学が法学部法律学科でスタートした経緯からもわかるように本学の基幹コースである。そのため、専門教育科目に関しては、本学の規模（小規模）の割には非常に多くの法学系科目を配置しているのが特徴である。学生にとって、将来、民間企業や公務員等あらゆる職業に対応できるように多分野の法学知識を学んでおく必要があるためである。

「経営法コース」設立の趣旨は、社会を円滑に運営する道具である法律知識と、新たなインフラである ICT(情報通信技術)を経営的な視点をもって主体的に利用していくことができる学生を育成することにある。したがって、その教育課程は、「一般教養」、「語学」、「ICT」、「経営」、「法学」の5分野で構成される。なお、同コースは「旧 IT ビジネス法コース」を受け継いだこともあって ICT(情報通信技術)関連科目が豊富に配置されていることが特色であり、かつ、体系的に編成されている。

「スポーツ法コース」は、優れた運動能力を有する学生に対して、スポーツの果たす社会的役割のほか、憲法・民法・刑法等の基本的な法学知識や最近の法学領域である「スポーツ法」の知識を修得させることによって法的諸問題に対応できる能力を身に付けさせ、文武両面に優れた人材の育成を目指すものである。また、同コースの特性から、基礎科目では保健体育科目の履修に力点を置き、当該科目は全て必修科目としている。【資料 2-8-3】

2) 教員の確保と配置

本学における教育課程を適切に運営するための全専任教員数は平成 29（2017）年 5 月 1 日現在、26 人であり、大学設置基準で定められている人数（26 人）を充足している。また、教授数は 14 人であり、設置基準上の必要教授数（13 人）を満たしている。なお、その構成は、教授 14 人、准教授 8 人、講師 2 人、助教 2 人（合計 26 人）となっている。

【資料 2-8-4】

<表 2-8-1 平成 29（2017）年度専任教員の内訳表>

学部名	学科名	教授	准教授	講師	助教	計	大学設置基準(人)
法学部	法律学科	14	8	2	2	26	専任教員数 26 教授数 13

清和大学

次に、本学では法学部法律学科の教育課程が 3 コース制（法学コース、経営法コース、スポーツ法コース）をとっており、さらには、「教職課程」及び「公務員受験・各種資格対策講座」を有していることもあって、平成 29（2017）年 5 月 1 日現在、兼任教員の比率が＜表 2-8-2＞に示すとおり、57.4%と若干高いが、教育課程を適切に運営するため教員を適切に配置している。【資料 2-8-5】

＜表 2-8-2 平成 29（2017）年度専任教員と兼任教員の割合＞

学部名	学科名	専任教員数	兼任教員数	計
法学部	法律学科	26 (42.6%)	35 (57.4%)	61 (100%)

本学は法学部法律学科であることから必然的に法律分野の教員が多くなるが、専門分野に偏りが生じることなく憲法、民法、刑法、商法、行政法、民訴法、刑訴法等や教養教育の分野に、また、経営法コースやスポーツ法コースの教育課程を適切に運営するため、教員を適切に配置している。【資料 2-8-6】

また、本学では、教員の年齢構成のバランスに関して、専任教員については「30 歳以下」から「61 歳以上」まで各年齢層に亘り配置しているが、51 歳以上の比率が大きくなっており高齢化の傾向がみられる。これは本学創立時の頃採用した教員のうち「61 歳以上」が 6 人在籍していることが主因である。今後、退職教員の補充の際には、若年層の教員及び女性教員を積極的に採用することによりバランスのとれた構成を目指す方針である。

次に、兼任教員については、各年齢層に亘りバランス良く配置している。下表は、平成 29（2017）年 5 月 1 日現在、本学における教員の年齢構成表である。

＜表 2-8-3 平成 29（2017）年度教員の年齢構成＞

	30 歳以下	31～40	41～50	51～60	61 歳以上	計
専任教員	2(0)	2(0)	5(0)	8(1)	9(1)	26(2)
(比率)	(7.7)	(7.7)	(19.2)	(30.8)	(34.6)	(100%)
兼任教員	1(0)	8(4)	10(2)	10(0)	6(0)	35(6)

※（ ）は女性

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-8-1】「学則別表 1」「履修要覧」（2～6 ページ）

【資料 2-8-2】同上

【資料 2-8-3】履修要覧、法学コース設置の趣旨、経営法コース設置の趣旨（旧 IT ビジネス法コース設置の趣旨）、スポーツ法コース設置の趣旨

【資料 2-8-4】「清和大学専任教員住所一覧」（平成 29 年 5 月 1 日）、清和大学ホームページ「教員紹介」（平成 29 年 5 月 1 日）

【資料 2-8-5】「清和大学非常勤教員住所一覧」（平成 29 年 5 月 1 日）

【資料 2-8-6】「担当分野別教員一覧表」（平成 29 年 5 月 1 日）

【資料 2-8-7】「年齢別教員一覧表」（平成 29 年 5 月 1 日）

2—8—② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD（Faculty Development）をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

1) 教員の採用・昇任

本学では、教員の採用・昇任については、その方針に基づく規程を定めて適切に運営している。

専任教員の採用選考に当たっては、「清和大学教員任用及び昇任規程（以下「任用及び昇任規程」という。）」第 1 条において、「大学設置基準に定めるところのほか、本規程によるものとする。」と明確に規定されており、その選考手続も「清和大学教員の任用に関する手続規程」（以下「任用に関する手続規程」という。）に基づき適切に運用している。【資料 2-8-8】特に専任教員の採用の場合には、採用しようとする教員の専攻分野に応じて、教授若干人をもって構成する教員候補者選考特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設けており、学内に特別委員会を構成する人材が不足する場合には、他大学等学外から委員を招致して厳正に運用している。【資料 2-8-9】

また、非常勤講師の採用の場合にも、その選考方法に関しては、「非常勤講師の任用に関する内規」に明確に規定されており、かつ、実際の運用も適切に行われている。【資料 2-8-10】

本学における専任教員及び非常勤教員の採用方針としては、欠員が生じた場合に補充採用することを原則とし、それ以外では、新コース等の設置・改廃等により教員の補充が必要な場合に採用するという方針をとっている。

採用の方法も、専任教員及び非常勤講師ともに原則として公募により広く人材を募集した後、学長室構成員（学長を除く）による選考会議が開催され、公正で透明な選考がなされていることは本学の誇りの一つである。

次に、本学における教員の昇任については、「任用及び昇任規程」において教授の資格、准教授の資格、講師等の資格が明確に示されており、かつ、運用に当たっても「任用及び昇任規程」を基本としつつ、学長が学長室会議の協議を経て、昇任予定者の選考を教授会に発議しており、その手続さも「清和大学教員の昇任に関する手続規程（以下「昇任に関する手続規程」という。）」に基づいて適切に行われている。【資料 2-8-11】

また、専任の准教授、講師、助教等の職に有るものが、「任用及び昇任規程」に基づく上位の職に該当すると自ら認めたときは、学長に対して昇任のための発議を申請することができるものと規定されており、昇任への途が開かれている。【資料 2-8-12】

2) 教員評価

本学では、平成 17（2005）年度後期より、「限られた経営資源の有効配分」という経営上の観点のもと、「専任教員の学務等に対する意欲付け」及び「公平な処遇の一環」として、専任教員の賞与（勤勉手当）査定制度（以下「本制度」という。）を導入した。その後、平成 29（2017）年前期に到る迄、通算、24 期連続して本制度を実施している。

また、その間、査定評価の公平を期すため、平成 18（2006）年 3 月には、全専任教員（査定対象者）に対し「査定評価基準に関するアンケート」を実施し、専任教員の意見・

要望等を聴取している。さらには、社会情勢に対応して大学の学務内容が変容するので、査定基準をこれに柔軟に対応させるため、本制度の発足以降、4回の査定基準改定を行ってきた。このように、本制度は、一方では、専任教員の学務等に対する意欲付けと本学の発展を期して実施するものであるが、他方では、査定評価の公平性・透明性を担保するため、全専任教員に対する査定基準の事前公開（教授会）と実施後の質問・要望等にも応えている。【資料 2-8-13】

3) 研修、FD(Faculty Development)

A 研修

本学では、外部研修会に対しては必要の都度、関連分野の学務に関わっている教職員を派遣して知識・能力の向上を図っている。【資料 2-8-14】

また、専任教員が在外研修（短期）及び国際学会派遣を目的として外国に出張する場合には、教員研究費とは別に、外国出張旅費が支給されており、毎年、この制度を利用して専任教員が能力の啓発を行っている。【資料 2-8-15】

B FD(Faculty Development)

本学の FD 活動に関する役割・運営等については、FD 委員会が担当する。FD 委員会委員は、全学的に FD 活動を行う必要があるため、(i)FD 活動の企画及び実施計画の立案、(ii)FD 活動の評価、(iii)FD 活動に関する情報の収集及び提供などを管掌する。【資料 2-8-16】

次に、本学では FD 委員会で決定した FD 活動を全学挙げて推進するため、「FD 研修会」を設置している。

FD 研修会は、全専任教員及び教学責任者が常時出席し、必要があれば他の職員や非常勤教員にも出席を要請している。この場では、FD 委員会決定事項を出席者に周知し、全員の理解を得たうえで全学的に推進するという体制をとっている。

また、FD 研修会は教職員の能力啓発という側面も持っている。FD 研修会は、平成 20（2008）年 10 月 2 日に「学内情報共有化の前提としての PC リテラシーの向上」をテーマに第 1 回が開催され、その後も、全専任教員及び教学責任者が出席し、原則として月 1 回定例的に開催し、議事録を作成することとしている。【資料 2-8-17】

本学では、平成 21（2009）年度後期から毎年学生による授業評価アンケートを実施しているが、当該授業評価アンケートは、FD 委員会が担当し、基本的には毎月 1 回の会議を開催して、その実施計画と具体的推進方法等の運営方針を検討し立案している。

FD 活動として毎年定期的に行っている事項は、(i)「授業評価アンケート」とその「フィードバックシート」の共有、(ii)「オープン授業」の実施である。その他、随時、実施する活動としては、各種委員会や FD 研修会等で「重要性・緊急性ある検討課題」として取り上げられた事項について、重要性・緊急性等を考慮して決定している。【資料 2-8-18】

C その他 教員の資質・能力向上への取り組み

さらに、本学では、平成 21（2009）年 10 月より、本学紀要の発行を担当する「法学会運営委員会」が主催する学内研究発表会を原則として毎月定例的に実施している。これは専任教員全員が輪番に自己の研究を発表するものであり、各教員の専門領域における研究

活動の促進並びに教員の相互啓発を図ることを目的としている。

- ・第1回「瀬取りによる密輸入罪の実行の着手について」（平成20.3.4最判を契機に）
- ・第2回「健康教育の現状と課題」
- ・第3回「民法724条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）後段について」
- ・第4回「中国における1930年代の詩人について」

以下、研究発表会実績表（過去3年分）を添付する。【資料2-8-19】

【エビデンス集（資料編）】

【資料2-8-8】「清和大学教員任用及び昇任規程」、「清和大学教員の任用に関する手続規程」

【資料2-8-9】「清和大学教員の任用に関する手続規程」（第3条）

【資料2-8-10】「非常勤講師の任用に関する内規」

【資料2-8-11】「清和大学教員任用及び昇任規程」（第2条～第5条）、「清和大学教員の昇任に関する手続規程」

【資料2-8-12】「清和大学教員の昇任に関する手続規程」（第2条第2項）

【資料2-8-13】勤勉手当査定関係資料

【資料2-8-14】教職員外部研修実施資料

【資料2-8-15】「清和大学在外研修（短期）要項」、「清和大学国際学会派遣要項」

【資料2-8-16】「清和大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」

【資料2-8-17】FD研修会記録

【資料2-8-18】授業評価アンケート関係資料、オープン授業関係資料、「重要性・緊急性ある検討課題」として取り上げられた事項

【資料2-8-19】研究発表会実績表（過去3年分）

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学では、教育理念が「真心教育」であることから、創立以来、人間形成のための教養教育に力を注いできた経緯がある。また、教養教育の充実による基礎学力や一般知識力の向上は公務員試験や各種資格試験の受験を希望する学生にとっても益々重要なものとなっている。

本学の教養教育の運営については、教学委員会が日常的に検討・見直しを行っており、付随して時間割編成や科目担当者の検討が行われており（教学委員会規程第5条第1項第1号）、随時、学長室を経由して教授会に付議され審議されている（教授会規程第4条第1項第5号）。このように、本学の教養教育の運営上の責任体制は学長を頂点として確立されている。【資料2-8-20】

なお、教養教育に関する担当教員間の調整についても、FD活動として、教養科目担当教員間、語学教育担当教員間、体育担当教員間及びICT(情報通信技術)関連科目担当教員間において、必要に応じて、教育環境、授業項目及び授業進度等に関して情報交換が行われ、円滑に運営されている。その結果、改善を要する点があれば直ちに教学委員会で検討され、必要な場合には教授会に付議されている。【資料2-8-21】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-8-20】「清和大学教学委員会規程」「清和大学教授会規程」

【資料 2-8-21】FD 活動における教養教育に関する資料

(3) 2—8 の改善・向上方策（将来計画）

今後も引き続き、学生や社会のニーズに対応させ、本学の特色を視野に入れながら教育課程の充実を図り、かつ、当該教育課程に即した教員の確保と配置を適切に実施していく方針である。

教員の採用については、引き続き現在の方針である公募制を基本としつつ、採用段階では授業審査を行うことなど、教育能力面の審査を強化していく。また、教員の昇任についても、学生の授業評価アンケートを参考とすること等、教育能力面の審査を強化していく方針である。

さらには、外部研修への派遣、FD 研修の強化により、教員の資質・能力向上への取り組みを強化していく。

大学全入時代を迎えて学生の基礎学力の低下が問題となっている現状下において、益々、人間形成のための教養教育の重要性が増している。したがって、今後も、引き続き、教養教育が十分行えているかどうかを随時検証し、必要があれば組織の見直しを行うなど、教養教育の充実に注力していく方針である。

2—9 教育環境の整備

《2—9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2—9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2—9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2—9—① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

1) 校地、校舎、設備、実習施設について

本学のキャンパスは千葉県木更津市に位置している。木更津市は東京湾を横断するアクアラインによって神奈川県川崎市と結ばれており、東京都心部までのアクセスの良さから、首都圏のベッドタウンとしての役割を担っている。本学は木更津市の中心部に所在しており、都会的な雰囲気と程よい自然が融合した環境を学生に提供することができている。

本学の校地面積は 73,677.00 m²であり、大学設置基準上必要な面積 7,900.00 m²を十分に上回っている。また、校舎面積についても 11,546.00 m²であり、同設置基準上必要な面積 4,792.70 m²を上回っている。〈表 2-9-1〉

本学の校舎は鉄筋コンクリート造 5 階建てで、大教室、中教室、小教室、演習室、研究室、コンピュータ教室、視聴覚室及び図書館等からなる「本校舎」、「体育館」、柔剣道場である「真武殿」、多目的会議室である「報恩館」、学生ホールと部室としての機能を持つ「真板

幸男記念学生会館」及び「真心の塔」を有している。＜表 2-9-2＞

本校舎は主に講義に使用されており、大小様々な教室を有し、講義の特性に合わせて、適切な規模での授業を展開している。講義室の多くにプロジェクタと大型スクリーン等を常設しており、ICT 機器を活用した授業が行われている。また、本学の特色である少人数教育を実施するために、3 階フロアは全てゼミ形式で授業を行うことができる演習室を配置しているのが大きな特徴の一つである。

また、本学はスポーツ法コースを有しており、授業及び部活動のための体育施設の充実に努めてきた。木更津キャンパス内に、運動場、体育館に加え、柔剣道場である「真武殿」、トレーニングセンター、テニスコートを設置しており、学外には、野球場及びソフトボール場を整備し、学生は授業及び課外活動に活用している。

施設設備の管理については大学事務局総務課及び法人事務局管理部が連携して行っている。電気設備、消防設備及びエレベータ設備については、専門業者と委託契約を結び、関係法令等を遵守して安全管理に努めている。【資料 2-9-1】

清掃、植栽等の維持管理についても適宜・適切に行われており、整然とした環境を提供することを心掛けている。また、警備員の巡回や警備システムの活用により、学生の安全面についても配慮している。【資料 2-9-2】

本学は平成 6（1994）年に開学した新しい大学であり、校舎は新耐震基準によって建築されており、耐震性についての問題はない。また、バリアフリーについても整備を進めており、スロープ、エレベータ、障害者用トイレ、障害者用駐車スペースが備わっている。

学生の通学の利便性を向上させるため、定期的にスクールバスの運行を行っていることに加え、自転車又は自家用車で通学する学生のために、駐輪場や駐車場についても完備している。【資料 2-9-3】

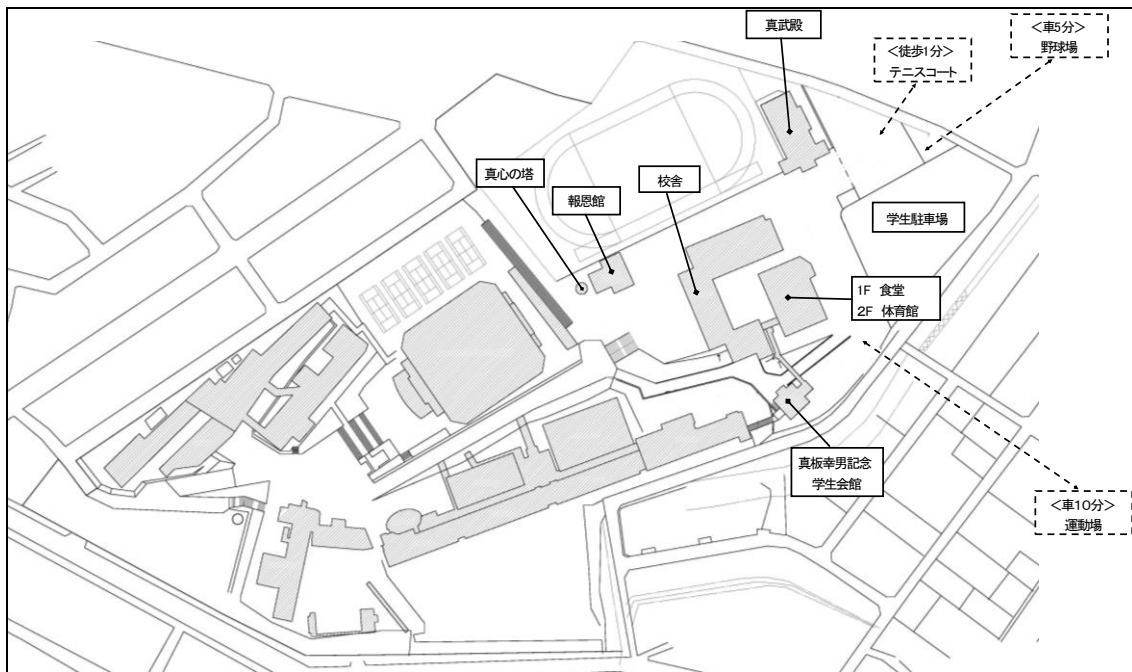
また、防災訓練は〔基準 3-1-④〕でも記述するが、定期的の実施しており、学生、教職員等の安全面に配慮している。【資料 2-9-4】

なお、施設・設備に対する学生の意見を収集すべく、平成 28（2016）年 7 月に学生満足度調査を実施した。その結果に基づいて今後の改善につなげていきたい。【資料 2-9-5】

＜表 2-9-1 校地、校舎の設置基準面積及び現有面積＞

区分	基準面積	現有面積	過不足	主要施設
校地	7,900.00 m ²	73,677.00 m ²	65,777.00 m ²	校舎敷地、中尾運動場、矢那運動場、野球場、テニスコート、学生駐車場
校舎	4,792.70 m ²	11,546.00 m ²	6,753.30 m ²	講義室、実習室、研究室、図書館、体育館、真武殿、真板幸男記念学生会館

<表 2-9-2 校舎配置図>



2) 図書館の教育環境について

図書館は、大学の研究及び教育活動をサポートする重要な機関である。平成 29 (2017) 年 5 月 1 日現在の蔵書数は 84,350 冊であり、収容可能蔵書数 (9 万 4 千冊) の 89.7% となっている。現蔵書数は、大学の教育研究目的を達成するための要件を満たす蔵書数となっている。現状では毎年 2 千冊の新規蔵書増加となっており、図書館の蔵書数が収容可能蔵書数に到達することは必至である。そこで、〔基準 1・3・④〕でも記述したが、電子書籍の導入、書架増設、或いは閲覧可能蔵書数の絞り込み（具体的には、閲覧利用が期待できない蔵書の書架からの撤去）などを図書館委員会で検討し、法人本部とも相談の上、電子書籍の導入や閲覧可能蔵書数の絞り込みに取り組んでいる。

大学生の本離れが社会的な話題となっていることもあり、本学では 1 年次における演習科目（「セミナーⅠ」及び「プレゼミⅠ」）において、研究図書の調べ方などを教員及び図書館職員が連携して学生に指導し徹底を図っている。なお、1 年次必修科目「情報リテラシー」において、学内 LAN 及び学内設置クライアントの操作方法を学び、インターネット上の情報活用や電子文書作成ができるよう演習問題を課している。この取組みが 4 年間の学習生活の基盤となり、課題レポートの作成や卒業論文の作成に役立っている。【資料 2-9-6】

図書館業務管理サーバは平成 27 (2015) 年 9 月に更新し、学内及び学外からの蔵書検索はブラウザから行えるようになった。また、図書館には学内 LAN 接続のクライアント 18 台及びカラープリンタ 1 台・モノクロプリンタ 1 台が設置されており、学内図書の検索はもちろん学外図書の検索、新聞データベースサービスの利用、電子雑誌あるいは電子書籍閲覧も可能としている。図書館設置のクライアントは図書検索などに限定するわけではなく、課題レポートや卒業論文などの作成にも利用することができる。

夜間主コース向けの授業 (5～7 時限) 受講者への図書館利用サービスについて、従来は

授業時間終了と同時に閉館としていたが、平成 28（2016）年後期より、受講者への配慮として授業終了時間から 10 分間延長して閉館することとした。【資料 2-9-7】

3) 学内 LAN について

平成 27（2015）年 3 月に学内 LAN を再構築し、基幹ネットワークは伝送速度 10Gbps の光ファイバとし、教室、研究室、事務室などへは伝送速度 1Gbps の“より対線”を敷設した。授業が行われる教室には情報コンセントを設け（1211 教室を除く）、ゼミナール用教室（3 階小規模教室）及び一部講義用教室を除きプロジェクタも設置した。情報システム委員会において無線 LAN による接続サービスも提供する必要があると判断し（【資料 2-9-8】）、Security への配慮を条件として平成 28（2016）年に教職員向けの無線 LAN アクセスポイントを設置した。さらに、学生向けの無線 LAN アクセスポイントも設置する予定である。大学のインターネットへのアクセス速度は 100Mbps であるが、コンピュータ教室での一斉アクセスに対してもストレスのないレスポンスを提供しており、現時点でアクセス速度アップを考える必要はない。

大学では、平成 23（2011）年から学内設置のサーバは必要最小限にしており、例えば電子メールは SaaS(Software as a Service)、Web サーバは学外設置のレンタルサーバを利用している。学内 LAN アクセスのためのユーザ ID およびパスワードは SaaS の電子メールでも利用可能な設定を行い、ユーザの利便性アップを実現している。また、ファイアウォールではインターネット側からのアクセスに対して必要最小限のポートのみを開けており、不正アクセスなどを防止する方策を実施しているし、アクセス記録保存の専用サーバも平成 26（2014）年 6 月から運用しており、万が一不正アクセスを受けても、そのアクセス記録は残る仕組みとしている。

4) コンピュータ教室について

大学のコンピュータ（クライアント）設置教室は 1205 及び 1206 教室であり、1206 教室は平成 26（2014）年 3 月、1205 教室は平成 27（2015）年 3 月に更新した。どちらの教室も学生用 36 台、教員用 1 台の設置で、各モノクロプリンタ 1 台、カラープリンタ 1 台が設置されている。なお、両教室は過去に自由開放したところ学生による機器の破損やいたずらが発生したことから、授業のみの利用としている。

授業時間以外に学生が大学のコンピュータを利用できるようにするため、1302 及び 1303 演習室に 16 台のクライアント、モノクロプリンタ 1 台、図書館に 18 台のクライアント、カラープリンタ 1 台・モノクロプリンタ 1 台を設置している。本演習室及び図書館設置のクライアントは、大学あるいは図書館がオープンしている時間帯であれば自由にネットワークやコンピュータを利用できる。

なお、学内設置の共用プリンタでは印刷枚数管理を行っており、不必要な印刷を行うことによる資源の無駄遣いをしない仕組みを提供している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-9-1】電気設備、消防設備、エレベータ設備についての専門業者との委託契約

【資料 2-9-2】警備システムについての専門業者との委託契約

【資料 2-9-3】 駐輪場、駐車場についての資料、スクールバス運行表

【資料 2-9-4】 防災訓練実施関係資料

【資料 2-9-5】 学生満足度調査結果報告書（【資料 2-7-15】に同じ）

【資料 2-9-6】 シラバス（「セミナーⅠ」、「プレゼミⅠ」、「情報リテラシー」）

【資料 2-9-7】 図書館閉館時間延長に関する資料

【資料 2-9-8】 「情報システム委員会」議事録

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数については、教育効果を基準に考えれば出来るだけ少人数教育を実施することが望ましい。この点、本学では設立当初から少人数教育を遂行してきている。平成 29（2017）年 5 月 1 日現在の在学者数は 720 人で、専任教員 26 人であるから、専任教員 1 人当たりの学生数は 27.7 人と、種々の面で授業の管理が行いやすい状況にある。平成 29（2017）年度前期のカリキュラムにおいては、学部授業科目は 105 科目であり、そのうち 40 名以下は 57 クラス（54.3%）となっている。【資料 2-9-9】

特に、1 年次開講の外国語科目としての「英語」、全コース必修科目である「情報リテラシー」、法学系専門科目としての導入演習である「プレゼミⅠ・Ⅱ」、経営法コースの必修科目である「経営学概論」等においては、50 人以下のクラス編成を実施、さらに、全学年に設置されている各演習科目（ゼミを含む）においては、それぞれ少人数の定員枠を設定することにより、きめ細やかな教育体制を実現している。この方針は、3・4 年次の「研究会」（ゼミ）でも貫かれており、希望者が 20 名を越えた「研究会」は、原則として分離開講とする等、適切な学生数の管理を徹底している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-9-9】 クラスサイズ関係資料

(3) 2—9 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、既述したように、校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備を行い、適切な運営・管理を心掛けている。また、図書館についても、適切な規模を有しており、十分な学術情報資料を確保している。また、開館時間を含め十分に利用できる環境を整備している。さらには、教育目的達成のために IT 機器・施設を適切に整備している。また、授業を行うクラスサイズについても、教育効果を考慮し、設立時より少人数教育を実施している。なお、教育環境の整備については、校舎は竣工から 20 年を超え、少しずつ機能的な劣化が見られるようになったが、平成 28（2016）年度に空調設備については全面改修を実施し、利便性の改善と省エネの効果を得ることができた。今後も学内無線 LAN 接続サービスの整備やトイレの改修といった機能面での改善を中心に環境整備に取り組んでいきたい。また、学生参加型授業を積極的に推進するためにも、アクティブラーニング教室等の整備については早急に検討していく予定である。なお、平成 28（2016）年 11 月、3 教室に無線 LAN アクセスポイントを設置し、アクティブラーニングや授業での BYOD(Bring Your Own Device) 利用を試験的に実施し、そのノウハウを蓄積している段階である。

〔基準 2 の自己評価〕

各基準項目に関する以上の記述を総合して判断し、基準 2 全体について求められる要件を満たしている。

本学は、入学者受入れの方針としてアドミッションポリシーを策定し、教授会、教学委員会、入試戦略会議において周知し、かつ、本学ホームページ上にも公開している。また、本学ではアドミッションポリシーに沿って入学者選抜を実施しており、入学試験においては、受験生に当該アドミッションポリシーを示し、本学への適性と入学の意思を確認する等の工夫をしている。

入学定員に対する学生受入れ数の最近 5 年間の実績は、入学定員を達成した年と未達の年があるが、その平均は 95.7%であり、収容定員に対する在籍者数についても最近 5 年間の平均実績は 89.1%であるが、直近の平成 29 年度は 94.7%と改善傾向が顕著である。

教育課程編成方針については、教育目的を踏まえて明確化されており、教育課程編成方針に沿って教育課程の体系的編成が行われている。

教授方法の工夫・開発に関しては、FD 活動、オープン授業の活性化により、継続的に行われている。

履修登録単位数についても、単位制度の実質を保つ観点から上限を定めており、また、教室外学習を徹底するための工夫を実施することにより、単位制の趣旨を保つための工夫を行っている。

教員と職員の協働による学生への学修及び授業支援については、教学委員会及び FD 委員会が主体となって方針・計画を検討し、各種施策を実施している。すなわち、「オープン授業」（授業公開）、教務システム上への出欠登録、オフィスアワー制度の全学的実施等であり、また、中途退学者、停学者及び留年者への対応についても教員と職員の協働による各種施策を実施しており（32～34 ページ）、学生への学修及び授業支援に結び付けている。

なお、本学の特性及び教職員の協働による学修及び授業支援の結果、TA 等を活用する必要性は低く、現時点ではこれを活用しない方針としている。

「単位認定」及び「卒業要件」については学則等の規程において明確に定め、厳正に適用している。また、成績評価基準も適切に設定されており、かつ、学則及び規程に明記され、厳正に運用されている。

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のために、インターンシップなどを含め、キャリア教育の支援体制は十分に整備されている。すなわち、就職・進学に対する相談体制として、全学年を通じて全学的かつ個別的に運営され、また、警察官等公務員試験合格率や就職率で着実な成果を挙げ続けている。

教育目的の達成状況の点検・評価方法については、授業アンケートやオープン授業（授業公開）を中心に工夫・開発を行っており、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックの取組も FD 活動を中心として適切に、かつ、全学的に行っている。

学生生活安定のための支援については、学生サービス及び厚生補導のための組織を設置して、適切に実施している。また、学生生活全般に関する意見等を汲み上げる仕組みについては、平成 28（2016）年度に新たに開始した「学生満足度調査」を今後も継続的に実

施し、その分析・結果を積み重ね、さらに学生の満足度向上を図っていく方針である。

教員の確保と配置に関しては、教育目的及び教育課程に即して適切に行われている。
平成 29（2017）年 5 月 1 日現在、専任教員数は 26 人（大学設置基準 26 人）、教授数は 14 人（同設置基準 13 人）であり、いずれも大学設置基準を充足している。

専任教員の採用については、その方針に基づく規程を定めて適切に運営している。この場合、採用しようとする教員の専攻分野に応じて、教授若干人をもって構成する教員候補者選考特別委員会を設けており、学内に同委員会を構成する人材が不足する場合には、他大学等学外から委員を招致して厳正に運用している。また、非常勤講師の採用の場合にも、規程により適切に行われている。

専任教員の昇任についても、規程に基づいて適切に行われている。
専任教員の評価については、「専任教員の学務等に対する意欲付け」及び「公平な処遇の一環」として、専任教員の賞与（勤勉手当）査定制度を導入し、適切かつ厳正に実施している。

研修に関しては、外部研修会への派遣、SD 研修等を通じて教職員の知識・能力の向上を図っている。

FD 活動については、全学的かつ定例的に実施されており、大いに活性化している。役割・運営等は FD 委員会が担当し、同委員会で決定した FD 活動項目を全学挙げて推進するため、「FD 研修会」を設置している。

その他、教員の資質・能力向上への取組として、平成 21（2009）年より、本学紀要の発行を担当する「法学会運営委員会」が主催する学内研究発表会を原則として毎月定例的に実施し、各教員の専門領域における研究活動の促進並びに教員の相互啓発を図っている。

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備を行い、適切な運営・管理を心掛けている。また、図書館についても、適切な規模を有しており、十分な学術情報資料を確保し、教育目的達成のために IT 機器・施設を適切に整備している。

授業を行うクラスサイズについても、教育効果を考慮し、設立時より少人数教育を実施している。

基準 3. 経営・管理と財務

3—1 経営の規律と誠実性

《3—1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の順守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公開

(1) 3—1 の自己判定

基準項目 3—1 を満たしている。

(2) 3—1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3—1—① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学は学校法人君津学園寄附行為に基づき、理事会を中心として経営の規律と誠実性を維持している。このことは学校法人君津学園教職員行為規範基本規則【資料 3-1-1】、学校法人君津学園教職員倫理規範【資料 3-1-2】、学校法人君津学園公益通報者保護等に関する規則【資料 3-1-3】の規程を制定することによって表明しており、これらの規程等に基づいた適切な運営が行われている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-1】「学校法人君津学園教職員行為規範基本規則」

【資料 3-1-2】「学校法人君津学園教職員倫理規範」

【資料 3-1-3】「学校法人君津学園公益通報者保護等に関する規則」

3—1—② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的の実現のために、理事長と学長は教学面と経営面について常に情報交換を行い、また、理事長は基本的に教授会に出席することによって経営部門と教学部門との連携をとっている。特に使命・目的を実現するためには財政的な安定は不可欠であり、そのためにも学生募集等については学園全体の課題として捉え、理事長のリーダーシップによって併設高等学校の協力等を最大限に仰ぎ、安定的な運営を目指している。

学園においては 5 年ごとに中期計画を策定しており、経営計画に基づいて必要となる施設・設備面の充実についても適宜実施している。財務状況については、学長を始めとした教学部門の関係者とも情報共有を図り、問題点については全学を挙げて取り組む体制を構築している。

3—1—③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学は寄附行為の目的に教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを明記しており【資料 3-1-4】、関係法令を遵守した大学運営を行っている。また、教職員に対しても学校法人君津学園教職員行為規範基本規則により、法令を遵守することを強く求めている。なお、質の保証を担保するための関連法令（学校教育法）を遵守しており、さらには、平成 30（2018）年 4 月 1 日から施行される「評価の質の向上」（平成 28 年 3 月 31 日付文部科学省高等教育局長通知「学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の公布について」）への対応についても遵守すべく徹底を期す方針である。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-4】「学校法人君津学園寄附行為」（第 3 条）

3—1—④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、本学においては多くの木々に囲まれた緑あふれるキャンパスを整備し、その維持管理も適切に実施している。また、温室効果ガスの削減等を目指して、「学校法人君津学園エコ活動ルール」【資料 3-1-5】が定められており、これに基づいて教職員は日々環境保全に配慮した活動を実施している。また、平成 28（2016）年度には空調機器の全面改修工事を実施し、エネルギー効率の高い機器への移行が実現したことによって、夏季及び冬季における電力消費量の削減が実現している。

人権については、「学校法人君津学園教職員行為規範基本規則」、「学校法人君津学園教職員倫理規範」及び「学校法人君津学園ハラスメント防止に関する規則」【資料 3-1-6】を定めており、これらの規則に基づいて適切な運営を行っている。個人情報の取扱いについては「学校法人君津学園個人情報保護規程」【資料 3-1-7】に基づき、所属個人情報管理責任者の指導の下でしっかりとした管理が実施されている。また、公益通報者を保護するため、「学校法人君津学園公益通報者保護等に関する規則」【資料 3-1-8】を制定し、適切に運用している。

安全面については、「学校法人君津学園危機管理規則」【資料 3-1-9】に基づき、「清和大学防災規程」及び「清和大学交通安全規程」【資料 3-1-10】が制定されており、安全性を確保する体制が構築されている。また、大学も独自に「危機管理マニュアル」を制定している。【資料 3-1-11】施設設備の安全性については外部委託業者による法定点検が適切に行われており、管理面については大学事務局と法人事務局が連携して実施しており、現段階において特段の問題は生じていない。防災訓練は定期的を実施しており、学生、教職員等の安全面に配慮している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-5】「学校法人君津学園エコ活動ルール」

【資料 3-1-6】「学校法人君津学園ハラスメント防止に関する規則」

【資料 3-1-7】「学校法人君津学園個人情報保護規程」

【資料 3-1- 8】「学校法人君津学園公益通報者保護等に関する規則」

【資料 3-1- 9】「学校法人君津学園危機管理規則」

【資料 3-1-10】「清和大学防災規程」、「清和大学交通安全規程」

【資料 3-1-11】「清和大学危機管理マニュアル」

3—1—⑤ 教育情報・財務情報の公開

教育情報については、学校教育法施行規則 172 条の 2 に定められた項目（1.大学の教育研究上の目的 2.教育研究上の基本組織 3.教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 4.入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 5.授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 6.学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 7.校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 8.授業料、入学料その他の大学が徴収する費用 9.大学が行う学生の修学、進路

選択及び心身の健康等に係る支援 10.教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報）をホームページ上に公開している。【資料 3-1-12】

財務情報については、ホームページ上に財務計算書類、財産目録、事業報告書、監査報告書を公表している。【資料 3-1-13】 公開に際しては、用語の解説や経年比較等についても掲載し、一般の方でも理解できるような加工を施している。【資料 3-1-14】 また、財務情報は各事業所にも備え付けており、利害関係者からの申請があれば閲覧に供している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-12】 ホームページ上公開「教育情報」

【資料 3-1-13】 ホームページ上公開「財務計算書類、財産目録、事業報告書、監査報告書」

【資料 3-1-14】 ホームページ上公開「用語の解説や経年比較等の掲載」

(3) 3—1 の改善・向上方策（将来計画）

首都圏への直下型地震の危険性が指摘されている中、学生の安全確保を最優先とし、更なる安全対策について継続して検討していきたい。また、情報公開については、今後も改良を重ね、より多くの方々に分り易く本学の現状を理解してもらえるような内容を構築していきたい。

3—2 理事会の機能

《3—2 の視点》

3—2—① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3—2 の自己判定

基準項目 3—2 を満たしている。

(2) 3—2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3—2—① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、学校法人君津学園寄附行為第 6 条にその役割、運営方法等が規定されており、この規定に基づいた運営が行われている。理事の選任については寄附行為第 9 条に定められており、現在の理事についてもこの規定に基づいて適切に選考されている。

理事会の開催については「理事総数の過半数の理事が出席しなければ、その会議を開き議決することができない。」と規定されている（同条第 8 項）が、本学においては理事全員の出席を期すべく事前調整を行っているため、理事会への理事の出席率はほぼ 100%となっている。【資料 3-2-1】 なお、欠席者には委任状の提出を求めている。【資料 3-2-2】

理事会は毎年 3 月と 5 月に定例で開催され、それ以外にも必要に応じて理事長が招集し重要事項に関して審議を行っている。理事会には原則として監事の出席を要請しており、近年の実績としても全ての理事会において、少なくとも監事 1 人以上の出席が実現している。

以上により、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制が整備されており、かつ、その機能も十分発揮されている。

【エビデンス集】

【資料 3-2-1】平成 28 年度理事会開催状況（【資料 F-10】に同じ）

【資料 3-2-2】理事会欠席者委任状のサンプル

(3) 3—2 の改善・向上方策（将来計画）

今後大学を始めとした学校経営が益々厳しくなることが予想される中、安定的な運営を行っていくためにも、より迅速で、柔軟な意思決定が必要となると思われる。そのためにも理事全員が教学部門や経営部門に関する理解と認識を高め、今後の学園の発展のための戦略を構築できる体制を一層強化していかなければならない。また、必要となる施策については、さらに迅速に対応できるように、常任理事会等の設置についても継続して検討を進めていきたい。

3—3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3—3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定の組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3—3 の自己判定

基準項目 3—3 を満たしている。

(2) 3—3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3—3—① 大学の意思決定の組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学では、その意思決定の組織として、学長、学長室、教授会、各委員会等の機関があり、本学の意思決定及び業務執行は大学の使命・目的に沿って、適切に行われている。また、これらの機関は明確な権限と責任に基づき、機能的に活動している。

A. 学長室

平成 16（2004）年 4 月に立ち上げた学長室は、学長室規程第 5 条において、その権限（検討・企画・立案事項）を明確に列举し、権限と責任を明確にしている。組織は、学長、副学長（現在空席）、学部長、専任教員若干人をもって構成される（第 2 条）。運営は、学長が必要と判断した場合に、随時、学長室会議を招集し、機能的な運営が行われている。また、学長室会議で採択した案件については、その後、速やかに教授会へ諮っている。

B. 教授会

本学の教授会は、教授会規程第 4 条において、その権限（審議事項）が明確に列举され、権限と責任が明確にされている。すなわち、「教授会は、次に掲げる事項について決定を行

うに当たり意見を述べるものとする。」と規定され、その掲載事項として同条第1項には、(一) 学生の入学及び卒業、(二) 学位の授与、(三) 学生の退学、除籍及び賞罰、(四) 学生の試験、(五) 教育課程(教養教育を含む)、(六) 教員の研究業績の審査、(七) 学則その他学内諸規程のうち「教授会の議を経て」と規定するもの、以上7項目を掲げている。次に、同条第2項には、前記7項目以外にも、「教授会は、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。」と規定しており、その結果、教育研究に関する事項については、教授会は幅広く審議することができることになるが、最終的な決定権は学長にある。【資料 3-3-1】

組織(第2条)は、学長及び専任の教授をもって構成されるが、人事等の特別な案件等がない通常の場合には准教授、講師、助教も含め全ての専任教員によって構成され、毎月1回定例的に開催している。また、どうしても必要な場合には臨時の教授会を開催し、機能的な運営を行っている。教授会議事録については、教授会規程(第7条)には、「議案審議の概要及び決定事項」を記載すればよいことになっているが、実際上は極めて詳細に記録しており、本学の誇れる点の一つである。

なお、本学では、教授会開催前に、毎回、事前打合会議(学長、学部長、事務局長、事務局課長クラスで構成)を開催し、各委員会から提出された教授会における審議事項や報告事項について慎重に検討・チェックを行っている。これは、事前打合会議の構成員が事前に情報を共有することにより、教授会の運営を円滑に行なうよう工夫するものである。

【資料 3-3-2】

C. 各種委員会等

本学では、教育・研究及び学生募集に関する事項等を担当する機関として13の委員会等(教学、学生、図書館、スポーツ部運営、教職課程、SD、FD、キャリアサポート、自己点検・評価並びに振興、国際交流、法学会運営、入試戦略、情報システム)があり【資料 3-3-3】、学務におけるそれぞれの分野の所管事項を日常的に検討し、企画・立案している。そこで立案された原案は、学長室会議を経て、教授会で審議し、最終的に学長が決定する体制が採られている。

各委員会については規程が整備されており、その権限については当該委員会規程に明確に掲げられ、権限と責任を明確にしている。

各委員会は一部を除き、毎月1回定例開催が原則となっており、学務に関する運営上の問題点や改善点の検討を日常的に行っており、委員の配置についても原則として毎年4月に見直しの上、適材適所の配置を行い、機能性に配慮している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-3-1】「清和大学教授会規程」(第4条)

【資料 3-3-2】事前打合会議資料

【資料 3-3-3】清和大学委員会一覧表

3-3-② 大学的意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

1) 学長の権限

本学的意思決定は、各委員会等で原案を作成し、学長室会議、教授会の議を経て、最終的に学長が決定する仕組みが採られており、校務に関する最終的な決定権は学長にあることが担保されている。平成 26（2014）年 8 月 29 日付.文部科学省高等教育局長並びに文部科学省研究振興局長発「通知」（26 文科高第 441 号）により、校務に関する最終的な決定権が学長にあることを念頭に法人を含む全学的体制の下、内部規則の点検・見直しを実施した。【資料 3-3-4】

学長室会議の議長は学長であり、召集権も学長にある（学長室規程第 4 条）。また、学長室会議での検討事項も同規程第 5 条に列举されており、原則として学長が諮問した事項について検討されており、学長のリーダーシップが発揮出来る体制がとられている。

さらに、意思決定の最終審議機関である教授会においても、教授会規程では、「学長が決定を行う事項（7 項目）について教授会は意見を述べることができる。」とされており（同規程第 4 条第 1 項）、それ以外の事項についても、「教授会は、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し…」という制限がなされている（同規程第 4 条第 2 項）。この点からも学長のリーダーシップの発揮が担保されている。

2) 学長への支援体制

学長の業務執行への支援体制は、次のように整備されており、学長のリーダーシップが発揮出来る体制となっている。

<学長室>

平成 16（2004）年 4 月に設置した学長室の趣旨は、「大学全体に関わる統合的な重要な問題を企画・立案する」ものである。このような大学全体に関わる統合的な重要問題を執行するのは学長であり、学長室は正に学長の業務執行を支援する位置づけとなっている。このことから、学長室会議の構成員も、学長、学監、学部長、教学部長、学生部長、スポーツ部長、図書館長等、本学の重要役職者で構成されている。

<学監>

平成 26（2014）年 11 月、真板益夫学長（学園理事長）から織田恭一学長へと交代が行われた。それまでは、学園理事長と大学学長とが同一人物ということもあり、大学と学園（経営）との連携がスムーズに行われていた。同年 11 月、学長と理事長が別人となったことを契機に、大学に「学監」職を置き、大学と学園との連携を図り、もって大学の円滑な運営と管理を図ることとした。初代学監は、真板竜太郎学園副理事長が就任した（学監の職務は、主として学長を補佐し、学長の委任する業務を処理することとされている（「清和大学、同短期大学部学監に関する規則」第 4 条）。しかし、平成 27（2015）年 11 月、真板益夫理事長の死去に伴い、真板竜太郎副理事長（学監）が学園理事長に就任したため、学監職は空席となったが、織田学長と真板学園理事長とで連携を密にすることにより、学長の業務執行への支援体制は維持されている。

(3) 3—3 の改善・向上方策（将来計画）

現行、大学的意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップが発揮される体制は十分確保されている。大学を巡る環境の変化は早いので、今後、必要があれば、更なる支援体制を確保していく。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-3-4】学内規程等の見直し資料

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

理事会には第1号理事(学校法人君津学園寄附行為第9条)である学長が出席しており、大学部門の代表者として大学の意思を反映させる体制が構築されている。また、原則として理事長は大学の教授会に出席し、大学の運営に対しても直接実態を把握するように努めている。本学園は設置校として、大学、短期大学、高等学校及び幼稚園を有しており、年に2回程度、各設置校の代表者及び法人事務局を含めた代表者会議を開催している。【資料 3-4-1】さらには、学園代表者会議においては、各学校における最新の状況や課題を共有したり、年間行事予定等の調整が行われている。また、その際には理事長から学園の運営方針や教職員の指導方針等についての訓示が行われ、法人の意思については、各設置校にしっかりと伝達される体制が整っている。【資料 3-4-2】また、大学の学長、事務局長は、日常的に理事長及び法人事務局との情報交換を密にしており、教学部門と管理部門の連携は十分に達成されている。

大学の部門間のコミュニケーションとしては、清和大学事務局会議が定期的に行われており、事務局長、課長、室長が出席することによって各課・室の業務連絡及び調整等が十分図られている。【資料 3-4-3】

【エビデンス集】

【資料 3-4-1】教授会議事録（理事長出席状況）

【資料 3-4-2】直近の学園代表者会議の資料

【資料 3-4-3】清和大学事務局会議議事録

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

大学の教授会に理事長が出席し、理事会に大学学長が理事として出席することによって法人と大学の相互チェックが機能している。

監事は寄附行為の定めるところにより2名選任されており、理事会や会計監査のみならず、各学校における行事等にも積極的に参加し、学校法人全体の運営についてのチェックを行っている。監査の計画については、監査計画書を作成し、監査の基本方針、実施期間、監査方法等について明らかにしている。【資料 3-4-4】特に大学に対しては自ら市民公開講座を受講するなど教育活動についても積極的に関与した上で、理事長、学長に対して意見を述べている。また、監事と公認会計士は定期的に意見交換を行っており、監査の体制の強化を図っている。【資料 3-4-5】

評議員についても寄附行為に基づいて選任されており、その運営についても寄附行為に定める通り諮問機関として適切に機能している。【資料 3-4-6】予算、借入金、事業計画等については必ずあらかじめ評議員会の意見を聞くことが定められているが、本学園においては基本的に理事会で審議する予定の議案についてはできる限り事前に評議員会で審議し、広く意見を求める体制を構築している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-4-4】 監事の監査計画書及び監事監査チェックリスト

【資料 3-4-5】 公認会計士から監事への質問票

【資料 3-4-6】 平成 28 年度評議員会の開催状況（資料【F-10】に同じ）

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は、法人を代表し適切なリーダーシップを発揮している。理事長は短期大学の学長、及び高等学校の校長職を兼務しており、教学部門への関わりも深い。大学においても理事長就任以前から学監としてその運営に関わっていたこともあり、教学部門に対するリーダーシップも適切である。

教職員からの意見は、各委員会、事務局会議等で集約した後に、学長室会議、学長を通じて理事長に提案され、予算や中期計画に反映させるシステムが整っている。また理事長は教授会に出席し、副理事長は入試広報センター長として入試戦略会議等に出席することで直接多くの教職員の意見を聴取し、運営の改善に役立てている。【資料 3-4-7】

【エビデンス集】

【資料 3-4-7】 入試戦略会議議事録

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学との間のコミュニケーションは適切に実施されている。今後はより多くの意見を聴取すべく、法人部門から、大学内の委員会や事務局会議等にも定期的に出席できるような体制を検討していきたい。

3-5 業務執行体制の機能性

《3—5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効率的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の構築とその機会の用意

(1) 3—5 の自己判定

基準項目 3—5 を満たしている。

(2) 3—5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3—5—① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効率的な執行体制の確保

法人全体の事務組織は君津学園事務組織規程【資料 3-5-1】に基づいて整備されており清和大学の事務組織は清和大学事務組織及び事務分掌規程【資料 3-5-2】に基づいて整備されている。大学事務組織は、総務課、教学課、入試戦略会議、学生生活課、進路指導室及び図書館事務室で構成されており、課に課長、室に室長、会議に幹事を置き、それらすべてを大学事務局長が統括している。それぞれの課、室及び会議については必要となる人員を配置しており、課長、室長の指導の下で、定められた業務を適切に遂行している。また法人と大学の事務分担を明確にし、業務を円滑に行うために法人事務局と清和大学事務局との事務分担に関する内規【資料 3-5-3】を制定している。大学職員の採用・昇任については、この内規に基づいて清和大学事務局において一案を作成し、法人事務局長の了承を得て、学長に報告し、理事長の決裁を得て実施することになっている。（同内規第3条(1)ア、第5条(2)イ）

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-5-1】 君津学園事務組織規程

【資料 3-5-2】 清和大学事務組織及び事務分掌規程

【資料 3-5-3】 法人事務局と清和大学事務局との事務分担に関する内規

3—5—② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

法人部門については理事長のもと、法人事務局長が責任を持って事務組織を運営している。現在、法人事務局長は副理事長が兼任しているため、理事会と法人事務局組織の連携は非常に強化されたものとなっている。

大学事務局については、学長の指導のもと、大学事務局長が責任をもって事務組織を運営している。大学事務局長以下、事務局の課長、室長は教授会に出席しており、教授会において審議された事項については、確実に速やかに事務局内に伝達され、教学部門と管理部門との間は緊密な連携体制が構築されている。

3—5—③ 職員の資質・能力向上の構築とその機会の用意

本学における職員の資質・能力向上は、SD 活動を中心とした職員（教員、学長等大学執行部を含む）研修の実施によって行われている。

本学は、小規模単科大学であり、職員数も少ないため、従来は、職員の資質・能力向上のための研修として、職場での日常の職務の遂行を通じた OJT(On The Job Training)のほか、学外諸団体が主催する研修会への積極参加による他大学等の先進的事例等を学ぶことを基本としてきたが、平成 27（2015）年度より、これまでの OJT や学外研修会への参加に加え、本学内において、事務職員全員を対象に年 2 回（夏期・冬期）事務職員研修会を実施することにした（学長及び法学部長が出席）。

例えば、平成 27（2015）年度（夏期）事務職員研修会においては、本学学内における第 1 回目の職員研修会であることから、法学部長が講師に当たり「SD(Staff Development)とは何か ～目的と方法～」を演題に講演を実施し、職能開発の重要性の理解を深めた。また、同日の研修会の講演では、外部団体「千葉県教務事務担当者連絡会」に出席した若手教務担当事務職員が同連絡会における研修内容～千葉県内の大学における離籍者対策～を発表し、他大学においても本学においても重要な課題である「離籍者対策」に対し、部署を超えての取り組みの必要性を参加者一同で共有し、全学をあげての取り組みの必要性を参加者一同改めて認識した。【資料 3-5-4】

このように、本学では、OJT(On The Job Training)、学外諸団体が主催する研修会への積極的な参加及び学内における事務職員全員を対象とする年 2 回（夏期・冬期）事務職員研修会の実施を基本的な職員の資質・能力向上の機会の場としながら、さらに、必要に応じて外部講師を招いて「清和大学広報に関する学内向けセミナー」を実施した。【資料 3-5-5】

しかし、平成 28（2016）年 3 月 31 日付文科省高等教育長通知（27 文科高第 1186 号）により、SD に関する「大学設置基準等の一部を改正する省令」が公布され（平成 28 年文部科学省令第 18 号）、「大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けること、その他必要な取組を行うものとする。」とされ、平成 29（2017）年 4 月 1 日から施行されることとなった。

そこで、本学では、上記改正省令の趣旨を踏まえ、平成 28（2016）年度において、本学として初めてとなる専任教員及び専任事務職員合同の SD 研修会を実施した（学長及び法学部長が出席）。平成 28（2016）年度（夏期）SD 研修会においては、法学部長が講師となり「清和大学におけるハラスメント防止について」をテーマに同研修会を実施し、男性教員が研究室において女子学生と面談する際はドアを開放して行うこと等具体的な説明もあり、出席者一同、ハラスメント防止のための意識の高揚が図れた。平成 28（2016）年度（冬期）SD 研修会においては、平成 29（2017）年度大学機関別認証評価受審のための①評価報告書の進捗状況と内容説明、②データ編作成手順の説明、③エビデンス集の提出方法と日程の確認等について詳細な同研修会を開催した。【資料 3-5-6】また、同研修会においては、社会のあらゆる分野で急速な変化が進行する中で大学がその使命を十全に果たすためには、大学の運営についても一層の高度化・迅速化を図ることが必要であることを認識し、本学教職員が大学の運営に必要な知識・技能を身に付け、今後とも能力・資質を向上させるための研修の必要性を全員で理解した。

【エビデンス集】

【資料 3-5-4】平成 27（2015）年度「（夏期・冬期）事務職員研修会」資料

【資料 3-5-5】外部講師「清和大学広報に関する学内向けセミナー」関係資料

【資料 3-5-6】平成 28（2016）年度（夏季・冬期）SD 研修会関係資料

(3) 3—5 の改善・向上方策（将来計画）

本学の業務執行における組織編制は、理事長、学長のリーダーシップのもとで、法人事務局長及び大学事務局長が各部署を統括していく体制となっており、責任の所在は明確であり、その業務運営についても特段の問題はない。しかしながら、今後は社会情勢の変化等に併せて、大学も様々な面での改革を求められていくなか、教職員の更なるスキルアップが必要不可欠であり、SD 活動等を通じた教職員の資質・能力向上のための活動をより活発にしていく必要がある。大学の改革を教員だけに頼るのではなく、職員も中心メンバーとなって推進していけるような体制を構築していく方針である。

3—6 財務基盤と収支

《3—6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3—6 の自己判定

基準項目 3—6 を満たしている。

(2) 3—6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3—6—① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園においては平成 22（2010）年に学校法人君津学園中期計画（平成 22《2010》年度～平成 26《2014》年度）（【資料 3-6-1】）を作成し、これに基づいて、学校運営を行ってきた。この期間の終了に併せて新たに学校法人君津学園中期計画（平成 27《2015》年度～平成 31《2019》年度）【資料 3-6-2】を作成し、これに基づいて予算編成、施設・設備の整備等を実施している。

運用資金の残高も計画に基づいて順調に増加しており、将来的に施設の取替更新に備えるための減価償却特定引当資産も計画的に組み入れている。本学では、借入金に頼ることなく自己資金で施設設備の拡充を行うことを基本方針としているため、現段階において借入金は存在していない。

法人及び大学単体の過去 5 年間の収支の推移は＜表 3-6-1＞及び＜表 3-6-2＞の通りである。

大学単体では、支出超過の状況が続いているが、平成 26（2014）年度以降は定員充足率がほぼ 100%を達成しており、収支も改善傾向が続いている。また、法人全体でみると平成 27（2015）年度から基本金組入前当年度収支差額が黒字に転換しており、収支のバ

ランスが取れた運営ができています。

本学においては適切な予算管理を実行しており、基本的に予算超過が発生しないような運用を心掛けている。また、やむを得ず予算を変更しなくてはならない事態が発生した際には補正予算を組むなどの対応をとっているため、中期計画に基づいて収支が均衡した予算を毎年度編成することで、年々財務体制が強化されることが見込まれる。

＜表 3-6-1＞ 事業活動収入及び事業活動支出の推移（法人全体）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業活動収入	学生生徒納付金	2,252,153,550	2,255,433,150	2,332,810,050	2,509,147,850	2,617,455,466
	補助金	1,215,790,843	1,236,968,928	1,262,018,477	1,330,515,204	1,441,684,546
	その他	825,317,533	552,714,666	601,660,131	727,059,635	581,822,286
	合計	4,293,261,926	4,045,116,744	4,196,488,658	4,566,722,689	4,640,962,298
事業活動支出	人件費	2,629,364,604	2,428,412,487	2,502,581,347	2,640,358,156	2,522,677,660
	教育研究経費	1,255,503,445	1,323,897,279	1,328,357,007	1,409,527,444	1,362,467,873
	管理経費	476,867,438	480,563,913	494,276,211	502,845,242	475,595,742
	その他	177,698,500	8,350,000	7,131,360	9,882,170	21,018,480
	合計	4,539,433,987	4,241,223,679	4,332,345,925	4,562,613,012	4,381,759,755

＜表 3-6-2＞ 事業活動収入及び事業活動支出の推移（清和大学単体）

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業活動収入	学生生徒納付金	685,225,500	638,787,000	683,060,000	692,212,000	719,189,416
	補助金	76,557,320	63,433,443	63,912,604	62,271,126	84,875,124
	その他	88,762,534	16,803,218	18,844,662	50,653,466	49,671,813
	合計	850,545,354	719,023,661	765,817,266	805,136,592	853,736,353
事業活動支出	人件費	452,747,961	441,970,931	445,906,165	472,458,182	444,356,743
	教育研究経費	448,777,236	454,092,397	458,071,590	492,666,861	470,110,617
	管理経費	49,349,211	54,890,735	49,097,221	47,516,249	45,691,174
	その他	600,000	110,000	889,952	3,747,100	15,488,479
	合計	951,474,408	951,064,063	953,964,928	1,016,388,392	975,647,013

【エビデンス集】

【資料 3-6-1】学校法人君津学園中期計画（平成 22《2010》年度～平成 26《2014》年度）

【資料 3-6-2】学校法人君津学園中期計画（平成 27《2015》年度～平成 31《2019》年度）

3—6—② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

清和大学においては、平成 25(2013)年度に入学者数が 148 名(入学定員充足率 77.89%)と一時的に落ち込んだため、当該年度の学生が卒業年度を迎える平成 28(2016)年度までの間は収支のバランスが非常に厳しい状況が続いていた。しかしながら平成 26(2014)年度以降は入学者数が回復しており、学生生徒納付金収入は順調に増加している。大学に

においてはスポーツ法コースを新設して以来、運動部の強化を図るべくスポーツ特待生制度を設けた。運動部の実績が全くなかった本学に少しでも優秀な選手を入部させるべく、多くの特待生を認定してきた経緯があり、現在においてもその影響が残っている。しかしながら運動部の入学実績もある程度出てきた現在においては、募集戦略として特待生制度を多用する必要性は減少してきており、今後は計画的に特待生の数を削減していくことが可能と思われる。特待生制度の見直し等を実施し、奨学金の抑制を段階的に実現させることによって、大学の財務は改善していくことが見込まれている。

本学における外部資金については、科学研究費の獲得、寄附金収入、資産運用収入、施設設備利用料収入、補助活動事業収入などがあげられる。科学研究費については、ここ数年は毎年採択されており、外部資金の獲得によって充実した研究活動が展開されている。寄附金収入については、大学としての歴史が浅く、同窓会等の組織も発展途上であるため、組織的な寄附金募集活動は行っていないが、ホームページ等を活用した寄附金募集について現在検討を進めているところである。資産運用収入については、寄附行為及び経理規程に基づき流動性及び安全性を重視していることから、現在、有価証券等の積極的な運用は実施しておらず、定期預金を中心とした運用となっている。施設設備については積極的に外部への開放を行っており、TOEIC 等の各種試験会場として講義室等を提供したり、屋上に携帯電話の基地を設置させたりすることによって、施設設備利用料収入をあげることができている。補助活動事業収入としては、大学の学生食堂を大学が直接運営し、学生のニーズに合わせた営業を実施することによって毎年一定の収入をあげている。

学園全体の財務状況は収支のバランスが確保できているため、今後は、大学部門の財務を計画的に改善させることによって、より安定した財務基盤を確立していきたい。

(3) 3—6 の改善・向上方策（将来計画）

財務体制を安定させていくためには、大学をはじめ、全ての設置校において定員をしっかりと確保していくことが必要不可欠である。募集活動を強化していくことはもちろんであるが、そのためにも従来にも増して大学における教育内容や就職指導等の充実が求められる。さらには、FD 活動や SD 活動を通じて学生の大学に対する満足度を向上させることによって、入学希望者数の増加や退学者数の減少を目指していかなくてはならない。

また、大学の収支が不均衡である最大の原因でもある奨学金については、今後、特待生の認定基準等を遵守し、計画的に削減していく予定である。

外部資金獲得のために今後は、同窓会等の組織の運営に力を入れ、寄附金等の獲得を目指す。また、資産運用についてもより積極的な運用を視野に入れ、運用に関する規定の制定を行っていきたい。

3—7 会計

《3—7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3—7 の自己判定

基準項目 3—7 を満たしている。

(2) 3—7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3—7—① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準を遵守すると共に、「学校法人君津学園寄附行為」、「学校法人君津学園経理規程」等に基づき適切に実施している。【資料 3-7-1】

予算編成に際しては、各部署からの意見を聴取した上で、評議員会及び理事会において審議を行い作成している。期中においては予算の執行状況を確認しながら、適正に予算を執行している。やむを得ない事由により予算超過が発生する場合等については補正予算を編成しており、決算時において予算を超過する項目は発生していない。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-7-1】 学校法人君津学園経理規程

3—7—② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については監査法人による監査を受けている。期中監査及び期末監査においては、試算表、帳簿、伝票、証拠書類等の確認のみならず、理事会議事録、補助金関連資料、人事台帳、原議書等の確認も実施されている。また、理事長や監事との面談も実施しており、運営方針や将来計画等についての意見交換がなされている。監事は寄附行為に基づき適正に配置されており、学校法人の業務及び財産に関する監査が実施されている。監事は適宜理事会への参加を行っているのみならず、学校行事等にも積極的に参加をし、学内関係者等とも意見交換を実施している。

監査法人及び監事のいずれからでも現時点まで、大きな指摘を受けたことはなく、会計処理等については毎年適正であるとの評価を受けている。【資料 3-7-2】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-7-2】 監査法人の監査報告書

(3) 3—7 の改善・向上方策（将来計画）

将来的に内部監査組織等を設置することについても検討は行っているが、現段階においては特段の問題も発生していないため、当面は現体制を維持しながら適正な会計処理を実施することに努めていきたい。

[基準 3 の自己評価]

各基準項目に関する以上の記述を総合して判断し、基準 3 全体について求められる要件を満たしている。

本学は学校法人君津学園寄附行為に基づき、理事会を中心として経営の規律と誠実性を維持している。

使命・目的の実現のために、財政的な安定は不可欠であり、そのためにも学生募集等については学園全体の課題として捉え、理事長のリーダーシップによって併設高等学校の協力等を最大限に仰ぎ、安定的な運営を目指している。

学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令を順守し、また、環境保全、人権、安全への配慮も適切に行っている。

教育情報及び財務情報（財務計算書類、財産目録、事業報告書、監査報告書）についてはホームページ上に掲載し、公表を行っている。

理事会、評議員会についても規程に基づき開催されており、教学部門と管理部門とのコミュニケーションについても十分確保され、ガバナンスの機能性も有している。

本学の意味決定の組織としては、学長のリーダーシップの下、学長室、教授会、各委員会等の機関が設置されており、意思決定及び業務執行は大学の使命・目的に沿って適切に行われている。また、これらの機関は明確な権限と責任に基づき、機能的に活動している。

また、意思決定は、各委員会等で原案を作成し、学長室会議、教授会の議を経て、最終的に学長が決定する仕組みが採られており、校務に関する最終的な決定権は学長にあることが担保されている。その結果、学長のリーダーシップが発揮出来る体制がとられている。

理事会には第1号理事である学長が出席しており、大学部門の代表者として大学の意思を反映させる体制が構築されている。また、原則として理事長は大学の教授会に出席し、大学の運営に対しても直接実態を把握するように努めている。さらに、本学園は年2回程度、各設置校の代表者及び法人事務局を含めた代表者会議を開催し、各学校における最新の状況や課題を共有したり、年間行事予定等の調整が行われている。また、その際には理事長から学園の運営方針や教職員の指導方針等についての訓示が行われ、法人の意思については、各設置校にしっかりと伝達される体制が整っている。また、大学の学長、事務局長は、日常的に理事長及び法人事務局との情報交換を密にしており、教学部門と管理部門の連携は十分に達成されている。

大学の部門間のコミュニケーションとしては、清和大学事務局会議が定期的に行われており、各課・室の業務連絡及び調整等が十分図られている。

大学の教授会に理事長が出席し、理事会に大学学長が理事として出席することによって法人と大学の相互チェックが機能している。

理事長は、法人を代表し適切なリーダーシップを発揮しており、教授会に出席する等により、大学教学部門に対するリーダーシップも適切である。また、教職員からの意見は、各委員会、事務局会議等で集約した後に、学長室会議、学長を通じて理事長に提案されるボトムアップシステムが整っている。

権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効率的な執行体制が確保されており、また、業務執行の管理体制も機能的に構築されている。

職員の資質・能力向上については、SD活動を中心とした職員（教員、学長等大学執行部を含む）研修の実施によって行われている。

財務状況に関しては、改善傾向であり、学園全体の収支状況については健全であるといえる。大学部門については、支出超過の状況が続いているものの、入学者数に関しては比較的順調に推移しており、今後は継続して定員確保できる体制を整えるとともに、経費削減に努めることで、大学単独で収支のバランスが取れる見込みである。

会計処理については、学校法人会計基準を遵守すると共に、「学校法人君津学園寄附行為」、「学校法人君津学園経理規程」等に基づき適正に実施している。
会計監査については監査法人による監査を受けるほか、監事が寄附行為に基づき適正に配置されており、学校法人の業務及び財産に関する監査が実施されている。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価

本学の「自己点検・評価並びに振興委員会規程」（以後「自己点検・評価委員会規程」という。）第 1 条（目的）には、「この規程は、本学の建学の精神（＝教育理念『真心教育』）を具体化し、教育研究水準の向上を図り、本学の社会的使命を達成するため、…」と規定されており、かつ、第 6 条（自己点検・評価事項）には、「自己点検・評価並びに振興委員会」（以後「自己点検・評価委員会」という。）の行う評価・点検事項の第一号に「本学の教育理念・目標」が掲げられている。したがって、本学の自己点検・評価委員会の活動は、常に大学としての使命・目的に即しているかどうかを検討しながら行われている。【資料 4-1-1】

次に、本学の自己点検・評価委員会の活動は、自主的・自立的に行われている。従来の自己点検・評価委員会活動においては、各委員から様々な話題は出るが、改善・改革にあまり目立った成果がなかったこともあり、平成 27（2015）年より、同委員会委員長が各委員に対して担当課題を与え、担当部署へのインタビューに加えて、より積極的な具体的な改善提案を文書で委員会に提出するという方法に改めた。これによって、必要とされる改善点について具体的成果が見られるようになった。【資料 4-1-2】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-1】「清和大学自己点検・評価並びに振興委員会規程」

【資料 4-1-2】具体的成果の例

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

既述のとおり、本学の「自己点検・評価委員会規程」第 1 条（目的）には、「この規程

は、本学の建学の精神（＝教育理念『真心教育』）を具体化し、教育研究水準の向上を図り、本学の社会的使命を達成するため、…」と規定されており、この目的を達成するため、第2条（設置）では、自己点検・評価委員会を設置することが定められている。第3条（組織）には、同委員会の構成員が規定され、第6条（自己点検・評価事項）には、点検・評価に際しての評価事項が具体的に列挙されている。そして第7条（議事録）には、同委員会開催の都度、議事録の作成が要求されており、学長まで回覧される。

自己点検・評価委員会の構成員は、同委員会規程では、「学長、教授会選出の専任教員若干人及び事務局長で構成する」（第3条）ことになっているが、学長は業務多忙のため学長代理として学部長に委員長を委嘱している。平成29（2017）年5月1日現在、委員長及び委員8人（専任教員7人及び事務局長）の9人で構成されている。【資料4-1-3】また、同委員会は原則として毎月1回定例的に開催されており、委員の任期は2年である。

既述のとおり、自己点検・評価委員会の活動においては、平成27（2015）年より各部署の担当者に具体的改善提案を提出させることに変更したが、この方法により、単に現状の素描でなく、課題についての改善結果を報告書に記載する必要が生じるため、各現場での問題意識と課題改善について密接な繋がりが出来たといえる。これにより、本学における自己点検・評価体制は一段と適切に行われるようになった。

【エビデンス集（資料編）】

【資料4-1-3】平成29年度清和大学委員会名簿

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学自己点検・評価委員会は、平成6(1994)年4月に発足し、第1回報告書は平成12(2000)年1月「清和大学 新しいアカデミーへの挑戦ー自己点検・評価報告書 1999ー」として公表した。【資料4-1-4】

その後、平成13(2001)年4月学内体制の変更もあって、自己点検・評価委員会も一時活動休止となったが、2年後の平成15(2003)年4月には活動再開となり、名称も「自己点検・評価並びに振興委員会」と改めた。

同委員会は、平成16(2004)年3月、第2回報告書「21世紀の真心教育」を公表し（【資料4-1-5】）、さらに、同委員会は第1回大学機関別認証評価受審の年である平成22(2010)年6月に第3回報告書を公表した。【資料4-1-6】

そして、今般、第2回大学機関別認証評価を受審するにあたり、平成29(2017)年6月に第4回報告書を公表するに至った。

なお、本学は専任教員26名の小規模大学であるため、第3回報告書（平成22年度）「大学機関別認証評価 自己評価報告書・本編」及び第4回報告書（平成29年度）「自己点検評価書」の作成にはかなりの負担と時間を要した。しかし、同委員会は毎月1回定例的に開催されており、そこでは幅広く教育、研究、学務に関しての点検・改善事項が日常的に検討されているため、報告書「自己点検評価書等」作成の周期に関しても適切に実施されている。

また、同委員会活動の結果として、改善すべき課題が徐々に改善されている。【資料4-1-8】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-4】 第 1 回報告書「-自己点検・評価報告書 1999-」

【資料 4-1-5】 第 2 回報告書「21 世紀の真心教育」

【資料 4-1-6】 第 3 回報告書「平成 22 年度大学機関別認証評価 自己評価報告書・本編」

【資料 4-1-7】 学務等の改善に生かされた事項

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

点検する基準項目について客観的かつ透明性のある記述（評価）として示す場合、当該評価の根拠となるエビデンスを用いることが当然要求される。この場合、各基準項目により、関連データ、アンケート等の分析資料、具体的事例、関連規程等、用いる資料は様々である。

このため、本学では、特に、平成 29 年度大学機関別認証評価「自己点検評価書」の作成に当たっては、各分担執筆担当者には何が必要なエビデンスかについて十分考慮して、エビデンスを選択し、提出することに努めた。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

各種データの中には、経年分を蓄積して初めて活かされるものがある。例えば、入学者の動向（数、出身校、出身県、男女別など）、就職状況、公務員合格者の推移、授業評価アンケート、学生生活アンケート、財務関連のデータ等である。これらのデータを収集し分析することは本学の業務推進や教育研究の向上面からも求められる基本的作業である。本学では、従来、これらのデータの調査・収集及び分析については各担当部署において行う体制を採っていたが、データの効率的収集と分析を実施していくためには、今後は、本学全体が保有する資料を一元的に管理する必要が生じる。

そこで、現在、学長室の IR(Institutional Research)担当者が、既に資料の洗い出しに着手しており、資料の所在の一元管理に向けて作業中である。

当該資料の種類にも、紙媒体、デジタル・データ、またはそれ以外に旧来のカセットテープや写真のネガ、その他物理的な形で存在するもの等様々であるが、基本的には、資料の所在、管理責任者、利用可能な者の範囲確定、保存期間の特定可能な資料が一元管理の

対象である。なお、これに加えて、保存期間経過後の廃棄確認手続きも念頭に置いている。また、デジタル・データとして存在する資料に関しては、学内 LAN で教職員を対象に、ファイルごとにアクセス権を設定してデータ共有することを検討しており、既に IR 専用サーバを導入し稼働中であり、本学の規程集・様式集がアップロードされ、教職員の利便を図っている。【資料 4-2-1】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-2-1】 IR(Institutional Research)関連資料

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学では、自己点検・評価の結果については、学内共有と社会への公表が実施されている。すなわち、本学の自己点検・評価の結果は、本学の Web ページにアップロードして、学内・学外からの閲覧が可能となっている。平成 22（2010）年度に第 1 回「日本高等教育評価機構の認証評価」を受審した際の「自己評価報告書・本編」や評価機構による「評価報告書」は、本学 Web のトップページ「大学案内」の「認証評価結果」欄に掲載し、公表している。【資料 4-2-2】さらに、印刷された冊子体の「自己評価報告書・本編」に関しても、大学図書館に配架されており、閲覧可能となっている。【資料 4-2-3】

また、自己点検・評価の途中結果に関しても、随時、学長が教授会において公表し、担当部署に改善を求めており、このことから、自己点検・評価結果のフィードバックとして学内共有化が図られているといえる。【資料 4-2-4】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-2-2】 本学 Web「大学案内」の「認証評価結果」欄

【資料 4-2-3】 「自己評価報告書・本編」の図書館に配架されている写真

【資料 4-2-4】 教授会議事録（平成 28.9.14）

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価と結果の公表について、学校教育法（第 109 条第 1 項）は、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている。

このため、本学では、従来から、自己点検・評価の結果について、学内共有と社会への公表を実施しているが、今後とも、教育研究活動等の状況について弛まず点検・評価を行い、その結果を分かりやすい内容で社会に発信し続けていきたいと考えている。

なお、学内資料の一元管理（IR）については、現在、着手中であるが、部署ごとの文書管理自体は適切に行われている。

本学は、地域連携・貢献を重視する政策を目指しているので、今後、学外に対して実施する各種アンケートやインタビュー等の収集データも増加することが予想されており、そのためにも IR 体制の確立を早期に実現したいと考えている。

4—3 自己点検・評価の有効性

《4—3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4—3 の自己判定

基準項目 4—3 を満たしている。

(2) 4—3 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

4—3—① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

自己点検・評価の最大の目的は、教育研究等の水準向上を図るための改善を全学挙げて不断に行うためのものであるといえる。また、一方で、本学が小規模大学であることから、日常教職員が行う自己点検・評価活動も必然的に効率性を重視して実施していくことが要請される。

そこで、本学では、自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みとして、平成 22（2010）年度に第 1 回日本高等教育評価機構の認証評価を受審した結果としての評価機構による調査報告書（以下「調査報告書」という。）に基づき、【改善を要する点】及び【参考意見】の見直しを中心として確立（構築）し、改善を行ってきた。

〔PDCA サイクルの仕組み〕

【P】見直し実施するにあたり、大学事務局において調査報告書に掲載された指摘事項（【改善を要する点】及び【参考意見】）の一覧表を作成し、当該指摘事項を各所管（責任者）に対して、改善を実施するよう求めた。【資料 4-3-1】

【D】上記指摘事項の改善実施に当たり、第 1 に、委員会が改善状況を日常的に見直すこと。【資料 4-3-2】第 2 に、学長主導（リーダーシップ）で、随時、調査報告書の指摘事項の点検を行い、教授会への報告、SD 研修会、各所管（責任者）への連絡等により、改善を求めることとした。【資料 4-3-3】

【C】上記指摘事項の改善状況に関する評価機能として、自己点検・評価委員会及び学長がその機能の中心を担うこととした。

さらに、本学では、日本高等教育評価機構の認証評価を受審する際に「自己点検評価書」を作成することになるが、この作成にあたり、第 1 回（平成 22 年度）及び第 2 回（平成 29 年度）受審時共に、全学体制のもと学長主導（リーダーシップ）で各関係部署に報告書の作成を分担させる方針としたが、これにより、各関係部署自体で課題を発見するか、または全体取り纏めの際に取り纏め担当者が課題を発見するかの、いわばダブルチェック機能を働かせていることになる。【資料 4-3-4】

【A】上記の【P】【D】【C】を実施した結果としての今後の改善方策は、本学では、第 1 次に広く教職員全員から意見を提供してもらい、第 2 次に各種（部門別）委員会が担い、第 3 次に自己点検・評価委員会及び学長が担う方針である。【資料 4-3-5】

このように、本学では、自己点検・評価結果の活用のための PDCA サイクルの仕組み

は確立しており、その機能も十分発揮されている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-3-1】「調査報告書」指摘事項の改善状況表（2010 年度大学機関別認証評価）（各改善項目につきエビデンス又は説明書等添付）

【資料 4-3-2】「自己点検・評価委員会」議事録（指摘事項の改善について）

【資料 4-3-3】教授会議事録、SD 研修議事録

【資料 4-3-4】平成 22（2010）・平成 29（2017）年度「自己点検評価書等」作成分担表

【資料 4-3-5】全教職員に対する「改善・要望等意見」提供の通知（2016 年）

（3）4—3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は小規模大学であることから、7 年ごとの認証評価を主体に自己点検・評価活動の PDCA サイクルの仕組みを確立し、機能させてきた。

しかし、今後は、中期計画（3 年～5 ごと）においても、自己点検・評価活動の PDCA サイクルの仕組みを確立し、機能させていきたい。

また、自己点検・評価委員会だけでなく、他の（部門別）委員会活動においても「日本高等教育評価機構」の認証評価基準項目を弛まず点検実施し、教育研究活動等の改善・向上を図っていく方針である。

【基準 4 の自己評価】

1) 自己点検・評価の適切性

本学の自己点検・評価活動は、常に大学としての使命・目的に即しているかを検討しながら行われており、また、自己点検・評価委員会の活動も自主的・自立的に行われている。平成 27（2015）年より、「自己点検・評価委員会」委員長が委員に対して担当課題を与え、担当部署へのインタビューに加えて、積極的な具体的改善提案を文書で同委員会に提出するという方法に改めた。これによって、必要とされる改善点について具体的成果が見られるようになった。

次に、本学では、自己点検・評価の恒常的な実施体制を整え適切に実施している。すなわち、本学の「自己点検・評価委員会規程」（第 1 条）には、その目的を達成するために「自己点検・評価委員会」を設置することが定められている。同規程第 3 条には、同委員会の構成員が規定され、第 6 条には点検・評価の際の評価事項が具体的に列挙されており、第 7 条には、同委員会開催の都度、議事録の作成が要求されており、学長まで回覧される。同委員会の構成員は、規程では学長、教授会選出の専任教員若干人及び事務局長で構成することになっているが、学長は業務多忙のため学長代理として学部長に委員長を委嘱している。委員は委員長及び委員 8 人（専任教員 7 人及び事務局長）の 9 人で構成している。

また、自己点検・評価の周期等に関しても適切に行われている。第 1 回報告書は平成 12(2000)年 1 月「清和大学 新しいアカデミーへの挑戦—自己点検・評価報告書 1999—」として公表した。4 年後の平成 16(2004)年 3 月には第 2 回報告書「21 世紀の真心教育」

を公表し、6年後の平成 22(2010)年 6 月に第 3 回報告書を公表した。そして、今回、平成 29(2017)年 6 月に 2 回目の大学機関別認証評価を受審するにあたり第 4 回報告書を公表するに至った。

2) 自己点検・評価の誠実性

自己点検・評価を行う際には、当然、各種データが必要となる。データには経年分を蓄積して初めて活かされるもの（入学者の動向、就職状況、公務員合格者の推移、授業評価アンケート、学生生活アンケート、財務関連のデータ等）と、そうでないものがあるが、本学では、これらのデータを十分収集・分析して自己点検・評価を行っている。

また、本学では、自己点検評価書の作成に当たっては、併せて、分担執筆担当者は何が必要なエビデンスかについて十分考慮して、エビデンスを選択し、提出することに努めている。

自己点検・評価の結果については、学内共有と社会への公表が実施されている。すなわち、本学の自己点検・評価の結果は、本学の Web ページにアップロードされており、学内・学外からの閲覧が常時可能となっている。平成 22（2010）年度に日本高等教育評価機構の認証評価を受審した際の「自己評価報告書・本編」及び同評価機構による「評価報告書」は、本学 Web のトップページ（「大学案内」の「認証評価結果」欄）に掲載し、公表している。

3) 自己点検・評価の有効性

上記基準項目（4-3-①自己点検・評価の結果の活用のための P D C A サイクルの仕組みの確立と機能性）で記述した事項以外にも、自己点検・評価活動により発見され、現在改善された事項には次のようなものがある。

(i) 本学の教育目標の一つに「国際化時代への対応」があるが、「国際交流」の理念や目的を明らかにするポリシーを定めて公表した。【資料 4-3-6】

(ii) 本学の独自基準は「地域社会との連携協力・地域社会への貢献」であるが、その理念や目的を明らかにするポリシー定め、公表した。【資料 4-3-7】

(iii) 学生の予習・復習を促すために、シラバスに予習と復習欄を追加した。【資料 4-3-8】

さらに、提出されたシラバスについては、担当教員のほか、教学事務担当者においても当該記述の妥当性を点検することとした。

以上のように、平成 22（2010）年度日本高等教育評価機構による「評価報告書」の指摘事項はもとより、「学長室」及び「自己点検・評価委員会」が行う点検・評価活動を通じて本学の課題発見力は向上している。加えて、課題改善は「学長室」又は「自己点検・評価委員会」から提案されるほかに、各（部門）委員会から提案される場合もあるため、本学の自己点検・評価の体制及び機能は十分に有効性のあるものとなっている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-3-6】「国際交流ポリシー」

【資料 4-3-7】「清和大学 地域連携・社会貢献基本方針」

【資料 4-3-8】「履修要覧」

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会との連携協力・地域社会への貢献

A—1 地域連携・地域貢献に関する方針の明確化

《A—1 の視点》

A-1-① 使命・目的に基づいた地域連携・地域貢献の方針の明確化

(1) A—1 の自己判定

基準項目 A—1 を満たしている。

(2) A—1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A—1—① 使命・目的に基づいた地域連携・地域貢献の方針の明確化

清和大学は、木更津・君津・富津・袖ヶ浦の近隣 4 市の財政的支援を受けて平成 6（1994）年に設立された房総南部地区では唯一の法学部を持つ大学である。地域に密着した大学として、設置の趣旨や役割を認識し、建学の精神及び教育理念である「真心教育」のもと、学生の才能や能力の伸長に努め、将来地域社会に貢献できる人材を育成してきた。また、公開講座等を通じて市民に研究成果を還元、市職員を委託生として受け入れるほか、市民に科目等履修生として学習の機会を提供するなど、教育資源も還元してきた。

今般、平成 28（2016）年 10 月には、地域連携・社会貢献に関する基本方針を策定し、これを公開するに至り、地域社会に本学の立場をより深く理解してもらうための礎とした。

【資料 A-1-1】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-1-1】「清和大学地域連携・社会貢献基本方針」

(3) A—1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成 26（2014）年度には木更津市教育委員会と連携協定を締結し、学生ボランティアの派遣や教育実習生の受け入れを通じて、木更津市内の小・中学校における教育活動の充実に尽くしている。【資料 A-1-2】

また、平成 27（2015）年度には千葉県立木更津東高等学校と教育提携に関する協定を締結し【資料 A-1-3】、さらに平成 29（2017）年 3 月 14 日には、近隣の千葉県立高等学校 4 校（天羽高等学校、君津商業高等学校、君津高等学校、上総高等学校）と教育提携に関する協定を締結した【資料 A-1-4】。提携協定調印式には各高等学校からは校長及び教頭先生等、当方からは真板理事長（短期大学部学長）、織田大学長らが出席し、盛会のうちに終了した。

また、当日は、マスコミ（毎日新聞、千葉日報、千葉テレビ）の取材もあり、両新聞は

翌日（3月15日）の朝刊に、テレビは当日（3月14日）の夕方から夜にかけてニュース番組の中で2回の放映がなされた。

本学としては、今後とも、提携先高等学校を増やすとともに、木更津市との包括協定の締結を目指すほか、より広域的に見た場合に、南房総地域においては文系では本学が、理系では国立木更津工業高等専門学校がそれぞれ最高教育機関であり、地理的にも非常に近いことから相互補完的な利点を持つという点でも見解が一致しており、同校との教育提携協定も実現していく方針である。

また、本学が地域に貢献できる領域を拡大していくほか、本学に「地域交流センター（仮称）」を設置することにより、本学への問い合わせ窓口を一本化するなど地域への便宜をはかる構想も計画している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-1-2】 木更津市教育委員会との「連携協定書」

【資料 A-1-3】 千葉県立木更津東高等学校との「連携協定書」

【資料 A-1-4】 千葉県立 4 高等学校との「連携協定書」

A-2 地域連携・地域貢献の具体性

《A-2 の視点》

A-2-① 地域社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実

A-2-② 公開講座の開催状況と市民の参加状況

A-2-③ 教育研究の成果の社会への還元状況

A-2-④ 国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

A-2-⑤ 大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

A-2-① 地域社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実

地域社会に対する清和大学の教育システム（履修制度）としては、一般学生のほか、市からの委託生受入れ制度、個人による科目等履修生制度、社会人入試制度及び外国人入試制度を用意しており、多様な受け入れ態勢を整えている。【資料 A-2-1】

また、平成 26（2014）年度より、本学では教養演習科目として「野外実習」を開講し、毎年 8 月に実施する 4 日間の集中講義で、履修生が木更津周辺におけるフィールドワーク及び野外活動を行う中で、地域の関係諸機関及び住民との連携を図っている。まずフィールドワークについては、木更津市観光協会の「木更津みち案内人」によるガイドを依頼し、「八剱八幡神社」や「證誠寺」（“しょうじょうじの狸ばやし”で有名。野口雨情作詞、中山晋平作曲の日本の童謡）などの寺社や、「金鈴塚古墳」をはじめとする史跡の巡検を行っている。さらに「木更津市郷土博物館 金のすず」の見学に際しては、木更津市教育委員会

を通じて学芸員による解説を依頼しており、「金鈴塚古墳」より出土した金鈴（国宝に指定）をはじめ、歴史豊かな地域の特徴について学んでいる。隣接する「旧安西家住宅」（江戸時代中期）においても地域の高齢者によるガイドをお願いしており、これらのフィールドワークを通じて、学生が地域の方々と触れ合いながら地域理解を深めていくことをねらいとしている。【資料 A-2-2】

また、野外活動では、木更津市教育委員会生涯学習課が主催する、市内小中学生を対象とした「いきいきサマーキャンプ」と連携して、木更津市立少年自然の家キャンプ場において、ピザづくりやナイトウォーク、ハイキングなどのプログラムを一緒に体験している。一連の活動を通じた事前・事後調査からは、学生の地域理解の深まりとともに、地域への愛着の高まりを認めることができる。【資料 A-2-3】

さらには、柔道部などの部活学生は、大学周辺地域の清掃奉仕に参加したり、餅つき大会などで地元の方々との交流を盛んにしている。また、清掃ボランティアサークルは、積極的に木更津駅前の清掃に取り組むほか、地元商店会の活性化支援のため商店会と連携して、高校生サークルをリードする活動をしている。【資料 A-2-4】

応募件数は少ないが、千葉県内の高等学校への出前授業として多分野の科目を用意しており、木更津市教育委員会との連携協定の一環として、市内の中学校にも派遣体制を準備している。

また、平成 28（2016）年 7 月には連携協定の一環として、木更津東高等学校の生徒約 30 名が本学においてキャリア教育セミナーの指導を受講している。【資料 A-2-5】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-2-1】「委託生」、「科目等履修生」、「社会人特別選抜入学試験」募集要項等学生募集要項

【資料 A-2-2】フィールドワーク活動の記録等

【資料 A-2-3】野外活動の記録等

【資料 A-2-4】清掃奉仕、交流会等の記録

【資料 A-2-5】木更津東高校生「キャリア教育セミナー」受講資料等

A-2-② 公開講座の開催状況と市民の参加状況

本学では、開学翌年の平成 7（1995）年から、木更津市との共同開催という形で「木更津市生涯学習市民公開講座」を開講しており、毎年 7 月から 10 月にかけて全 7 講座を、木更津市在住・在勤者に受講料無料で公開している。受講登録者数も毎年 100 名を超え、出席率もよく、6 回（講座）以上の出席者には修了証が渡される。出席者の多数がリピーターであることから、同公開講座は市民に支持されているものといえる。【資料 A-2-6】

また、平成 27（2015）年 11 月には、千葉県主催の「人口減少セミナー」が、通常授業内で開催され、一般学生約 100 名と一緒に市民 40 名ほどが参加した。【資料 A-2-7】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-2-6】生涯学習市民公開講座関連資料

【資料 A-2-7】「人口減少セミナー」関連資料

A-2-③ 教育研究成果の社会への還元状況

1) 千葉県立天羽高等学校へ学習サポートボランティアとして学生派遣

教育成果の還元について特筆すべきことは、本学では平成 24（2012）年度より、教職課程を履修する学生のうち毎年十数人が、千葉県立天羽高等学校（富津市）に「学習サポートボランティア」として週 1 回 15 週に亘り継続的に活動し、同高等学校の授業補助活動を行っていることである。これは千葉県教育委員会による「地域連携アクティブスクール事業」の一環として行われているものであり、高校生の学び直しを大学生や地域住民との連携で行うものである。【資料 A-2-8】

2) 木更津市 学校支援ボランティア「スクールアクティブサポーター」として学生派遣

また、木更津市教育委員会との連携のもと、木更津市学校支援ボランティア「スクールアクティブサポーター」として、週 1 回、年間 20 回から 30 回に亘り、市内の小・中学校で授業の補助を務めている。【資料 A-2-9】

上記 1) 2) を始めとして、市内の小・中学校（本学教職課程履修者の教育実習の受入れ先）からも高評価を頂いている。

3) 本学教員と市役所職員等との共同研究

本学の共同研究費を使用する共同研究の中に地域に還元できる成果を上げているものが存在する。以下は、最近の例である。

- ・官庁における文書管理と情報公開・個人情報保護法制に関する研究
- ・情報公開法制の総合的研究
- ・「チーム学校」における学校インターンシップ活動の意義と教職課程の役割に関する基礎的研究
- ・スポーツ立国の具体化のためのスポーツ振興政策に関する国際比較研究

なお、本学の共同研究の特徴としては、市役所の職員、他大学等の研究者及び医師やカウンセラー等が研究メンバーとして参加していることが挙げられる。また、予算は単年度執行であるが、複数年度継続する共同研究も少なくないので、十分な時間をかけた研究成果が期待できるものとなっている。【資料 A-2-10】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-2-8】 学習サポートボランティア関連資料

【資料 A-2-9】 スクールアクティブサポーター関連資料

【資料 A-2-10】 清和大学共同研究関係資料

A-2-④ 国や自治体の政策形成への寄与

本学教職員は、国や自治体からの委嘱を受けて各種審議会や委員会に派遣され、政策形成に貢献している。【資料 A-2-11】

平成 25（2013）年 7 月、織田学長（当時副学長）が木更津市からの要請を受け、「木更津市総合計画懇談会」の委員に就任し、同市の新たな総合計画の策定に貢献した。同市は、

平成 27（2015）年度末までを計画期間とする「木更津市第 4 次総合 3 か年プラン」に基づき、将来都市像である「ひとにやさしく、環境と調和し、誇りに満ちた創造のまち きさらづ」の実現を目指し、まちづくりを進めてきたが、基本構想の策定から 14 年が経過し、社会潮流や同市を取り巻く社会経済環境が大きく変貌したことにより、改めて平成 25（2013）年から 2 か年計画で策定することになったものである。この計画に織田学長は積極的に関与・提案を行い、同市に貢献した。【資料 A-2-12】

また、平成 27（2015）年、地方創生助成金を受けた木更津市の「子育て世代女性の就労支援」事業では、木更津市からの要請を受けて、本学の教員数人が共同企画にて e-ラーニングのコンテンツを提供した。内容は、各分野の本学専任教員 7 人により、1 コンテンツ 5 分程度の動画を作成することにより、就労を希望する子育て世代女性が身に付けたいと思っている学習内容の概要説明と、企業側が期待する能力に関する導入的説明であり、合計 14 タイトルで 21 コンテンツが作成された。コンテンツは木更津市のホームページにアップロードされており、スマートフォン対応で広く閲覧に供されている。

URL:<http://kisacon.jc-edu.co.jp/platform.html> 【資料 A-2-13】

さらには、平成 19（2007）年の教育職員免許法の改正により、教員免許状の更新が義務化されたことに伴い、本学は文部科学省から認定を受け、教員免許更新講習を毎年実施している。木更津市を中心とする南房総地域には同更新講習を実施できる大学がないこともあり、毎年多数の受講者が参加しており、感謝の声も寄せられている。【資料 A-2-14】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-2-11】 審議会及び委員会への派遣関係資料

【資料 A-2-12】 木更津市総合計画懇談会関係資料

【資料 A-2-13】 「子育て世代女性の就労支援コンテンツ」 関係資料

【資料 A-2-14】 教員免許更新講習関係資料

A—2—⑤ 大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

1) 図書館の開放

本学では、平成 25（2013）年に木更津市立図書館と連携協定を締結し、市民が本学の書籍の利用を希望する場合には、当該書籍を同市立図書館に貸出することによって利用者の利便を図っている。【資料 A-2-15】

また、直接来訪した市民への館外貸出はできないが、図書館内での閲覧やコピーサービスを提供している。さらに、本学の夏季休暇中の期間には、高校生に図書館を開放しており、図書閲覧や自習場所として利用されている。【資料 A-2-16】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-2-15】 図書館連携協定関係資料

【資料 A-2-16】 図書館一般利用者数、木更津市立図書館との相互貸出数

2) 大学入試センター試験会場として提供

本学では平成 7（1995）年から、南房総地区で唯一の大学入試センター試験会場として

継続して提供しており、毎年1月中旬の2日間、国際武道大学と連携して、同試験を実施している。本学では、この2日間は教職員のほぼ全員（体調が悪い者を除く）が出席し、かつ、教室内の環境、音響効果、暖房効果等設備の点検を行い、欠陥があればそれを修理し、受験生が静穏な環境で受験できるように配慮を行っている。

最近では千葉県内においても、会場準備や教職員の労務負担等の理由から同試験の会場提供を辞退する大学が出始めていることから、大学入試センター試験（千葉県）を統括する千葉大学から、その分、本学会場への受入れ人数の増加の要請があり、本学としては、南房総地区高校生の為にもその要請には積極的に応えている。【資料 A-2-17】

3) 中学生英語スピーチコンテスト会場として提供

標記中学生英語スピーチコンテストは、学校法人君津学園主催で近隣市教育委員会の後援を受け、本学の施設を使用し、毎年行われているものであり、本学の施設・設備の社会への開放の一環である。なお、参加中学生はそれぞれの学校を代表してスピーチを行う。

【資料 A-2-18】

4) 教室の有料提供

本学では、授業に支障がない範囲で、休日などに実施される各種検定試験等に本学教室を会場として提供している。【資料 A-2-19】

5) 剣道場の市民への開放

本学には120名を超える剣道部員が在籍するが、地元剣友会の方々（市民）が、部の練習時間に合わせて来校され、剣道部員と共に練習に励んでいる。

6) 柔道場の他大学への開放

本学には約80名の柔道部員が在籍するが、複数の他大学と合同合宿を行う場合に、本学柔道場を開放している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-2-17】 大学入試センター試験関係資料

【資料 A-2-18】 中学生英語スピーチコンテスト関係資料

【資料 A-2-19】 各種検定試験等会場提供資料

(3) A—2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、専任教員26名という小規模な大学でありながら、3コース、教職課程、キャリアセンター、昼間主及び夜間主コースを保有していることから、日常の学務は多忙であり、それゆえ地域連携・地域貢献のための人的ゆとりは限られるという現実がある。

一方で、法学部という特性から社会的ニーズは大きく、本学では自治体、企業及び市民に還元可能な研究教育を実施している教員も少なくないことから、積極的に現場との交流を図ることによって、地域連携・地域貢献を推進してきた経緯がある。

本学は、今後、さらに地域連携・地域貢献を骨太に発展させていくために、次のような

具体的方策を考えている。

＜改善の具体的方策＞

第 1 に、地域連携・地域貢献を推進するため、本学に「地域交流センター（仮称）」等を設置することにより窓口の一元化を図りたい。第 2 に、アンケートやインタビュー等により連携先のニーズを把握して、どのような貢献ができるのかを検討し、企画案を具体化して実行に移す。第 3 に、その結果を分析し、成否の検討を行う。成功事例についてはその成果を広く公開し、それによって潜在的連携先を発掘していく。

上記第 2 及び第 3 のプロセスを繰り返すこと、かつ、問題点や障害を克服しながら粘り強く推進していくことにより、地域連携・地域貢献のための施策と行動が継続され、地域に深く根を下ろした大学として評価されるようになると確信する。

〔基準 A の自己評価〕

本学は開学以来、大学の使命・目的を踏まえて地域連携・地域貢献に努めてきた。しかし、今後、大学としてより強力に地域連携・地域貢献を推進していくためには、「地域交流センター（仮称）」等の組織を設置し、責任者を配置し、窓口を一本化して、より組織的に実行していく必要があると考えている。

最近、地域連携・地域貢献に関し、木更津市教育委員会や近隣千葉県立高等学校 5 校との協定書の締結を通じて、議論が具体的かつ双方向的なものとなってきたことは明るい兆候である。今後もこの方向を維持し、加えて産学連携への取り組みも視野に入れた活動を目指していきたい。

以上から、基準 A を満たしていると判断する。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	「該当なし」
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	「該当なし」
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	「該当なし」
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	「該当なし」
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	「該当なし」
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

清和大学

【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
----------	-----------------------------------	--

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人君津学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	2017 年度・2018 年度清和大学大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	清和大学学則	大学院「該当なし」
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 29(2017)年度・平成 30(2018)年度 清和大学学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	平成 29(2017)年度清和大学学生手帳	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 29 年度学校法人君津学園事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 28 年度学校法人君津学園事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	清和大学アクセスマップ、 学校法人君津学園木更津キャンパス配置図	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人君津学園法人関連規則集目次、 清和大学規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人君津学園理事、監事名簿、評議員名簿、 平成 28 年度理事会、評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 24・25・26・27・28 年度財務計画書類、 平成 24・25・26・27・28 年度監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	平成 29(2017)年度履修要覧（シラバスを含む）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	平成 29(2017)年度清和大学学生手帳（理念・沿革）	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-2】	清和大学学則第 1 条第 1 項	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-1-3】	清和大学学則第 1 条第 2 項	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-1-4】	2018 年度清和大学大学案内	【資料 F-2】に同じ
	平成 29(2017)年度清和大学学生手帳	【資料 F-5】に同じ
	清和大学ホームページ	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		

清和大学

【資料 1-2-1】	平成 29(2017)年度清和大学学生手帳	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-2-2】	清和大学学則第 1 条第 1 項	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-2-3】	清和大学学則第 1 条第 2 項	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-2-4】	清和大学学則第 1 条第 1 項	【資料 F-3】に同じ
	学校教育法第 83 条	
【資料 1-2-5】	清和大学学則第 1 条第 2 項	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-2-6】	〔「大学の使命・目的」及び「学部教育目標」の改定検討について〕（平成 27《2015》年 5 月 12 日全教職員及び法人事務局長宛通知文等）	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	学校法人君津学園寄附行為第 6 条（理事会）	【資料 F-1】に同じ
【資料 1-3-2】	清和大学学長室規程第 2 条（組織）	
【資料 1-3-3】	清和大学教授会規程第 4 条（審議事項）	
【資料 1-3-4】	2018 年度清和大学大学案内	【資料 F-2】に同じ
	平成 29(2017)年度清和大学学生手帳	【資料 F-5】に同じ
	清和大学ホームページ「大学案内（理念・沿革）」	
【資料 1-3-5】	清和大学 20 周年後の中期（3 年）計画と戦略内容（平成 26《2014》年 4 月 1 日）	
【資料 1-3-6】	清和大学学則第 1 条第 1 項	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-3-7】	清和大学学則第 1 条第 2 項	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-3-8】	清和大学ホームページ	
	2018 年度清和大学大学案内	【資料 F-2】に同じ
	清和大学学生募集要項	【資料 F-4】に同じ
【資料 1-3-9】	清和大学ホームページ	【資料 1-1-4】に同じ
	2018 年度清和大学大学案内	【資料 F-2】に同じ
	清和大学学生募集要項	【資料 F-4】に同じ
【資料 1-3-10】	清和大学ホームページ	
	2018 年度清和大学大学案内	【資料 F-2】に同じ
	清和大学学生募集要項	【資料 F-4】に同じ
【資料 1-3-11】	清和大学ホームページ	【資料 1-3-10】に同じ
	2018 年度清和大学大学案内	【資料 F-2】に同じ
	清和大学学生募集要項	【資料 F-4】に同じ
【資料 1-3-12】	清和大学ホームページ	【資料 1-3-10】に同じ
	2018 年度清和大学大学案内	【資料 F-2】に同じ
	清和大学学生募集要項	【資料 F-4】に同じ
【資料 1-3-13】	図書館委員会議事録	
【資料 1-3-14】	清和大学法学研究所規程	
【資料 1-3-15】	清和大学委員会名簿	
【資料 1-3-16】	「清和法学研究」及び「清和研究論集」の投稿及び掲載に関する要領（平成 26《2014》年 7 月 10 日清和大学法学会決定）	
【資料 1-3-17】	「清和法学研究」及び「清和研究論集」の見本	

清和大学

【資料 1-3-18】	「平成 28 年度共同研究費の配分について」	
【資料 1-3-19】	朝日新聞取材関係資料（平成 26《2014》年 6 月）	
【資料 1-3-20】	教職課程免許状関係資料	
【資料 1-3-21】	教職課程指導室関係資料	
【資料 1-3-22】	「『清和大学社会科検定』を通じた協業体制の確立と学生の基礎学力の向上」（pp.57-60）（「私立大学の特色ある教職課程事例集」）	
【資料 1-3-23】	「教育実習事前事後指導」シラバス	【資料 F-12】 k23 参照
【資料 1-3-24】	「教員採用試験対策講座」シラバス	【資料 F-12】 c9 参照
【資料 1-3-25】	医務室利用状況資料	
【資料 1-3-26】	学生相談室関係資料	
【資料 1-3-27】	学生会館資料	
【資料 1-3-28】	清和大学入試戦略会議規程、清和大学事務組織及び事務分掌規程第 2 条及び第 7 条の 2	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	入学試験合否判定案に関する教授会議事録	
【資料 2-1-2】	A O 入学試験関係資料	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-1-3】	A O 入学試験面接時アドミッション資料	
【資料 2-1-4】	推薦入学試験関係資料	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-1-5】	一般入学試験関係資料	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-1-6】	入学試験問題資料	
【資料 2-1-7】	センター試験利用入学試験関係資料	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-1-8】	編入学試験関係資料	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-1-9】	社会人特別選抜入学試験関係資料	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-1-10】	私費外国人留学生特別選抜入学試験関係資料	【資料 F-4】に同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	清和大学学則第 1 条	【資料 F-3】に同じ
	清和大学ホームページ	【資料 1-1-4】に同じ
	清和大学大学案内	【資料 F-2】に同じ
	平成 29（2017 年度）清和大学学生手帳	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-2-2】	履修要覧	【資料 F-12】に同じ
	清和大学学則別表 1	【資料 F-3】に同じ
【資料 2-2-3】	履修要覧	【資料 F-12】に同じ
	清和大学学則別表 1	【資料 F-3】に同じ
【資料 2-2-4】	「プレゼミⅠ」「プレゼミⅡ」関係資料	【資料 F-12】 6p、115, 116 参照

清和大学

【資料 2-2-5】	2 年次・3 年次演習科目選択ガイダンス資料、研究会資料	
【資料 2-2-6】	法学コース設置の趣旨（資料 1《平成 16 年 5 月 20 日付》）	
【資料 2-2-7】	経営法コース設置の趣旨（新コース「経営法コース」《現「IT ビジネス法コース」改編》設立の件）（平成 21 年 2 月 19 日教授会資料）	
【資料 2-2-8】	旧 IT ビジネス法コース設置の趣旨（資料 1《平成 16 年 5 月 20 日付》）	【資料 2-2-6】に同じ
【資料 2-2-9】	スポーツ法コース設置の趣旨（資料 1《平成 16 年 5 月 20 日付》）	【資料 2-2-6】に同じ
【資料 2-2-10】	「プレゼミ I」「プレゼミ II」関係資料	【資料 2-2-4】に同じ
【資料 2-2-11】	授業アンケート関係資料	
【資料 2-2-12】	オープン授業関係資料	
【資料 2-2-13】	清和大学履修規則「履修登録単位数」	
【資料 2-2-14】	「平成 28 年度シラバス作成にあたって」	
	「平成 29 年度シラバス」	【資料 F-12】に同じ
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	オープン授業関係資料（職員による見学データ添付）	
【資料 2-3-2】	「出欠管理案内文書」（教学課⇒教員）、「出欠登録データ」（数科目抽出）、退学防止早期対策シート（平成 28 年度前・後期分）	
【資料 2-3-3】	オフィシアワー関係資料	
【資料 2-3-4】	演習科目履修定員表（「プレゼミ」「セミナー」「法学政治学演習」「教養演習」「研究会」）、必修科目履修定員表（「概論科目」「法学入門」）、履修登録人数分布表、教学課⇒教員文書（出欠登録支援、試験実施支援のお知らせ文書）	
【資料 2-3-5】	「担任制」に関する資料	
【資料 2-3-6】	「退学防止早期対策シート」関係資料	
【資料 2-3-7】	注意喚起シール貼付済み成績表サンプル、シール貼付（単位取得状況）基準、教学ガイダンス担当表（教職員の氏名入り）	
【資料 2-3-8】	平成 28（2016）年度スポーツ学生成績不芳者に対する面接指導関係資料	
【資料 2-3-9】	退学面談記録サンプル、教授会議事録（退学面談報告のあるもの。個人情報部分は削除）	
【資料 2-3-10】	清和大学学生賞罰規程（第 18 条）、停学中指導記録（個人情報部分は削除）	
【資料 2-3-11】	「担任制」に関する資料	【資料 2-3-5】に同じ
【資料 2-3-12】	授業アンケート周知用揭示文書、アンケート用紙	
【資料 2-3-13】	授業アンケート集計結果、フィードバックシート、FD 研修会資料	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		

清和大学

【資料 2-4-1】	清和大学学則	【資料 F-3】に同じ
	清和大学試験及び成績評価規程	
	履修要覧	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-4-2】	体育実技科目のシラバス	【資料 F-12】参照
【資料 2-4-3】	全シラバス（履修要覧）	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-4-4】	清和大学キャリアセンター開講授業科目履修規則	
【資料 2-4-5】	清和大学学則（第 29 条第 3 項）	【資料 F-3】に同じ
【資料 2-4-6】	清和大学学則（第 39 条）	【資料 F-3】に同じ
【資料 2-4-7】	清和大学キャリアセンター開講授業科目履修規則	【資料 2-4-4】に同じ
【資料 2-4-8】	「清和大学試験及び成績評価規程」	【資料 2-4-1】に同じ
【資料 2-4-9】	全シラバス（履修要覧）	【資料 F-12】に同じ
	「平成 28 年度シラバス作成にあたって」及び「シラバス作成の要領」	【資料 2-2-14】に同じ
【資料 2-4-10】	全シラバス（履修要覧）	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-4-11】	全シラバス（履修要覧）	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-4-12】	清和大学学則（第 30 条）	【資料 F-3】に同じ
	「清和大学試験及び成績評価規程」第 24 条	【資料 2-4-1】に同じ
	全シラバス（履修要覧）	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-4-13】	G P A（Grade Point Average）検討資料	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	清和大学キャリアセンター規程	
	清和大学キャリアサポート委員会規程	
【資料 2-5-2】	キャリアセンター室（本館 5 階）、進路指導室（本館 2 階）、公務員試験情報センター室（本館 4 階）の利用状況	
【資料 2-5-3】	「キャリア養成講座Ⅰ」（履修要覧）	【資料 F-12】c1 参照
【資料 2-5-4】	「キャリア養成講座Ⅱ」（履修要覧）	【資料 F-12】c2 参照
【資料 2-5-5】	「公務員特進クラス」及び「警察官・消防官特進クラス」（履修要覧）	【資料 F-12】c59-61 参照
【資料 2-5-6】	「2・3 年次保護者対象就職説明会」資料	
【資料 2-5-7】	「キャリアサポート講座Ⅰ」（履修要覧）	【資料 F-12】c3 参照
【資料 2-5-8】	「フォローアップ講座」	
【資料 2-5-9】	「公務員試験受験者激励会」資料	
【資料 2-5-10】	「就職出陣式」及び「学内業界別就職説明会」資料	
【資料 2-5-11】	木更津公共職業安定所と連携資料	
【資料 2-5-12】	「地元企業就職フェア」資料	
【資料 2-5-13】	「キャリアサポート講座Ⅱ」（履修要覧）	【資料 F-12】c4 参照
【資料 2-5-14】	インターンシップ派遣先及び派遣人数	
【資料 2-5-15】	「キャリア養成講座Ⅰ・Ⅱ」（履修要覧）	【資料 F-12】c1, 2 参照
【資料 2-5-16】	進路・求職登録関係資料	

清和大学

【資料 2-5-17】	新千葉新聞記事「清和大学で木更津税務署長が講話」	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	教員の授業アンケート資料	【資料 2-3-12】に同じ
【資料 2-6-2】	授業アンケートシート	【資料 2-3-12】に同じ
【資料 2-6-3】	授業アンケート集計・分析表（全体、個別教員、個別教員自由記載）	【資料 2-3-13】に同じ
【資料 2-6-4】	授業アンケートフィードバックシート	【資料 2-3-13】に同じ
【資料 2-6-5】	授業フィードバックシートを担当部署が集計した資料	【資料 2-3-13】に同じ
【資料 2-6-6】	オープン授業関係資料	【資料 2-3-1】に同じ
【資料 2-6-7】	オープン授業参観者のコメントシート	【資料 2-3-1】に同じ
【資料 2-6-8】	「週間ダイヤモンド」2011 年 12 月 10 日号	
【資料 2-6-9】	就職模擬試験「能力適正検査」の数的推理・判断推理の分野で全国第 1 位の資料	
【資料 2-6-10】	教授会における当該年度の就職状況及び公務員等資格取得状況表	
【資料 2-6-11】	「公務員特進クラス」及び「警察官・消防官特進クラス」関係資料、履修要覧（41～45 頁 履修モデル）	【資料 F-12】参照
【資料 2-6-12】	「ファミリー・プレジデント」2010 年 1 月号	
【資料 2-6-13】	「週間ダイヤモンド」2011 年 12 月 10 日号	【資料 2-6-8】に同じ
【資料 2-6-14】	週刊東洋経済（平成 25 《2013》年 11 月 2 日号）	
【資料 2-6-15】	朝日新聞社取材関係資料（平成 26 《2014》6 月）	【資料 1-3-9】に同じ
【資料 2-6-16】	就職先に対するアンケート調査関係資料	
【資料 2-6-17】	F D 研修会(1)～(7)の資料	
【資料 2-6-18】	発表「授業外における裁判傍聴の意義」資料	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生委員会委員名簿	【資料 1-3-15】に同じ
【資料 2-7-2】	カウンセリング実施状況（実施日・学年・性別）一覧	
【資料 2-7-3】	「担任制」関係資料	【資料 2-3-5】に同じ
【資料 2-7-4】	オフィスアワー関係資料（実施報告書、学生向け掲示物）	【資料 2-3-3】に同じ
【資料 2-7-5】	学生相談室内外写真と専任教職員在室表（学生向け掲示物）	
【資料 2-7-6】	清和大学貸与奨学金関係資料	
【資料 2-7-7】	日本学生支援機構奨学金の利用状況	
【資料 2-7-8】	インターネット上の諸手続きのサポート講習会資料	
【資料 2-7-9】	清和大学特待生選考に関する内規、選出状況一覧	
【資料 2-7-10】	「一人暮らし応援プラン」家賃補助制度リーフレット	
【資料 2-7-11】	各社「学費サポートローン」関係資料	
【資料 2-7-12】	大学後援会から学友会への補助金交付状況	
【資料 2-7-13】	柔道部等の地域活動参加記録（大学ホームページ掲載資料も含め。）	

清和大学

【資料 2-7-14】	「学生食堂改善のためのアンケート」	
【資料 2-7-15】	学生満足度調査用紙、結果報告書	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	清和大学学則別表 1	【資料 F-3】に同じ
	履修要覧 (2～6 頁)	【資料 F-12】参照
【資料 2-8-2】	清和大学学則別表 1	【資料 F-3】に同じ
	履修要覧 (2～6 頁)	【資料 F-12】参照
【資料 2-8-3】	履修要覧	【資料 F-12】に同じ
	法学コース設置の趣旨	【資料 2-2-6】に同じ
	経営法コース設置の趣旨 (旧 IT ビジネス法コース設置の趣旨)	【資料 2-2-7】に同じ
	スポーツ法コース設置の趣旨	【資料 2-2-6】に同じ
【資料 2-8-4】	「清和大学専任教員住所一覧」 (平成 29 年 5 月 1 日)	
	清和大学ホームページ「教員紹介」平成 29 年 5 月 1 日)	
【資料 2-8-5】	「清和大学非常勤教員住所一覧」 (平成 29 年 5 月 1 日)	
【資料 2-8-6】	「担当分野別教員一覧表」 (平成 29 年 5 月 1 日)	
【資料 2-8-7】	「年齢別教員一覧表」 (平成 29 年 5 月 1 日)	
【資料 2-8-8】	「清和大学教員任用及び昇任規程」	
	「清和大学教員の任用に関する手続規程」	
【資料 2-8-9】	「清和大学教員の任用に関する手続規程」 (第 3 条)	【資料 2-2-8】に同じ
【資料 2-8-10】	「非常勤講師の任用に関する内規」	
【資料 2-8-11】	「清和大学教員任用及び昇任規程」 (第 2 条～第 5 条)	【資料 2-8-8】に同じ
	「清和大学教員の昇任に関する手続規程」	
【資料 2-8-12】	「清和大学教員の昇任に関する手続規程」 (第 2 条第 2 項)	【資料 2-8-11】に同じ
【資料 2-8-13】	勤勉手当査定関係資料	
【資料 2-8-14】	教職員外部研修実施資料	
【資料 2-8-15】	「清和大学在外研修 (短期) 要項」	
	「清和大学国際学会派遣要項」	
【資料 2-8-16】	「清和大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」	
【資料 2-8-17】	F D 研修会記録	【資料 2-2-11】に同じ
【資料 2-8-18】	授業評価アンケート関係資料	【資料 2-3-12・13】に同じ
	オープン授業関係資料	【資料 2-3-1】に同じ
	「重要性・緊急性ある検討課題」として取り上げられた事項	
【資料 2-8-19】	研究発表会実績表 (過去 3 年分)	
【資料 2-8-20】	「清和大学教学委員会規程」	
	「清和大学教授会規程」	【資料 1-3-3】に同じ
【資料 2-8-21】	F D 活動における教養教育に関する資料	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	電気設備、消防設備、エレベータ設備についての専門業者との	

清和大学

	委託契約	
【資料 2-9-2】	警備システムについての専門業者との委託契約	
【資料 2-9-3】	駐輪場、駐車場についての資料	
	スクールバス運行表	
【資料 2-9-4】	防災訓練実施関係資料	
【資料 2-9-5】	学生満足度調査結果報告書	【資料 2-7-15】に同じ
【資料 2-9-6】	シラバス（「セミナーⅠ」「プレゼミⅠ」「情報リテラシー」）	【資料 F-12】 75、115、46 参照
【資料 2-9-7】	図書館閉館時間延長に関する資料	
【資料 2-9-8】	「情報システム委員会」議事録	
【資料 2-9-9】	クラスサイズ関係資料	【資料 2-3-4】に同じ

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	「学校法人君津学園教職員行為規範基本規則」	
【資料 3-1-2】	「学校法人君津学園教職員倫理規範」	
【資料 3-1-3】	「学校法人君津学園公益通報者保護等に関する規則」	
【資料 3-1-4】	「学校法人君津学園寄附行為（第 3 条）」	
【資料 3-1-5】	「学校法人君津学園エコ活動ルール」	
【資料 3-1-6】	「学校法人君津学園ハラスメント防止に関する規則」	
【資料 3-1-7】	「学校法人君津学園個人情報保護規程」	
【資料 3-1-8】	「学校法人君津学園公益通報者保護等に関する規則」	【資料 3-1-3】に同じ
【資料 3-1-9】	「学校法人君津学園危機管理規則」	
【資料 3-1-10】	「清和大学防災規程」	
	「清和大学交通安全規程」	
【資料 3-1-11】	「清和大学危機管理マニュアル」	
【資料 3-1-12】	清和大学ホームページ上公開「教育情報」	
【資料 3-1-13】	清和大学ホームページ上公開「財務計算書類、財産目録、事業報告書、監査報告書」	
【資料 3-1-14】	清和大学ホームページ上公開「用語の解説や経年比較等の掲載」	【資料 3-1-13】に同じ
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	理事会開催状況と出席状況	【資料 F-10】に同じ
【資料 3-2-2】	理事会欠席者委任状のサンプル	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	「教授会規程」（第 4 条）	【資料 1-3-3】に同じ
【資料 3-3-2】	事前打合せ会議資料	
【資料 3-3-3】	清和大学委員会一覧表	【資料 1-3-15】に同じ

清和大学

【資料 3-3-4】	「学内規程等の見直し資料」	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	教授会議事録（理事長出席状況）	
【資料 3-4-2】	直近の学園代表者会議の資料	
【資料 3-4-3】	清和大学事務局会議議事録	【資料 3-3-2】に同じ
【資料 3-4-4】	監事の監査計画書及び監事監査チェックリスト	
【資料 3-4-5】	公認会計士から監事への質問票	
【資料 3-4-6】	平成 28 年度評議員会の開催状況	【資料 F-10】に同じ
【資料 3-4-7】	入試戦略会議議事録	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	君津学園事務組織規程	
【資料 3-5-2】	清和大学事務組織及び事務分掌規程	【資料 1-3-28】に同じ
【資料 3-5-3】	法人事務局と清和大学事務局との事務分担に関する内規	
【資料 3-5-4】	平成 27（2015）年度「（夏期・冬期）事務職員研修会」資料	
【資料 3-5-5】	外部講師「清和大学広報に関する学内向けセミナー」関係資料	
【資料 3-5-6】	平成 28（2016）年度（夏期・冬期）SD 研修会関係資料	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	学校法人君津学園中期計画（平成 22《2010》年度～平成 26《2014》年度）	
【資料 3-6-2】	学校法人君津学園中期計画（平成 27《2015》年度～平成 31《2019》年度）	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人君津学園経理規程	
【資料 3-7-2】	監査法人の監査報告書	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	「清和大学自己点検・評価並びに振興委員会規程」	
【資料 4-1-2】	具体的成果の例	
【資料 4-1-3】	平成 29 年度清和大学委員会名簿	【資料 1-3-15】に同じ
【資料 4-1-4】	第 1 回報告書「—自己点検・評価報告書 1999—」	
【資料 4-1-5】	第 2 回報告書「21 世紀の真心教育」	【資料 4-1-4】に同じ
【資料 4-1-6】	第 3 回報告書「平成 22 年度大学機関別認証評価 自己評価報告書・本編」	【資料 4-1-4】に同じ
【資料 4-1-7】	学務等の改善に生かされた事項	【資料 4-1-2】に同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	IR(Institutional Research)関連資料	
【資料 4-2-2】	「本学 Web「大学案内」の〔認証評価結果〕欄	
【資料 4-2-3】	「自己評価報告書・本編」の図書館に配架されている写真	

清和大学

【資料 4-2-4】	教授会議事録（平成 28.9.14）	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	「調査報告書」指摘事項の改善状況表（22《2010》年度大学機関別認証評価）（各改善項目につきエビデンス又は説明書等添付）	
【資料 4-3-2】	「自己点検・評価委員会」議事録（指摘事項の改善について）」	
【資料 4-3-3】	教授会議事録 SD 研修議事録	【資料 4-2-4】に同じ
【資料 4-3-4】	平成 22（2010）・平成 29（2017）年度「自己点検評価書等」作成分担表	
【資料 4-3-5】	全教職員に対する「改善・要望等意見」提供の通知（平成 29《2017》年度）と回答	
【資料 4-3-6】	「国際交流ポリシー」	
【資料 4-3-7】	「清和大学 地域連携・社会貢献基本方針」	
【資料 4-3-8】	「履修要覧」	【資料 F-12】に同じ

基準 A. 地域社会との連携協力・地域社会への貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域連携・地域貢献に関する方針の明確化		
【資料 A-1-1】	「清和大学地域連携・社会貢献基本方針」	【資料 4-3-7】に同じ
【資料 A-1-2】	木更津市教育委員会との「連携協定書」	
【資料 A-1-3】	千葉県立木更津東高等学校との「連携協定書」	
【資料 A-1-4】	千葉県立 4 高等学校との「連携協定書」	
A-2. 地域連携・地域貢献の具体性		
【資料 A-2-1】	「委託生」、「科目等履修生」、「社会人特別選抜入学試験」募集要項等学生募集要項	
【資料 A-2-2】	フィールドワーク活動の記録等	
【資料 A-2-3】	野外活動の記録等	
【資料 A-2-4】	清掃奉仕、交流会等の記録	【資料 2-7-13】に同じ
【資料 A-2-5】	木更津東高校生「キャリア教育セミナー」受講資料等	
【資料 A-2-6】	生涯学習市民公開講座関連資料	
【資料 A-2-7】	「人口減少セミナー」関連資料	
【資料 A-2-8】	学習サポートボランティア関連資料	
【資料 A-2-9】	スクールアクティブサポーター関連資料	
【資料 A-2-10】	清和大学共同研究関係資料	
【資料 A-2-11】	審議会及び委員会への派遣関係資料	
【資料 A-2-12】	木更津市総合計画懇談会関係資料	
【資料 A-2-13】	「子育て世代女性の就労支援コンテンツ」関係資料	
【資料 A-2-14】	教員免許更新講習関係資料	
【資料 A-2-15】	図書館連携協定関係資料	

清和大学

【資料 A-2-16】	図書館一般利用者数、木更津市中央図書館との相互貸出数	
【資料 A-2-17】	大学入試センター試験関係資料	
【資料 A-2-18】	中学生英語スピーチコンテスト関係資料	
【資料 A-2-19】	各種検定試験等会場提供資料	